阿 見 町 議 会 会 議 録

令和８年第１回定例会

（令和８年３月３日～３月18日）

阿 見 町 議 会

第 1 回 定 例 会

阿見町告示第３７号

令和８年第１回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年２月１６日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和８年３月３日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和８年第１回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	３月３日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	３月４日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第３日	３月５日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第４日	３月６日	（金）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第５日	３月７日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	３月８日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	３月９日	（月）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第８日	３月10日	（火）	休　　会		・議案調査
第９日	３月11日	（水）	休　　会		・議案調査
第10日	３月12日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	３月13日	（金）	休　　会		・議案調査
第12日	３月14日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	３月15日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	３月16日	（月）	午前11時	本会議	・議案上程 ・委員長報告 ・討論 ・採決
			午後２時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第15日	３月17日	（火）	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第16日	３月18日	（水）	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（産業建設所管分）
			午後２時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　１　号

〔　３ 月 ３ 日　〕

令和８年第１回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和８年３月３日（第１日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	倉重千晶君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩　孝君
町民生活部長	齋藤　明君
保健福祉部長	戸井　厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	浅野奉子君
管財課長	渡邉修宏君
生活環境課長	堀越多美男君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
こども未来課長	大塚　淳君
南平台保育所長兼 地域子育て支援センター所長	磯原友美君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	田﨑和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹　久
書記	堀内　淳
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和８年３月３日　午前１０時開会・開議

日程第１	倉重千晶君の議席の指定について	
日程第２	会議録署名議員の指名について	
日程第３	会期の決定について	
日程第４	諸般の報告	
日程第５	常任委員会所管事務調査報告	
日程第６	議員派遣報告	
日程第７	副議長の選挙	
日程第８	議案第４号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
	議案第５号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度阿見町一般会計補正予算（第８号））
日程第９	議案第６号	阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
	議案第７号	阿見町高齢者福祉基金条例の制定について
日程第10	議案第８号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第１０号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第１１号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１２号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第１３号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第１４号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１５号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

	議案第１６号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第１７号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
	議案第１８号	阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について
	議案第１９号	阿見町文化芸術振興条例の一部改正について
	議案第２０号	阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について
日程第11	議案第２１号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
	議案第２２号	令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第２３号	令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第２４号	令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
	議案第２５号	令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第２６号	令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第12	議案第２７号	令和８年度阿見町一般会計予算
	議案第２８号	令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第２９号	令和８年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第３０号	令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第３１号	令和８年度阿見町水道事業会計予算
	議案第３２号	令和８年度阿見町下水道事業会計予算
日程第13	議案第３３号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
日程第14	議案第３４号	公の施設の利用に関する協議について

午前１０時００分開会

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和８年第１回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

倉重千晶君の議席の指定について

○議長（野口雅弘君）　日程第１、倉重千晶君の議席の指定を行います。

今回、当選された倉重千晶君の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、12番に指定します。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

17番　　吉　田　憲　市　君

18番　　細　田　正　幸　君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第３、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る２月24日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君）　おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和８年第１回定例会につきまして、去る２月24日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は５名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から３月17日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

２日目、３月４日は午前10時から本会議で一般質問、４名。

３日目、３月５日は午前10時から本会議で一般質問、４名。

４日目、３月６日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後２時から民生教育常任委員会。

５日目から６日目までは休会で議案調査。

７日目、３月９日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

８日目は休会で議案調査。

９日目、３月11日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

10日目、３月12日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

11日目、３月13日は委員会で、午後２時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

12日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、３月17日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（野口雅弘君）　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から３月17日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月17日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第４、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第４号から議案第34号まで、以上31件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチン含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情の２件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和８年１月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和７年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、２月25日及び２月27日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、去る２月24日に、産業建設常任委員会委員及び予算決算特別委員会委員に倉重千晶君を指名しましたので、報告いたします。

次に、本日、広聴広報特別委員会委員に栗田敏昌君を指名しましたので、報告いたします。

次に、本日、産業建設常任委員会を開催し、副委員長を互選した結果、副委員長は栗田敏昌君となりましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

民生教育常任委員会では、令和８年１月20日に兵庫県神戸市を、１月21日に兵庫県明石市を訪問し、視察研修をしてまいりました。

委員５名と、執行部からは保健福祉部長が出席し、議会事務局から職員１名が随行いたしました。

まず、神戸市では、「認知症「神戸モデル」の取り組みについて」、「こうべオレンジカフェの取り組みについて」視察研修をしてまいりました。

神戸市の高齢福祉課より、「認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ認知症神戸モデルについて」の説明がありました。

神戸市は、令和７年４月現在、人口約149万人、世帯数約78万世帯、うち高齢者人口は約43万5,000人、高齢化率29.2％、75歳以上の割合は17.2％とのことでした。

認知症神戸モデルは、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けていくことを目指した、全国に先駆けた神戸発の取組で、早期受診を支援する認知症診断助成制度、外出時の安心を支える認知症事故救済制度、社会全体で支える仕組み超過課税の導入を行っているとのことです。

まず、認知症診断助成制度は、第１段階として65歳以上の市民が神戸市医師会の全面的な協力を受け、地域の医療機関489か所において認知機能検診を無料で受診でき、認知症の疑いの有無が判断され、要精密検査となった方は、第２段階として専門医療機関57か所において病名の診断を受けるとともに、認知症新薬適用有無の診断の高額な検査代も市が助成し、自己負担はゼロとのことでした。

次に、認知症と診断された方は、認知症事故救済制度に申込みが可能で、無料で受けられる５つの安心として、１、最高２億円の賠償責任保険への加入、保険料は市が負担。２、認知症の方が起こした事故で、被害に遭われた市民に最高3,000万円の見舞金の支給。３、24時間365日対応の事故救済コールセンター。４、行方不明を未然に防ぐＧＰＳ端末の貸出し。５、行方不明時に迅速な身元確認及び保護のためのみまもりシールの配布を実施しているとのことでした。

これらの費用は、市民の負担として個人市民税均等割１人当たり年間400円の超過課税の財源で賄っているとのことです。

次に、こうべオレンジカフェは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる集いの場として、令和７年１月１日現在、市内に51か所あるとのことです。主な内容は、茶話会の開催、脳トレや体操、レクリエーション、認知症の啓発としてＤＶＤ鑑賞や寸劇、家族の日頃の悩み・不安の共有などということです。

認知症神戸モデルに係る費用負担を将来世代へと先送りすることなく、市民の皆様に広く御負担いただくこの取り組みは、今後、阿見町でもますます高齢化率の上昇が懸念されるものと思われ、非常に参考になりました。

次に、明石市では、「あかしインクルーシブ条例について」、「認知症を支援する取り組みについて」視察研修をしてきました。

初めに、明石市のインクルーシブ推進課より、「みんなでつくるインクルーシブなあかし～

すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例～」の説明がありました。

明石市のまちづくりは、2015年４月に手話言語・障害者コミュニケーション条例を全国で初めて制定、2016年４月には障害者配慮条例を制定、誰もが暮らしやすいまちとして、年齢、性別、障害、国籍などにかかわらず、すべての人が安心して自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくりを実現するため、2022年４月にあかしインクルーシブ条例を制定したとのことです。

障害者に特化した条例ではなく、すべての人が大切にされ、誰一人取り残されることのないインクルーシブ社会を実現するために、全庁横断的な体制の下、市民や事業者、関係機関等と相互に連携しながら、インクルーシブ教育の推進、災害時要配慮者の支援、総合相談支援体制の整備、地域生活の支援、障害者等に対する雇用及び就労の支援、地域生活関連施設の整備、移動手段の確保、移動等円滑化促進方針及び基本構想との関係、ユニバーサルツーリズムの促進と様々な分野において具体的な施策を推進しているとのことでした。

また、みんなで一緒に考えるインクルーシブアドバイザー制度を導入し、アドバイザーは現在18名が登録、地域の行事や音楽イベントなどを計画する際や利用しやすいお店や施設、参加しやすいイベントなど、バリアフリーについて気軽に相談できるとのことでした。

次に、明石市の高齢者総合支援室より、「認知症あんしんプロジェクトについて」の説明がありました。

明石市では、認知症になっても「みんなで支え合い」「住み慣れた地域で」「安心して暮らせる」地域共生社会の実現に向けて、包括的・継続的な総合支援に取り組んでいるとのことでした。

具体的には、認知症予防対策として難聴により生活に支障が生じているすべての高齢者を対象に所得制限を設けず、新規で購入した補聴器の購入費に対して上限２万円を令和６年度実績で385件、770万円を助成、早期発見・早期受診対策として75歳を迎えた方へオレンジチェックシートによる自己診断を行うための「あかしオレンジチェックシート」を送付し、令和６年度実績で4,297件送付のうち1,972件の提出、そのうち認知症疑いの方は96件、4.87％とのことでした。

チェックシートの結果、認知症の疑いがある人に受診を勧め、診断費用を全額助成するとともに、認知症と診断された方にはＧＰＳ基本使用料１年分無料またはタクシー券6,000円分を給付、さらに在宅支援のため認知症サポート給付金として２万円を令和６年度実績で361件、722万円を給付しているとのことでした。

また、令和４年４月に認知症あんしんまちづくり条例を制定し、関係機関等と連携しながら、継続的に認知症施策の推進を図っているとのことでした。

当町の第７次総合計画においての将来像、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、あかしインクルーシブ条例や認知症あんしんまちづくり条例の取組は、非常に参考となりました。

今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かして参りたいと思います。

最後に、今回の研修を快く受け入れてくださいました神戸市議会、神戸市の高齢福祉課の職員の方々、明石市議会、明石市のインクルーシブ推進課及び高齢者総合支援室の職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、民生教育常任委員会所管事務調査報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

産業建設常任委員会では、令和８年１月21日に茨城県行方市の視察を行いました。

委員４名と、議会事務局から職員１名が随行しました。

行方市では、サツマイモを中心に、野菜、豚肉、湖魚などの高品質な特産品をなめがたブランドとして推進しています。まず、なめがたブランドの特産品を取り扱っている行方市観光物産館こいこいを訪問し、直売所の様子を視察しました。

直売所では特産品のサツマイモが数多く並び、その他トマトやカボチャ、カボス、加工品では干し芋や焼酎、ブランド豚「美明豚」を使用したシュウマイ、冷凍加工されたアメリカナマズなど数多くの商品が並び、多くの人が訪れていました。

次に「らぽっぽなめがたファーマーズヴィレッジ」と、併設する「やきいもファクトリーミュージアム」を訪問しました。

「らぽっぽなめがたファーマーズヴィレッジ」は、2015年に白ハト食品工業株式会社との連携による、廃校となった旧小学校跡地や、耕作放棄地を活用した体験型農業テーマパークで、年間10万人を超える来場者が訪れる観光施設の面も持ち合わせており、施設内はサツマイモを使用した数多くの商品が並び、併設する「やきいもファクトリーミュージアム」ではサツマイモの歴史や最先端の工場見学を経験でき、この施設が行方のサツマイモの普及拡大活動の中心となる施設であることを感じました。

実際に現地でなめがたブランドの状況を確認し、ブランド化の推進においていろいろな視座を感じることができました。

最後に、今回の視察研修では、各施設の運営に携わる方々に大変お世話になりました。この

場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第６、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第１項の規定により、議長において決定した議員派遣報告を行います。

紙井和美君、登壇願います。

〔５番紙井和美君登壇〕

○５番（紙井和美君）　皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、議員派遣報告をさせていただきます。

去る２月19日、水戸京成ホテルにおいて、令和７年度町村議会議員自治研究会が開催され、県内11町村、約150名の議員や議会職員が参加をいたしました。

阿見町からは野口議長をはじめ議員９名、議会事務局から３名、合計12名で研究会に参加をいたしました。

茨城県町村議会議長会会長の境町、倉持議長の主催挨拶の後、「地方選挙最新事情とＳＮＳ選挙」をテーマに、選挙プランナー三浦博史先生の講演がありました。

三浦先生は、1951年生まれ、慶應義塾大学法学部を御卒業後、銀行勤務を経て、1979年から1988年まで、故椎名素夫代議士の公設秘書を務められました。その後、1988年、米国国務省個人招聘プログラムにより米国の政治・選挙事情を視察、さらに、米国民主党選挙キャンペーン会社ＦＤＲ社他と連携し、1989年４月からは、日本初の総合選挙プランナー会社アスク株式会社を設立し、代表取締役社長を務め、選挙プランナーとして現在に至ります。

以来、大井川和彦茨城県知事等の知事選をはじめ、数多くの市区長選、町村長選挙や、数多くの衆参国会議員選挙、地方選挙を手がけ、御活躍をされております。

当日は、冒頭に、２月上旬に実施された衆議院議員選挙の考察から始まり、三浦先生御自身の数多くの経験と知識を交えながら御講演をいただきました。

御講演では、ＳＮＳ選挙の重要性と問題点、コンプライアンス最新事情、「外見・好感力」の重要性など、議員活動に大いに役立つお話をいただきました。

特に講演の中で何度も出てきた言葉、“熱伝導”について、自身の熱意をどのように伝えるかについてはいつの時代も変わらない最も重要なことであると力説し、その伝え方として、今、

ＳＮＳが有効になっているとのことでした。

自分自身の強みを活かしながら、熱意を人に伝える“熱伝導”が選挙で重要であると語る講演は、私たち議員にとって大変参考になるものでございました。

以上で議員派遣報告を終わります。

○議長（野口雅弘君）　以上で議員派遣報告を終わります。

副議長の選挙について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第７、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○議長（野口雅弘君）　ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に

２番　　筧　田　　聡　君

３番　　前　田　一　輝　君

４番　　小　川　秀　和　君

以上３名を指名します。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（野口雅弘君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（野口雅弘君）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長氏名を点呼、各議員順次投票〕

○議長（野口雅弘君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。

２番筧田聡君、３番前田一輝君、４番小川秀和君、立会いをお願いします。

〔立会いの上、開票〕

○議長（野口雅弘君）　選挙の結果を報告いたします。

選挙の結果、投票総数18票、有効投票17票、無効投票１票。有効投票中、石引大介君12票、落合剛君４票、吉田憲市君１票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票でありますので、石引大介君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（野口雅弘君）　ただいま副議長に当選されました石引大介君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をします。

ここで石引大介君より挨拶がございます。石引大介君、登壇願います。

〔副議長石引大介君登壇〕

○副議長（石引大介君）　このたび、阿見町議会におきまして副議長の御推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げますとともに、その職務の重責を改めて感じますと、本当に身の引き締まる思いでございます。

今日まで阿見町議会を牽引し、そして御尽力いただきました先輩諸兄姉の皆様に恥じぬよう、しっかりと議長をサポートし、阿見町議会の発展のために尽力をしてまいりたいと思います。

阿見町議会の発展、そして阿見町の発展、町民の皆様の幸せのために一生懸命働いてまいりますので、ここにお集まりの皆様の御指導、御協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　次に、１名欠員となっております議会運営委員会委員につきまして、阿見町議会先例集申合せ事項により、議会運営委員会委員は、現在、各常任委員会委員長３名、久保谷実君、海野隆君、栗原宜行君、直近の議長経験者１名、久保谷充君、議長が指名する者１名、石引大介君の５名で、現職副議長１名が欠員となっております。

このたび副議長となられました石引大介君は、現在、議会運営委員会委員であり、議長が指名する者として選出されております。

現職副議長石引大介君は既に委員であることから、今回、議長が指名する者として委員会条例第５条第２項の規定により、紙井和美君を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、紙井和美君を議会運営委員会委員に指名します。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。

また、このたびの副議長選挙、石引副議長、誠におめでとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和８年第１回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、今回提出しております議案の審議に先立ちまして、議員各位並びに町民の皆様に、こうして私の今後４年間の町政運営に係る所信の一端を申し上げることができ、誠に有難く光栄に存じます。

私自身、この度の町長選挙におきまして再選をさせて頂き、引き続き、町長として３期目の町政を担わせていただくことになりました。改めまして、５万人を上回る町民の責任者である、町長という職責の重さを痛感しているところであります。このうえは、議員各位、そして町民の皆様の御協力をいただきながら、町政課題の解決に全力を傾け、町政発展のため、決意を新たに邁進する所存でございます。

私は、８年前の町長就任以来、町民の負託に応えるため、誠実に町民の声に耳を傾けながら、議会、職員と対話を重ね、より良い阿見町を目指し、私なりに全力投球で誠心誠意、職務に努めてまいりました。また、子育てしやすい環境の整備はもちろん、「地域予算制度」、「町民討議会」、「あみ未来塾」の創設をはじめとした、新たな事業を推進し、失敗や批判を恐れず、信念を持って町政執行に取り組んでまいりました。その結果、私が２期目の政策実現プランに位置付けた60の政策につきましては、その大部分について実現することができ、着実に政策推進の成果が伴ってきたものと実感しております。

今後の４年間につきましては、阿見町第７次総合計画で掲げた「みんなでつくる共生のまち」の基本理念のもと、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現のため、全力で取り組んでまいります。

この将来像の実現に向け、さらなる町政発展を遂げるためには、現場の状況を的確に把握し、事業の優先順位を明確にしたうえで、町民に寄り添った施策を効率的かつ効果的に行うことが求められます。そのためには、町民主体のまちづくりが不可欠であり、町民と行政が一体とな

って協力し合うことが重要であります。

さて、阿見町の人口について申し上げますと、令和５年10月の５万人達成以降も着実に増加しており、現在、令和９年11月の市制施行を目指し、準備を進めているところであります。

市制施行は行政サービスの向上と地域の自立性を高めるまたとない機会であり、持続可能な未来に向けての大きな挑戦となります。「市制施行」といっても、単に「市」を目指すだけでは十分ではありません。基礎自治体としての機能をより強化し、行政サービスを向上させ、暮らしやすいまちを創り上げていくことこそが、その本質であります。町民の皆様におかれましては、積極的に町民活動に参画していただき、行政との協働により持続可能で幸せな生活ができる地域づくりの推進に、ぜひ御協力をいただきたく存じます。

それでは、施策の方向性と主な取組につきまして、私の政策公約に掲げた55の項目の政策のうち、はじめに、８つの重点政策について申し述べさせていただきます。

第１に「牛久阿見インターチェンジ周辺開発の完結」であります。

首都圏中央連絡自動車道の牛久阿見インターチェンジ周辺開発地区におきましては、令和８年度の茨城県当初予算案に、同地区を対象とする工業団地造成事業費として173億700万円が計上されたところです。当町におきましても、茨城県と緊密に連携し、当該地区が有する優れた立地特性と利便性を活かし、生産・流通機能の集積に向けた土地利用を積極的に進めてまいります。これにより、将来にわたる雇用の創出と安定的な税収の確保を目指し、持続可能な地域経済の発展に寄与してまいります。

第２に「小中学校体育館へのエアコン整備」であります。

小中学校の体育館は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難所として町民の安全・安心を支える重要な施設であります。近年、特に夏季における熱中症リスクが高まっていることから、体育館の環境改善は喫緊の課題となっております。そのため、児童生徒の安全性と快適性を確保し、学習環境の質の向上を図るとともに、災害時に地域住民が安心して避難できる環境を整えるため、小中学校の体育館に空調設備を設置してまいります。

第３に「市制施行の実現」であります。

令和の時代における初の市制施行を目指し、市制施行に必要な国及び県の要件を整理し、円滑な市制施行に向けた準備を着実に進めてまいります。併せて、町民の愛着意識の醸成や、全国的な「阿見市」の認知度向上を図るため、戦略的な情報発信を行い、「阿見市」のイメージアップに努めてまいります。市制施行を機に、よりまちへの誇りが高まり、一層活気あるまちづくりが進むよう尽力してまいります。

第４に「ＳＤＧｓの推進」であります。

ＳＤＧｓ未来都市として、これまでの取組を積極的に発信し、普及啓発活動を通して醸成さ

れたＳＤＧｓの理解を基盤として、持続可能なまちづくりをさらに推進してまいります。町民や企業等が、地域課題解決のために自ら行動を起こし実践する取組に対する支援を着実に実施してまいります。

第５に「りんりんロード湖岸ルートの開通」であります。

花室川河口への架橋による新たなサイクリングコースを整備し、安全で安心な自転車の通行空間を確保いたします。湖岸ルートの開通により、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の魅力を一層高め、将来的には、「泳げる霞ケ浦」を中心に新たな観光資源を創出するとともに、地域住民の誇りと愛着を深め、交流人口の拡大を目指してまいります。

第６に「温水プール・ジム・温浴施設の整備」であります。

老朽化した学校プールを集約し、水泳授業の安全性と継続性を確保するとともに、町民が通年で利用できる温水プールを整備してまいります。本施設は、季節や天候に左右されることなく、子どもたちがプールを利用できる環境を整えるほか、トレーニングジムや温浴施設を併設することで、町民の健康増進にも寄与するものであります。温水プールの整備については、これまでも町民の皆様から多くの要望をいただいており、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用される施設として、計画的に整備を進めてまいります。

第７に「ごみ処理施設の広域化」であります。

霞クリーンセンターは、建設から28年が経過し、耐用年数の期限である35年が近づいております。将来にわたって安定的にごみ処理を行い、町民の生活環境を守るためには、施設の老朽化に対応するだけでなく、より効率的かつ持続可能な処理体制を構築する必要があります。こうした状況に対応するため、ごみ処理の広域化を進め、施設の共同利用を通じて建設費用や運営費の削減を図ってまいります。

第８に「ごみの資源化・減量化」の推進であります。

令和３年度時点で阿見町は、１日当たりの１人当たりごみ排出量が県内でワースト４位となっております。霞クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみのうち、紙類と布類が約４割を占めており、これらの資源化を一層徹底する必要があります。「人口は増えてもごみは減らす」を合言葉に、ごみの減量と資源の有効活用を進め、持続可能な社会の実現に向けた取組を強化してまいります。

次に、基本政策となる47項目について申し述べさせていただきます。先ほどの重点政策と合わせ、55項目の政策公約に全力で取り組んでまいります。

第１の柱「安全・安心」では、「地区防災計画の全行政区策定」、「犯罪被害者等支援条例の制定」、「災害時安否確認を全行政区へ拡充」、「防犯カメラ設置促進」、「自転車用ヘルメット購入補助金の継続」、「職員向けカスハラ対策指針の策定」の６項目であります。災害

時の被害軽減や救援活動の迅速化、犯罪被害者等支援の制度化、犯罪抑止力の強化、交通安全意識の醸成を図り、誰もが安全に安心して暮らせるまちを築いてまいります。

第２の柱「教育・文化」では、「ランドセルの無料配布の継続」、「中学校新入生お祝い事業の継続」、「給食費無償化の達成」、「学校給食への有機農産物等の利用推進」、「町史編纂事業の継続」、「国体跡地の有効活用」、「中学校部活動の地域移行の促進」、「図書館の機能充実」の８項目であります。子育て世帯への経済的支援、食育の推進、歴史・文化の継承、スポーツ振興、交流の場の創出による地域活性化を図り、教育及び生涯学習環境の充実に取り組んでまいります。

第３の柱「子育て支援」では、「子ども食堂の拡充」、「あみ子育て支援センターの開館」、「保育施設の拡充」、「18歳までの医療費無料化の継続」、「病児保育の継続」、「選定療養費の公費負担（保育施設・学校）」、「産後ドゥーラ導入支援」、「男性の育児講座の開設」の８項目であります。妊娠から出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援、子育てと仕事が両立できる環境づくり、子育て世帯の経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てることができ、将来を担う若者に選ばれる取組を推進してまいります。

第４の柱「高齢者・障がい者支援」では、「帯状疱疹ワクチン接種の助成継続」、「認知症対策事業への支援」、「高齢者・障がい者の就労支援拡充」、「手話言語条例の制定」の４項目であります。高齢者の健康維持、認知症の早期発見や介護予防、高齢者・障がい者の社会参加促進と自立支援、聴覚障がい者の権利の尊重を図り、町民が健康で安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会を目指してまいります。

第５の柱「農業・産業振興」では、「耕作放棄地の集約化」、「鳥獣対策の強化」、「特産品開発の支援」、「就活・転職フェアの開催」、「企業懇談会の定期開催」の５項目であります。地域農業の振興と農地利用の効率化、農作物被害の軽減と農業経営の安定化、地域ブランド力の向上、地域内の雇用促進と若者の定住促進、企業との連携強化を図り、地域経済の活性化を目指してまいります。

第６の柱「財政健全化」では、「ふるさと納税の拡充」、「緊縮財政の強化」、「地域予算制度の拡充」の３項目であります。自主財源の確保、持続可能な財政運営、将来世代への負担軽減を図ります。また、地域の課題等を地域住民が主体的に解決できるよう、地域力の向上と効率的な施策展開を図ってまいります。

第７の柱「生活の利便性向上」では、「移動販売の継続」、「デマンドタクシーの拡充」、「空き家対策の強化」、「ドッグランの整備」、「観光事業の推進」の５項目であります。買物困難者や公共交通にアクセスしにくい方への支援、地域の防犯の強化と景観の改善、ペットと共に過ごせる生活環境の充実、町の魅力度向上による関係人口増加を図り、年齢等にかかわ

らず安心して住み続けられる環境の整備と観光振興に取り組んでまいります。

第８の柱「広聴・協働・連携」では、「町長と語る会の継続」、「町民討議会の継続」、「公式ＬＩＮＥの友だち拡充」、「東京医大茨城医療センターとの連携」、「二所ノ関部屋との連携」の５項目であります。町民との対話を通して、きめ細やかに要望等を聴き取り、町政に活かすとともに、情報伝達の迅速化、医療体制強化、地域スポーツ文化の振興を図り、地域力が高く魅力あるまちづくりを進めてまいります。

第９の柱「人材育成」では、「高校生会・あみ未来塾の継続」、「人材育成基金活用の継続」、「職員のスキルアップ」の３項目であります。人材は町にとって大変貴重な財産であり、その育成は最も重要な責務の一つであると考えております。今後も、次世代リーダーの育成と地域参画意識の向上、行政サービスの向上に一層力を注ぎ、町の発展を支える基盤を強化してまいります。

以上、３期目の町政執行に臨むに当たり、私の所信の一端を申し述べさせていただきました。私は、多くの町民が積極的にまちづくりに参画できる仕組みを整え、町民と共に歩むまちづくりを推進することこそが、必ずや阿見町に明るい未来をもたらすと確信しております。これからの４年間は、私の重点政策に位置づけた「牛久阿見インターチェンジ周辺開発の完結」や「市制施行の実現」など、阿見町にとって将来を左右する正念場となる極めて重要な時期であると認識しております。このような時期だからこそ、私はふるさと阿見への熱い思いを胸に、引き続き、議員の皆様、町民の皆様、そして職員との対話を重ね、「町民の幸せのために」町政運営に全力で取り組み、様々な困難を乗り越え、邁進する覚悟でございます。

この新たな４年間で私に課せられた使命を果たすため、皆様のより一層の御支援と御指導、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

令和８年３月３日、阿見町長千葉繁。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時15分といたします。

午前１１時０５分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第４号　　専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第５号　　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度阿見町一般

会計補正予算（第８号））

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第８、議案第４号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和７年度阿見町一般会計補正予算（第８号））、以上２件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第４号及び議案第５号の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案２件は、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行ったもので、同条第３項の規定に基づき報告するものであります。

議案第４号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

本案は、令和７年２月13日午後１時30分頃、阿見町立中央公民館前の町道6388号線において、中央公民館敷地内に設置されていた町管理の看板が強風により飛散し、信号待ちで停車中の車両に接触し損害を与えたことから、地方自治法第96条第１項第13号の規定に基づき、町が負担すべき損害賠償の額を定めたものであります。

議案第５号の令和７年度阿見町一般会計補正予算（第８号）について申し上げます。

本案は、既定の予算額に564万円を追加し、230億9,567万2,000円とするものであります。

その内容は、議員の辞職による町議会議員補欠選挙に係る経費を計上したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

海野隆君。

○１４番（海野隆君）　損害賠償の額を定めることについてお伺いしたいと思います。

中央公民館内に設置されていた看板ですね、強風により飛ばされたというわけですけれども、通常、看板は相当な台風があるような場合でも飛ばされないようにきちんと設置されているのではないかと思いますが、この看板は設置後、どのぐらいの年月がたったのか。そして、直接的な強風のですね、強風によって飛ばされたということなんですけども、この直接的な原因は何なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　生活環境課長堀越多美男君。
○生活環境課長（堀越多美男君）　お答えいたします。
　こちらの看板につきましては昭和60年に設置されたものでございまして、約39年が経過しております。
　構造といたしましては、看板本体が木製の枠に鉄の板がはめられたといったようなものでございまして、こちらが鉄製の支柱にねじ留めをされていたといったものになります。
　この事故の当日、令和７年２月13日には、瞬間最大風速19.9メートルといった強風が吹いておったんですが、こちらの強風に加えまして、この木製の枠が腐食していたことによって留めねじが外れまして、看板が飛散して、車両のほうを直撃したと、こういった状況でございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　似たような状況の看板というのは結構たくさんあるんじゃないかと思いますので、その後、横の展開というのはしたんですか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。堀越多美男君。
○生活環境課長（堀越多美男君）　お答えいたします。
　今回のこの事故発生直後に町内の同様の看板を点検確認いたしまして、危険な看板が１基、花室川沿いにございましたが、そちらを速やかに撤去をしております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（野口雅弘君）　これをもって質疑を終結します。
　お諮りします。
　ただいま議題となっております議案第４号から議案第５号までについては、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定いたします。
　これより討論に入ります。
　討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
　これより採決します。
　議案第４号から議案第５号までは、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４号から議案第５号までは、原案どおり承認することに決しました。

議案第６号　　阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について

議案第７号　　阿見町高齢者福祉基金条例の制定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第９、議案第６号、阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について、議案第７号、阿見町高齢者福祉基金条例の制定について、以上２件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第６号及び議案第７号の条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案第６号の阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第７号の阿見町高齢者福祉基金条例の制定について申し上げます。

本案は、町内に居住する高齢者の福祉を増進する目的で行われる施策及び事業に要する資金に充てるための阿見町高齢者福祉基金を創設することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案２件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第６号から議案第７号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第８号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第９号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第１０号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第１１号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１２号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第１３号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第１４号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１５号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第１６号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第１７号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
議案第１８号	阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について
議案第１９号	阿見町文化芸術振興条例の一部改正について
議案第２０号	阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第10、議案第８号、阿見町職員の給与に関する条例の一部

改正について、議案第９号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第17号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、議案第18号、阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について、議案第19号、阿見町文化芸術振興条例の一部改正について、議案第20号、阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について、以上13件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第８号から議案第20号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

議案第８号から議案第11号までにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、国の取扱いに準じて関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第８号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数、宿日直手当、通勤手当の改定を行うものであります。

給料月額については、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も改定率を逓減させる形で給料表を平均3.62％引き上げるものであります。

期末手当及び勤勉手当については、12月の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、令和８年度以降の支給月数を６月期と12月期で均等になるよう配分するものであります。

宿日直手当については、支給額を引き上げるものであります。

通勤手当については、現行の距離区分について、200円から7,100円までの幅で引き上げるものであります。

議案第９号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、特別職における期末手当の改定を行うものであります。

議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、任期付職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定を行うものであります。

議案第11号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の改定に準じ、会計年度任用職員における期末手当及び勤勉手当の改定を行うものであります。

議案第12号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、国の制度に準じて、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第13号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、当町の附属機関である阿見町子育て支援ネットワーク会議について、その設置根拠となる阿見町地域子育て支援センターの廃止に伴い、当該附属機関を廃止するため、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第14号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第13号における阿見町子育て支援ネットワーク会議の廃止に伴い、当該附属機関の委員である非常勤特別職の職員が不要となることから、当該委員に係る報酬及び費用弁償の規定を削除するものであります。

また、行政不服審査制度における審査庁審理を適正に行うため、法務に精通し、専門的知識及び経験を有する者を任命できるよう、新たに非常勤特別職として審理員の職を追加し、その報酬及び費用弁償について定めるものであります。

議案第15号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第16号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該基準との整合を図るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第17号の阿見町吉原地区企業誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見吉原地区への企業誘致を促進するため奨励措置を定めている本条例について、引き続き未利用地への企業の立地促進を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、本条例の有効期間を令和10年３月31日まで延長するものであります。

議案第18号の阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について及び議案第19号の阿見町文化芸術振興条例の一部改正について申し上げます。

本案２件は、組織機構の改正により文化課が新設されることに伴い、両条例において定める所管課を生涯学習課から文化課へ改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号の阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について申し上げます。

本案は、阿見町立本郷小学校体育館及び舟島小学校体育館について、文部科学省の公立学校施設台帳上の学校施設として改めて登録するため、現在これらの施設の設置根拠となっている本条例を廃止するものであります。

これにより、今後予定される空調整備をはじめとする大規模改修に際し、文部科学省の国庫補助制度を活用することが可能となり、町の財政負担の軽減が図られるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案13件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第８号から議案第20号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２１号　　令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）

議案第２２号　　令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第２３号　　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第２４号　　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第２５号　　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
議案第２６号　　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第11、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、議案第22号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第23号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第24号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）、議案第25号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）、議案第26号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）、以上６件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第21号から議案第26号までの令和７年度一般会計ほか５件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第21号、一般会計補正予算は、既定の予算額から２億3,960万2,000円を減額し、228億5,607万円とするものであります。

第１表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第１款町税で、個人町民税収入が好調のため個人町民税を増額。

第12款地方交付税で、物価高騰や人事院勧告に係る再算定により普通交付税を増額。

第17款県支出金で、地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債で、事業の完了により体育施設整備事業債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第２款総務費では、職員管理費で、退職予定者の増により退職手当特別負担金を増額。

第３款民生費では、老人福祉費で、グループホーム新設のため、地域医療介護総合確保基金事業補助金を新規計上。障害福祉費で、サービス利用量の増により、障害者介護給付費を増額。保育所費で、民間保育所等への給付費の基準である公定価格の上昇により民間保育所管理運営事業を増額。この他、全般的に人事院勧告に伴う人件費の増額及び事業費の確定等による減額を行っております。

第２表、繰越明許費補正は、公用車維持管理費ほか19件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

第３表、地方債補正は、土地改良事業債（補正予算債）を追加し、事業費の確定等により、役場庁舎整備事業債ほか９件について限度額を変更するものであります。

議案第22号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から600万7,000円を減額し、49億8,654万2,000円とするものであります。

主な内容は、納付金額の確定により国民健康保険事業費納付金を減額するものであります。

議案第23号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から１億2,462万7,000円を減額し、41億6,826万3,000円とするものであります。

主な内容は、施設介護サービス給付費を減額するものであります。

議案第24号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に3,059万3,000円を追加し、13億5,736万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料納付金を増額するものであります。

議案第25号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入について249万7,000円を減額、収益的支出について5,779万4,000円を減額、第４条に定めた資本的収入について１億8,225万1,000円を減額、資本的支出について４億4,108万7,000円を減額するものであります。

その内容は、決算見込み等による不用額を減額するものであります。

議案第26号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入について6,599万8,000円を減額、収益的支出について4,077万4,000円を減額、第４条に定めた資本的収入について7,402万4,000円を減額、資本的支出について9,924万8,000円を減額するものであります。

その主な内容は、決算見込み等による不用額の減額及びそれに伴い他会計補助金等を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案６件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第２７号　　令和８年度阿見町一般会計予算

議案第２８号　　令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２９号　　令和８年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第３０号　　令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第３１号　　令和８年度阿見町水道事業会計予算

議案第３２号　　令和８年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第12、議案第27号、令和８年度阿見町一般会計予算、議案第28号、令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第29号、令和８年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第30号、令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号、令和８年度阿見町水道事業会計予算、議案第32号、令和８年度阿見町下水道事業会計予算、以上６件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第27号から議案第32号までの令和８年度一般会計ほか５件の予算について、概要を申し上げます。

議案第27号、一般会計予算は、242億2,000万円で7.3％の増。

議案第28号、国民健康保険特別会計予算は、49億9,900万円で0.2％の増。

議案第29号、介護保険特別会計予算は、41億8,000万円で2.2％の減。

議案第30号、後期高齢者医療特別会計予算は、14億7,600万円で10.9％の増。

議案第31号、水道事業会計予算は、20億1,100万円で20.7％の減。

議案第32号、下水道事業会計予算は、27億5,600万円で0.8％の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第27号についての説明を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　それでは、私から、議案第27号、令和８年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして、御説明をさせていただきます。

一般会計予算書の歳入歳出事項別明細により、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開きください。

まず、歳入であります。

第１款町税から御説明いたします。

第１項町民税は、第１目個人町民税で7.4％の増、第２目法人町民税で8.4％の増、町民税全体では7.6％の増額計上。

第２項固定資産税は、01土地で2.3％の減、02家屋で3.4％の増、03償却資産で8.3％の減、固定資産税全体では1.1％の減額計上。

町税全体では2.4％の増額計上となっております。

次に、13ページ下段の12款地方交付税は、01普通交付税が物価高騰などを反映した基準財政需要額の増などにより29.4％の増、地方交付税全体では25.5％の増額計上となっております。

次に、16ページ下段からの16款国庫支出金は、第１項国庫負担金の第１目民生費国庫負担金第２節児童福祉費負担金の09施設型給付費負担金の増などにより、16.1％の増額計上となっております。

次に、19ページからの第17款県支出金の第２項県補助金のうち、21ページ上段の第６目教育費県補助金、第２節保健体育費補助金の03給食費負担軽減交付金の皆増などにより、20.3％の増額計上となっております。

次に、21ページ下段からの第18款財産収入は、そのうち22ページ上段の第２項財産売払収入、第１目不動産売払収入、第１節土地売払代金で、荒川本郷地区町有地の売却代金の減などにより、68.2％の減額計上となっております。

同じく22ページ中段からの第19款寄附金は、第１項寄附金、第３目ふるさと応援寄附金で、体制の拡充などによるふるさと応援寄附金の増により、146.7％の増額計上となっております。

同じく22ページ下段からの第20款繰入金は、第２項基金繰入金のうち、23ページ上段の第８

目公共公益施設整備基金繰入金の増などにより、2.5%の増額計上となっております。

次に、23ページ下段からの第22款諸収入は、そのうち24ページ上段の第４項雑入、第１節総務費雑入のデジタル基盤改革支援補助金の皆減及び、26ページ中段の第８節教育費雑入の05・06の学校給食分担金の給食費完全無料化による減などにより、43.3%の減額計上となっております。

次に、27ページからの第23款町債は、第２目民生債の子育て支援総合センター整備事業債の皆減及び第７目教育債の02学校施設整備事業債の増などにより、0.6%の増額計上となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

第２款総務費について申し上げます。

44ページ、第１項総務管理費、第７目財産管理費の1112庁舎維持管理費で、庁舎空調更新工事などにより、129.6%の増額計上。

次、50ページ、第９目電子計算費の1113住民情報ネットワーク運営事業で、自治体情報システムの標準化・共通化対応の終了などにより、30.4%の減額計上。

次、69ページ、第３項戸籍住民基本台帳費、第１目戸籍住民基本台帳費の1111戸籍事務費で、戸籍振り仮名法制化対応完了などにより、50.0%の減額計上。

総務費全体では、1.7%の減額計上となっております。

次に、第３款民生費について申し上げます。

86ページ、第１項社会福祉費、第３目障害者福祉費の1113障害者自立支援給付事業で、サービス利用量の増により、10.0%の増額計上。

99ページ、第２項児童福祉費、第２目児童措置費の1111児童手当支給事業で、実績による積算見直しにより、10.9%の減額計上。

100ページ、第３目児童福祉施設費で、子育て支援総合センター整備工事の完了により、子育て支援総合センター整備事業を皆減し、1114あみ子育て支援センター運営事業を皆増。103ページ、第４目保育所費の1115民間保育所等管理運営事業で、民間保育所２か所の開設などにより、38.4%の増額計上。

民生費全体では、3.8%の減額計上となっております。

次に、第４款衛生費について申し上げます。

117ページ、第２項清掃費、第２目塵芥処理費、1111霞クリーンセンター運営費で、物価高騰による粗大ごみ処理施設運転管理委託料の増などにより、12.1%の増額計上。

衛生費全体では、1.8%の増額計上となっております。

次に、第５款農林水産業費について申し上げます。

134ページ、第１項農業費、第５目農地費の1111農業基盤整備事業で、事業の一部前倒しによる県営土地改良事業負担金の減により、16.4％の減額計上。

農林水産業費全体では、5.7％の減額計上となっております。

次に、第６款商工費について申し上げます。

137ページ、第１項商工費、第２目商工業振興費の1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、企業立地奨励金の皆減により、99.4％の減額計上。

次、139ページ、1121ふるさと納税事業で、ふるさと応援寄附金の増に伴う事務費の増などにより、146.5％の増額計上。

商工費全体では、32.2％の増額計上となっております。

次に、第７款土木費について申し上げます。

143ページ、第２項道路橋梁費、第２目道路維持費の1111道路橋梁維持補修事業で、道路工事の減などにより、29.9％の減額計上。

次、154ページ、第４項都市計画費の第７目街路事業費の1112荒川本郷地区都市計画道路整備事業で、用地買収による補償金の増などにより、338.2％の増額計上。

次、155ページ、第５項の住宅費、第１目住宅管理費の1112住宅維持管理事業で、次ページ、町営住宅改修工事の皆増などにより、196.8％の増額計上。

土木費全体では、12.1％の増額計上となっております。

次に、第８款消防費について申し上げます。

159ページ、第１項消防費、第３目消防施設費の1112消防車両管理事業で、消防用自動車等購入代の皆減により、82.4％の減額計上。

消防費全体では、1.8％の減額計上となっております。

次に、第９款教育費について申し上げます。

173ページ、第２項小学校費、第１目学校管理費の1112小学校施設整備事業で、次ページ、本郷小学校増築による校舎建築工事の増などにより、94.6％の増額計上。

194ページ、第４項社会教育費、第３目公民館費の1113公民館維持管理費で、次ページ、かすみ公民館及び君原公民館の公民館改修工事の増などにより、174.5％の増額計上。

202ページ、第５目図書館費の1113図書館維持管理費で、次ページ、図書館設備改修工事の増などにより、860.3％の増額計上。

次、205ページ、第６目予科練平和記念館費の1113予科練平和記念館維持管理費で、屋上防水外壁改修工事の皆減などにより、79.5％の減額計上。

210ページ、第５項保健体育費、第２目体育施設費の1111総合運動公園維持管理事業で、総合運動公園Ｂ球場の照明のＬＥＤ化に係る電気設備工事の皆減などにより、74.3％の減額計上。

次、212ページからの、1113体育施設維持管理費で、次ページ、旧吉原小・旧実穀小体育館のトイレ改修工事に係る体育施設改修工事の皆増などにより、大幅な増額計上。

教育費全体では、37.9%の増額計上となっております。

次、216ページ、第11款公債費は、第１目元金が、2.2%の減額計上、第２目利子が、42.7%の増額計上。

公債費全体では、0.5%の減額計上となっております。

次、217ページ、第12款諸支出金は、第１目財政調整基金費で、令和７年度からの歳計剰余金の積立てなどにより、大幅な増額計上。

諸支出金全体で、178.3%の増額計上となっております。

以上で令和８年度一般会計予算の説明を終わります。以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、議案第28号についての説明を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　私のほうから御説明いたします。

議案第28号、令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書１ページを御覧ください。

令和８年度の予算総額は、49億9,900万円で、前年度と比較しまして、0.2%の増となっております。歳入・歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

７ページを御覧ください。

第１款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、12.9%の増額計上。これは国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込額を計上したものです。なお、退職被保険者分につきましては、対象者もいないため、今年度の予算項目より整理いたしました。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、また令和８年度より課税が開始される子育て支援金分につきまして、それぞれ現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

８ページを御覧ください。

第４款、県支出金、第１項、県補助金、第１目、保険給付費等交付金につきまして、普通交付金は、保険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので増額計上。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして10.0%の増額計上。

第２項、財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となります。

第６款繰入金につきましては、前年度と比較しまして0.5％の減額計上。一般会計から繰入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等、及びその他繰入れとして、保健事業費経費などとなっております。

10ページ、第９款、町債、第１項、財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

11ページを御覧ください。

第１款、総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などにかかる経費を計上しているもので、前年度と比較しまして7.8％の増額計上。

14ページ、第２款、保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し、療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するもので、減額計上。

16ページ、第３款、国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして、0.2％の減額計上。

18ページ、第４款、保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などにかかる経費を計上しているもので、前年度と比較しまして、6.9％の増額計上となっております。

以上で令和８年度国民健康保険特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、議案第29号についての説明を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　続きまして、議案第29号、令和８年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書１ページを御覧ください。

令和８年度の予算総額は41億8,000万円で、前年度と比較しまして2.2％の減となっております。歳入・歳出とも前年度の実績内容などからそれぞれに勘案計上を行ったものであります。

主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

８ページを御覧ください。

第１款保険料では、前年度と比較しまして1.9％の増額計上。

第３款国庫支出金では、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業費の減により1.7％の減額計上。

９ページ、第４款支払基金交付金では、2.7％の減額計上。

第５款県支出金では、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業費の減により3.1％の減額計上。

10ページ、第７款繰入金の第１項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5％の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することができない事務費等一般会計繰入金、低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で0.3％の増額計上。

11ページ、第２項基金繰入金では、歳出に対し歳入が不足することから、介護給付費準備基金より繰入れするもので、41.6％の減額計上となっております。

次に、歳出の主な項目について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

第１款総務費の第１項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして5.2％の減額計上。

13ページから14ページの第２項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、5.0％の増額計上。

14ページから15ページの第３項介護認定審査会費では、介護認定審査会及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、44.9％の増額計上。

16ページの第５項計画策定委員会費では、老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定などに要する経費を計上しているもので、571％の増額計上。

次に、17ページから18ページ、第２款保険給付費、第１項介護サービス等諸費では、介護サービスの利用実績により、3.9％の減額計上。

18ページから19ページ、第２項介護予防サービス等諸費では3.3％の増額計上。

20ページの第５項高額医療合算介護サービス等費では20％の増額計上。

22ページからの第４款地域支援事業費につきましては、第１項介護予防・生活支援サービス事業費で50.2％の増額計上。

23ページから24ページ、第２項一般介護予防事業費では4.7％の減額計上。

24ページから27ページ、第３項包括的支援事業・任意事業では1.7％の減額計上となっております。

以上で令和８年度、介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、議案第30号についての説明を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　続きまして、議案第30号、令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書１ページを御覧ください。

令和８年度の予算総額は14億7,600万円で、前年度と比較しまして10.9％の増となっております。これは歳入・歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

６ページを御覧ください。

第１款保険料につきましては、前年度と比較しまして18.5％の増額計上。

第３款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減にかかる保険基盤安定納付金、広域連合事務費及び療養給付費等にかかる町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして3.3％の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

８ページを御覧ください。

第１款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務にかかる経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.5％の減額計上。

９ページ、第２款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等にかかる町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして11.2％の増額計上となっております。

以上で令和８年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、議案第31号についての説明を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　それでは、議案第31号、令和８年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明をさせていただきます。

阿見町公営企業会計予算書の１ページをお開きください。

第２条業務の予定量につきましては、（１）給水戸数を２万1,200戸、（２）年間総配水量を483万立方メートルと見込んでおります。また、（３）建設改良事業につきましては、７億144万円となっております。

次に、第３条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第１款水道事業収益が、前年度比3.3％減の13億5,317万円となっており、主な収入としましては、第１項営業収益の給水収益であります。

支出の予定額につきましては、第１款水道事業費用が、前年度比3.3％減の12億1,648万5,000円となっており、主な支出としましては、第１項営業費用の県水受水費及び減価償却費であります。

次に、第４条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第１款資本的収入が、前年度比34.5％減の３億5,071万円となっており、主な収入につきましては企業債であります。

支出の予定額につきましては、第１款資本的支出が、前年度比37.8％減の７億9,436万8,000円となっており、主な支出としましては、第１項建設改良費の配水施設拡張費及び配水施設改良費であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填してまいります。

最後に、２ページをお開きください。

第７条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の5,289万9,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　次に、議案第32号についての説明を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　続きまして、議案第32号、令和８年度阿見町下水道事業会計予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

阿見町公営企業会計予算書の22ページをお開きください。

第２条業務の予定量につきましては、１、公共下水道事業で、（１）接続戸数を１万7,880戸、（２）年間総配水量を788万5,000立方メートルと見込んでおります。また、（３）建設改良事業につきましては４億9,480万円となっております。

次に、２、農業集落排水事業で、（１）接続戸数を605戸、（２）年間総処理水量を14万8,465立方メートルと見込んでおります。また、（３）建設改良事業につきましては869万円となっております。

次に、第３条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第１款下水道事業収益で、前年度比3.4％減の19億68万2,000円となっており、主な収入といたしましては、第１項営業収益の下水道使用料であります。

収入の予定額につきましては、第１款下水道事業費用で、前年度比0.2％減の18億８万1,000円となっており、主な支出としましては、第１項営業費用の流域下水道維持管理費負担金及び減価償却費であります。

次に、第４条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第１款資本的収入が、前年度比13.0％の増の６億4,187万9,000円となっており、主な収入としましては、国庫補助金、企業債、他会計負担金及び補助金でございます。

支出の予定額につきましては、第１款資本的支出が、前年度比2.7％増の９億5,624万3,000

円となっており、主な支出としましては、第１項建設改良費の事業費及び企業債償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度利益剰余金処分額で補填してまいります。

最後に、23ページをお開きください。

第８条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の6,653万5,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案６件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第32号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第３３号　　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第13、議案第33号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第33号の財産の取得（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和９年度に小学校等に入学する児童を対象に支給するランドセルを購入するものでありますが、地方自治法第96条第１項第８号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第３４号　　公の施設の利用に関する協議について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第14、議案第34号、公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第34号の公の施設の利用に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町の公共下水道を土浦市の住民の利用に供させることについて、同市と協議を行うため、地方自治法第244条の３第３項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る３月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時２１分散会

第　２　号

〔３月４日〕

令和８年第１回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和８年３月４日（第２日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田　聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井　浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合　剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	倉重千晶君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野　隆君
１５番	久保谷　充君
１６番	久保谷　実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩	孝君
町民生活部長	齋藤	明君
保健福祉部長	戸井	厚君
産業建設部長	野口正巳	君
教育委員会教育部長	糸賀昌士	君
政策企画課長	糸賀隆之	君
総務課長	石田栄司	君
財政課長	坂入紀章	君
行政経営課長	山﨑秀之	君
管財課長	渡邉修宏	君
防災危機管理課長	安室公一	君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克	君
国保年金課長	平井芳明	君
おやこ支援課長	山﨑由紀子	君
都市計画課長	鶴田広秋	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔	君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田	愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	糸賀正芳	
書記	押切侑理	

令和８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和８年３月４日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和８年第１回定例会

一般質問１日目（令和８年３月４日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．武井　　浩	１．役場等の窓口時間の短縮について ２．行政デジタル化・ガバメントクラウドについて ３．児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困について	町　　長 町　　長 町長・教育長
２．佐々木　芳江	１．マイナ保険証と代替としての資格確認書の状況について ２．マイナンバー制度を支える「自治体システム標準化」の状況について	町　　長 町　　長
３．武藤　次男	１．公共交通に対する取り組みについて ２．一般社団法人あみ観光協会について ３．県内における自治体やキッチンカー関係団体との協定締結の動きについて	町　　長 町　　長 町　　長
４．前田　一輝	１．メタバース空間の運用について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第１項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、６番武井浩君の一般質問を行います。

６番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔６番武井浩君登壇〕

○６番（武井浩君）　皆さん、おはようございます。

質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

このたびの町長選挙において、千葉町長が見事３期目の当選をされました。誠におめでとうございます。町民福祉の向上、教育の充実、そして市制施行に向け、共に町政を前に進めていきたいと思います。今後４年間の千葉町長の御活躍に御期待申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

役場等の窓口時間の短縮についてでございます。

最近の新聞報道によりますと、神奈川県伊勢原市では、本年５月から住民票や税金、年金、介護などを担当する窓口業務について、開始時刻を遅らせ、終了時刻を前倒しすることで、窓口を開ける時間を合計60分短縮する試みを始めるとのことでございます。具体的には、現在の窓口時間の午前８時半から午後５時までというのを、午前９時から午後４時30分までとするものであり、それ以降にしか来庁できない市民の方に対しては、事前に担当課に連絡をして予約をするという仕組みを設けるそうでございます。これを10月まで実施し、市民の反応などを踏まえて、正式に導入するかどうかを検討するということでございます。

このような形で、全国的に窓口の時間を短縮する自治体は増加傾向にあります。本年１月時点では、全国で155の自治体が実施済み、もしくは実施する予定であるということでございます。

2019年４月１日より、働き方改革関連法が施行されました。働き方改革関連法とは、幾つかの労働法関連の法律を改正したものでございますが、メインとなる労働基準法は、一部を除いて原則的に公務員には適用されません。しかしながら、職員が高いモチベーションを保ちながら、パフォーマンスを発揮できるような働き方を実現することは、時間外勤務の縮減などの労働環境の改善のみならず、短縮された時間を有効に活用することで、窓口対応の改善策を検討する余裕も生まれることから、町民サービスの向上にもつながるものと思います。

そこで、町職員の働き方改革の１つとして、役場等の窓口時間を短縮したらいかがでしょうか。実施に際しての問題点をお尋ねするとともに、課題等を整理した上で速やかに実現すべきではないかと提案をいたします。

１点目、県内市町村の状況について。

２点目、実施に当たっての課題について。

３点目、実施する場合の対応について。

そして最後に、以上の３点を踏まえ、町の方針について。

以上であります。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

武井議員の、役場等の窓口時間の短縮についての質問にお答えいたします。

１点目の、県内市町村の状況についてであります。

現在県内では、つくば市、龍ケ崎市、笠間市において窓口時間の短縮が実施されており、対象施設は、本庁及び本庁と同様の窓口業務を行う出先機関とされております。

２点目の実施に当たっての課題について、及び３点目の実施する場合の対応につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

現状の窓口時間における課題といたしましては、窓口の受付時間と勤務時間が同一であることから、勤務時間前後の時間外勤務を前提とした労働形態となっており、恒常的な時間外勤務が発生していることであります。また、同様の理由により、業務時間内に部署内での打合せや申し送り、課題事項の共有などの時間を生み出すことが難しい状況があります。

窓口の受付時間前の準備や終業時間直前に受けた事案の処理などで発生する恒常的な時間外勤務を解消し、働き方改革につなげるとともに、業務改善やデジタル化推進を図る時間を確保し、住民サービスの向上に向けた取組を進めるためにも、窓口時間の短縮は有効な手段であると考えております。

その上で実施に当たっての対応につきましては、まず第一に、窓口の開庁時間をどの程度に短縮するかを検討する必要があります。先行して実施している３市における開庁時間は、つくば市では８時45分から16時30分まで、龍ケ崎市では９時から17時まで、笠間市では８時45分から17時までとしております。阿見町における窓口来庁者の状況を把握し、適切な開庁時間を設定することが重要であると考えております。

第二としては、短縮化することにより、想定される混雑化への対応です。事前予約制の導入や窓口業務の繁閑分析に基づく適切な人員配置等により、待ち時間の短縮と円滑な窓口運営を行うことが必要となってまいります。

第三に、来庁しなくても完結できる手続の利用促進及び拡充であります。証明書のコンビニ交付やオンライン申請など、来庁しなくても可能なサービスの利用促進を図ることにより、窓口開庁時間の短縮化の影響を緩和するとともに、利便性向上につながる取組を推進することであります。

さらに、実施時期や窓口時間の変更内容について十分な周知期間を設け、町民への丁寧な説明を行う必要があると考えております。

４点目の、以上の３点を踏まえ、町の方針についてであります。

窓口時間の見直しは、職員の時間外勤務の縮減や内部事務の時間を確保し、事務処理の正確性向上と業務の効率化を進めるだけではなく、住民サービスの質を維持・向上させながら、持続可能な行政運営体制を構築するための改革であると認識しております。多様化する行政需要に対応していくためには、限られた人的資源を効果的に活用し、業務の効率化とデジタル化を一体的に進めていく必要があります。

当町としましては、今後、先進事例を参考に、短縮した場合の影響や対象とする施設、短縮する時間、実施時期などの課題を整理し、十分な調査研究を行いながら、実施に向けた検討を

進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　ありがとうございました。再質問いたします。

窓口の時間が変更となった場合、電話受付時間も変わることになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

緊急の要件や窓口業務以外での影響ということもございますので、現在のところ窓口時間の短縮に合わせて電話対応時間の短縮を行う予定はございませんが、今後、窓口業務の効率化や職員の働き方改革を進める中で、電話対応が必要な時間帯や緊急時の取次ぎ方法などについても課題を整理し、改善を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

あと、御答弁で十分な周知期間を設けて丁寧な説明を行っていくということがございましたが、どのような説明をして、周知期間どのぐらい設けるのか、お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

窓口時間の短縮に当たりましては、町民生活への影響が大きいことから、他市町村の事例を参考に、少なくとも３か月前以上を目安に周知期間のほうを設けていきたいと考えております。周知方法といたしましては、広報紙や町ホームページ、ＳＮＳ等を活用するとともに、窓口や公共施設への掲示等により丁寧にお知らせをいたします。

内容としましては、対象となる施設、実施予定日のほか、窓口対応の状況、変更の目的、実施による効果、庁舎の開庁や施錠時間、電話対応時間などを説明するとともに、現在実施しております休日開庁業務や、利用できる電子申請、コンビニ交付等の内容を周知徹底いたしまして、御理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　窓口が短縮されることが想定される部署の職員の方に対するヒアリングとか、そういったものは行ったのでしょうか。また、どんな感じでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。
○行政経営課長（山﨑秀之君）　窓口時間の短縮につきまして、現在のところヒアリング等は実施しておりませんが、職員の声としては、時間外勤務を前提とした勤務体系になっておりまして、適切な労働時間の確保や、時間外縮減などの働き方改革推進するための具体的な取組として実施してほしいという声を伺っております。

今後検討を進める上では、窓口担当課への窓口業務の内容ですとか、来庁者数の現状調査は行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

今回、私は職員の働き方改革の１つとして、窓口業務の改善に向けた提案をさせていただきました。業務時間と窓口の時間が同じでは、部署内での打合せや申し送り、課題事項の共有などの時間を生み出すことが難しいわけですから、窓口の時間を短縮することで、余裕を持った準備や事後処理ができる体制にすることは、恒常的な時間外勤務を解消するとともに、さらなる町民サービスの向上に向けた取組にもつながるものと思います。速やかに検討を進めて実施していただきたいと思います。

そのことを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　次に、行政デジタル化・ガバメントクラウドについてお伺いいたします。

行政のデジタル化、ＤＸの推進を考える上で欠かせない社会問題がございます。それは何かというと自治体2040年問題でございます。これはよく言う2040年問題ということでございまして、団塊ジュニア世代が65歳を迎え、高齢者人口の増加と少子化によりまして、労働人口の急激な減少が同時進行で起こり、日本経済や社会保障の維持が危機的な状況に陥るものとされているものであります。

こういった人口減少によりまして、役場の職員の確保が困難になること、公共施設の老朽化による更新費用が増大すること、また、税収の減少による財政悪化などが指摘されているところでございます。これに対する将来的な対処策としては、ＡＩやＲＰＡを活用した中で、少ない職員数でも行政サービスを維持できる、スマート自治体への転換が必要になるだろうと言われております。

このことを踏まえて、今回質問に入らせていただきます。

ＡＩ技術の発展により、行政デジタル化、ＤＸの推進による業務の効率化が叫ばれておりますが、阿見町の現状についてお尋ねをいたします。

公文書などの書類を電子化し、さらにペーパーレス化を推進することについては、フリーアドレスと併せて実施することで、役場内のスペースを確保することにもつながります。そうすることでゆとりある執務環境を創出することにつながるのではないかと提案をさせていただきます。

１点目、ＡＩの活用などによる行政デジタル化の導入状況について。

２点目、書かない窓口の取り組みについて。

３点目、ＤＸの推進によるペーパーレス化、ガバメントクラウドの現状と今後の方向性について。

４点目、執務室のフリーアドレス化について。

５点目、役場庁舎内の書庫内の書類を電子化して、書庫を職員休憩室として改修することについて。

以上であります。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　行政デジタル化・ガバメントクラウドについての質問にお答えいたします。

１点目の、ＡＩの活用などによる行政デジタル化の導入状況についてであります。

現在、当町では、議事録作成の効率化を目的としてＡＩ議事録作成支援システムを導入しており、議事録作成に要する時間の大幅な縮減を図っております。

また、紙帳票をデータ化するＡＩ－ＯＣＲを活用し、入力作業の自動化と事務処理の迅速化を進めており、転記ミスの削減と業務時間の短縮につなげております。さらに、生成ＡＩの活用を推奨し、文書案の作成支援や情報整理、企画立案の補助などに活用し、職員の思考支援や資料作成時間の短縮を図るとともに、業務の質の向上にも資する取組を進めております。

これらの取組により、定型業務の効率化と職員の業務負担軽減を図り、より町民対応に注力できる環境整備を進めているところであります。

２点目の、書かない窓口の取り組みについてであります。

窓口改革につきましては、令和４年10月から阿見町ＤＸ推進本部を設置し、全庁的な体制の下でＤＸを推進しております。その一環として、昨年度よりフロントヤード改革に着手し、まずは来庁そのものを不要とする、「行かない窓口」の実現に向け、オンライン申請の拡充や手続のデジタル化を進めております。

書かない窓口につきましては、来年度以降の実施に向けて検討を進めているところであり、マイナンバーカードの活用や既存システムとの連携を図りながら、申請書の自動作成や入力補助機能の導入など、町民の記載負担を軽減する仕組みの構築を目指してまいります。

３点目の、ＤＸの推進によるペーパーレス化、ガバメントクラウドの現状と今後の方向性についてであります。

ペーパーレス化につきましては、公文書を管理する文書管理システムや、伝票処理などを行う財務会計システムの一部において、電子決裁を導入することで紙の文書の削減を図っております。また、役場庁舎においては行政情報ネットワークが無線化されており、ノートパソコンを活用することで会議等での紙資料の削減も図っているところです。

ガバメントクラウドは、国や自治体が利用する共通のクラウドサービス環境であり、現在は、自治体情報システム標準化・共通化の一環として、基幹業務システムをガバメントクラウドに移行して運用をしております。今後、国においては、ガバメントクラウドを活用してさらなる共通化システムの整備を進めることにより、効率的な行政運営を目指すこととされております。

４点目の、執務室のフリーアドレス化についてであります。

フリーアドレス化につきましては、働き方改革と業務効率化の観点から必要性は十分認識しております。固定席にとらわれない執務環境を整備することで、部署間の連携強化やスペースの有効活用を図るとともに、ペーパーレス化の推進にも資するものと考えております。今後は、業務特性やセキュリティー確保の観点を踏まえ、先進事例を参考に調査研究してまいります。

５点目の、役場庁舎内の書庫を改修して職員休憩室を整備することについてであります。

庁舎内の書庫に保存している公文書の電子化につきましては、執務スペースの確保及び文書管理の効率化の観点から、有効な手法の１つであると認識しております。当町におきましては、文書管理システムにおける電子決裁システムを導入し、文書の電子的な作成及び保存を推進しているところであり、ＤＸ推進計画においても電子決裁の推進を位置づけ、ペーパーレス化に向けた取組を進めております。

一方で、既に保存されている紙文書の電子化につきましては、対象となる文書量が多く、電子化に要する費用や人員、作業時間などの課題があることから、短期間で電子化を行うことは困難な状況にあります。

このため、まずは電子決裁の活用により新たに作成される文書の電子化を推進し、紙文書の増加を抑制することを基本としながら、既存文書の電子化につきましては、費用対効果や優先度等を踏まえ、他自治体の事例も参考にしながら調査研究してまいります。

書庫の職員休憩室への転用につきましても、文書電子化の進捗と合わせて改修の可能性を検討してまいります。

当町のＤＸ推進は、単なるデジタル化ではなく、業務改革と住民サービス向上を両立させる取組であります。今後も、ＤＸ推進本部を中心に全庁横断的に取組を進め、持続可能で質の高い行政運営の実現に努めてまいります。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　ありがとうございました。
ペーパーレス化について御答弁ありましたけれど、役場内で使用している紙の使用量ですね、どのようになっているのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。
○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。
令和３年度から令和５年度のコピー用紙の購入枚数でございますけども、年間を平均いたしまして約430万枚となっております。令和６年度につきましては約330万枚となっておりまして、前年度比約24％の削減となっております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。ペーパーレス化も進めている、紙も減っていますよという御答弁ですが、町民の方が窓口で申請する紙文書というのが何か減ってないように思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。
○行政経営課長（山﨑秀之君）　これまで当町では、ノートパソコンですとか電子決裁導入によりまして、内部処理についてのペーパーレス化は進めまして、紙の削減を図っているところでございますが、御指摘のとおり、町民の皆さんの申請書、窓口で書いていただく書類については、紙の手続が今、中心になっているところです。
今後は、フロントヤード改革の一環としまして、行かない窓口の充実としてオンライン申請可能な手続の拡大を進めまして、併せて来庁しても記載負担を軽減できるような、書かない窓口についても、システムの導入や業務見直しも含めまして検討を進めてまいりたいと考えています。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。
次に、フリーアドレスについてお尋ねしますが、これについて先進的な自治体であります静岡県の富士市というところでは、若手職員の方の意見を取り入れながら、フリーアドレス、テレワーク、ペーパーレス、働き方改革を含めたワークプレイス改善に取り組んでいるようでございます。
阿見町でも、こういったＤＸを推進する中で、ワークプレイス改善に向けた取組を進めたら

いかがかと思いますが、どうでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
ただいま御紹介いただきました富士市が進めておりますワークプレイス改善に向けた取組は、地方自治体における先進的な事例として注目をされております。特に若手職員の意見を反映させることで、働きやすい環境の整備と業務の効率化が図られている点は大変参考になるものと認識をしております。
ワークプレイス改善は、多様な働き方への対応や職員のエンゲージメント向上に寄与するものですので、フリーアドレス導入の検討やテレワーク及びペーパーレスのさらなる推進について、職員の意見を反映させながら、当町に適した方法を模索しながら進めてまいりたいと考えております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。
公文書の電子化について、書庫の保管量が逼迫しているということがありました。ぜひ早期に電子化を進めていただきたいと思います。
また、書庫の職員休憩室への転用についても、可能性を検討するとの御答弁がございました。ぜひ前向きに検討をお願いしたいんですが、改修を待たずに職員が自由に休憩できるスペースを確保してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。
○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。
職員休憩室につきましては現在、日直室や打合せコーナー、こういったところを休憩室として開放しております。会議室につきましても、平日の12時から13時までの間、業務で使用していない限り職員が自由に使用することを認めておりますが、改めて職員に向けて周知等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。
また今後、日直室や打合せコーナーに加えまして、職員組合が優先的に利用してまいりました304会議室につきましても、会議室として利用するほか、職員の休憩室としても有効に活用できないか検討してまいりたいというふうに考えてございます。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。
阿見町における行政デジタル化につきまして、既に生成ＡＩであるＣｈａｔＧＰＴを業務に

使用しており、またフロントヤード改革にも着手し、まずは来庁そのものを不要とする、行かない窓口の実現に向け、オンライン申請の手続やデジタル化を進めているということがよく分かりました。また、文書管理システム、財務会計システムの一部において、電子決済を導入することで、ペーパーレス化も図られているということが大変よく分かりました。

今後、さらにＤＸの推進本部を中心に全庁的な取組を進めていただきまして、自治体2040年問題もございますので、積極的にデジタル化を推進し、持続可能な行政運営の実現に努めていただきたいと思います。そのことが町民の利便性の向上と、職員の方たちの働きやすさにつながり、最終的には町民福祉の向上にもなると確信しております。

以上でこの質問を終わります。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　次に、児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困について、お伺いをいたします。

貧困世帯におけるヤングケアラーの割合というのは、貧困ではない世帯と比べてやや高いという調査結果が、様々な機関から発表されているようでございます。また、一日の中で栄養バランスの取れた食事は学校の給食だけという子どもさんや、経済的な理由で進学を諦める子どもたちがいるということでございます。多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会であるはずなのに、生まれ育った環境によって得ることができない子どもたちがいます。

児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困というのは、いずれも大きな社会問題でございます。本年４月には、あみ子育て支援センターがオープンする予定であります。このセンターの設置及び管理に関する条例では、子育てに関する情報提供及び相談に関する事業、親子同士の交流、語り合い、遊び場の提供に関する事業、子育ての支援に関する事業を行うとされているところであります。このセンターは、子育て支援に関して大いに期待されるところでございます。

しかしながら、児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困という問題の現状はどうなっていて、町ではどのように取り組まれているのか、お尋ねをいたします。私はこの三つは密接な関係にあるのではないかと思います。また、保育園や小中学校等の現場で、どのように把握に取り組んでいるのでしょうか。行政との連携についてもお伺いをいたします。

１点目、児童虐待の現状と対策について。

２点目、ヤングケアラーが抱える困難の内容とそれに対する支援について。

３点目、相対的貧困状態にある子どもの割合が約９人に１人と言われておりますが、阿見町の現状と具体的な対策について。

４点目、上記３つのことに共通する課題について。

５点目、学校等で把握した事案について、町ではどのような対策を講じているのか。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困についての質問にお答えいたします。

１点目の、児童虐待の現状と対策についてであります。

厚生労働省の統計によりますと、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、長期的には増加傾向にあり、令和６年度は約22万人と、依然として高い水準で推移しております。虐待の種類では、心理的虐待が約６割と最も多く、身体的虐待やネグレクトも一定数発生しております。また、虐待者の約９割が実父母によるもので、虐待の多くは家庭内で発生しているという特徴があります。

当町の児童虐待対応件数は、令和５年度が132件、令和６年度が106件、令和７年度が２月現在85件で、減少傾向ではありますが、状況が改善されず一時保護となるケースもあり、深刻な状況に変わりはありません。虐待者については約８割が実父母からとなっております。

児童虐待の対策といたしましては、予防、早期発見、早期対応、再発防止の４段階で進めることが重要であります。

予防については、虐待が起きる前に保護者の孤立や負担を軽減する取組を行っております。当町では令和７年度から、おやこ支援課内にこども家庭センターを設置し、母子保健担当と虐待支援担当を統合し、相互の連携の強化を図っております。

早期発見については、学校や保育所等からの通告による把握が多くを占めています。日頃から連携を密にし、児童虐待が疑われる状況が見つかった場合には速やかに通告いただき、児童相談所と連携しながら早期対応を行っております。

再発防止については、保護者に対して継続的に指導を行い、少なくとも半年間は学校や保育所等と協力しながら支援を継続しております。

また、児童虐待防止対策といたしまして、令和８年度より、子ども子育て訪問支援事業を開始する予定であります。この事業は、家庭環境や養育環境を整え、児童虐待のリスクを未然に防ぐことを目的として、児童虐待の兆候がある、もしくは児童虐待を把握している世帯に対し支援員を派遣して、家事・育児等の支援を実施するものであります。生活保護受給世帯及び非課税世帯については自己負担なしで利用できることとしており、児童虐待の予防、再発防止に大変有効なサービスになると期待しているところであります。

２点目の、ヤングケアラーが抱える困難とそれに対する支援についてであります。

ヤングケアラーが抱える困難は、主に年齢に見合わない家族のケアを担うことによって生じ

る生活や学業への影響、心身への負担です。具体的には、勉強の時間が取れない、遅刻や欠席が増えるなどの学業への影響、友達と遊ぶ時間がない、部活動や行事に参加できないなどの社会的孤立、睡眠不足や慢性的な疲労などから来る身体的負担、強い責任感や誰にも相談できない孤立感などから来る精神的負担、さらには経済的にアルバイトをせざるを得ない状況などが挙げられ、進学や就職を含めた将来への不安にも影響します。

その背景にあるものとしては、親の病気や障害、きょうだいの世話、精神疾患や依存症を抱える家族、ひとり親家庭や貧困などが考えられます。

ヤングケアラーの疑いのあるこどもへの支援については、保護者に対してこどもに過剰な負担がかからないように配慮するよう指導を行います。町が支援できることには限りがありますが、問題解決のために役立つサービスの導入や受けられる制度などを検討し、負担軽減につながるように支援を行ってまいります。

３点目の、相対的貧困状態にある子どもの阿見町の現状と具体的な対策についてであります。

相対的貧困とは、現在の日本の経済や生活の水準において、大多数の世帯に比べて貧しい状態を意味します。当町では現時点で相対的貧困状態にあるこどもの割合については把握しておりませんが、国全体ではおよそ11.5%のこどもが相対的貧困状態にあるとされております。

こどもの貧困の原因としては、親など養育者の低賃金や非正規雇用、ひとり親世帯の増加、社会的孤立などが挙げられます。

当町における具体的な対策としては、生活困窮に関する相談対応を行い、世帯の状況を聞き取った上で、必要に応じて県南県民センター地域福祉室へ情報提供をし、相談調整等を行っております。県南県民センター地域福祉室では、町からの情報を基に状況確認を行い、生活困窮者が安定した生活基盤を築くために、就労支援、家計改善支援、住居確保支援といった生活の立て直しや自立の促進を目的とした支援及び、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこどもに対する学習支援等を実施しております。

４点目の、上記３つのことに共通する課題ついてであります。

児童虐待・ヤングケアラー・こどもの貧困は、それぞれ個別の課題ではありますが、家庭の孤立や生活困難などの背景が複合的に重なって生じるという共通点があると認識しております。いずれも家庭内の問題であるため表面化しにくく、こども自身が声を上げにくい特性があることから、早期発見と切れ目のない支援体制の構築が重要であると考えております。

当町におきましては、おやこ支援課内に設置されたこども家庭センターを中心に、保健、福祉、教育などの関係機関が連携し、情報共有を図りながら包括的な支援を行っております。新設されるあみ子育て支援センターも含め、今後も関係機関との連携強化と相談体制の充実を図り、こどもと家庭の孤立を防ぐ取組を推進してまいります。

５点目については教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　おはようございます。

児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困についての質問にお答えいたします。

５点目の、学校等で把握した事案について、町ではどのような対策を講じているのかについてであります。

学校から児童虐待・ヤングケアラー・こどもの貧困等の疑いが見られるとの報告があった場合、児童生徒の安心安全を第一に考え、まず家庭内の状況の把握を確実に行うよう学校に指示しております。その後、おやこ支援課やこども未来課などの関係各課と連携を図り、状況に応じて、児童相談所や警察とも連絡を取り合っております。

学校現場での把握の仕方といたしましては、学校生活アンケートやふだんの生活の中での会話等からの見取り、中学校であれば日々の生活を記録するノートのコメント欄などを活用して、実態の把握に取り組んでおります。さらに、児童生徒が自分自身でＳＯＳを出すことができるように、こども専用の電話相談先、ＳＮＳによる相談窓口などを折に触れて紹介しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　ありがとうございました。再質問いたします。

ヤングケアラーへの支援については、保護者の方への指導を行うという御答弁がございましたが、いつ誰がどのような指導されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

ヤングケアラーの疑いのある子どもへの支援につきましては、おやこ相談係の職員が保護者と面談を実施し、通告内容の事実確認を行います。その上で、子どもに過剰な負担がかかっている現状を御理解いただき、子どもの負担を軽減するための対応策を一緒に検討したり、世帯状況に応じた福祉サービスを紹介し、対応する担当課の窓口につなぐなどの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

県南県民センターが実施している学習支援についてお尋ねしたいんですが、具体的にどのよ

うな支援内容なのか、その成果についてお尋ねをいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
学習支援につきましては、県が委託しているＮＰＯ法人が実施しております。
内容といたしましては、生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の小学校２年生から中学校３年生までを中心に、学習支援係が学生や元教職員等のボランティアの協力を得ながら、週１回から２回程度、基礎学力の定着や学習習慣の形成を目的とした学習支援を行っております。併せてこどもたちの安心できる居場所づくりも行っております。成果といたしましては、平成６年度、延べ参加人数は448人となっております。
以上でございます。
すいません。平成ではなくて令和６年度の参加人数です。失礼いたしました。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。
あと、県南県民センターだけでなくて阿見の町内には無料で塾をやっている団体があるようですが、把握されてますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
町としましては、１団体把握しております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。県南県民センターの学習支援、それから町内の団体の学習支援っていうんですかね、無料塾、そういったものに対して、できれば町のほうでも支援をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。
こういった県南県民センターが行っている様々な貧困対策の支援というのは、阿見が市制に移行した場合どうなるのでしょうか。お尋ねをいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
現在、県南県民センターにおいて実施している生活困窮者支援及び生活保護事業につきましては、市制施行に伴い、町のほうで福祉事務所を設置し、市が直接実施することとなります。生活困窮者への支援である生活困窮者自立支援制度は、経済的困窮や生活上の多様な課題を迎える世帯に対し、世帯を単位として、包括的かつ継続的な支援を行う制度でございます。世帯全体を支援の対象とするもので、こどもの困窮対策の視点も含め、世帯員一人ひとりの状況に

応じたきめ細かな支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

あと、町長答弁のほうに、こども家庭センターですかね、取り組んでいらっしゃるという御答弁ございました。本当にありがたいと思います。このセンターの職員というのは、何名体制で、何か資格とかお持ちなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

現在のおやこ支援課の職員数ですけれども、こちらは17名で、保健師が10名、社会福祉士が２名、事務職５名の体制となっております。このうち事務職２名は子育て支援センター開設準備室係のため、こども家庭センターとしての人員は15名となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。本当にしっかりと体制をつくって取り組んでいらっしゃるので、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、学校の関係のほうについてお尋ねをいたします。

児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困等の疑いが見られるとの報告があった場合、児童生徒の安全安心を第一に考え、まず家庭内の状況の把握を確実に行うよう学校に指示しているという御答弁がございました。大変ありがたいことかと思います。

この家庭状況の把握等は具体的にどのように行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。

家庭状況の把握につきましては、児童生徒の持ち物や服装、外見の変化といった外側から確認できる点を丁寧に見取ることから始めております。児童虐待・ヤングケアラー・子供の貧困といった問題は非常にデリケートで慎重な対応を求められるため、緊急性が極めて高いと判断される場合を除き、教職員とのコミュニケーションを通して状況を把握することを基本としております。

児童生徒にふだんと異なる様子が見られた場合は、保護者に学校での状況を丁寧に伝えるなど、保護者との連携を密に図ることに努めております。こうした日常的な観察と対話、そして家庭との連携を重ねることで児童生徒の安心安全の確保に努めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

昔は家庭訪問というのがあったと思うんですね。最近は家庭訪問というのはされてないと思うんですが、やはり家庭を訪問することで、貧困の問題とかヤングケアラー、様々な課題も見えてくるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。

家庭訪問については、家庭状況を把握する上で一定のメリットがあると認識しております。一方で、教職員だけでなく、家庭訪問を受け入れる保護者の側でも、働き方改革が進む中、全家庭を対象とした家庭訪問を実施することは、現状では難しい状況にあります。

そのような中でも、学校では必要に応じて家庭確認を行ったり、面談の希望を伺ったりするなど、各家庭や保護者の状況を把握できるよう努めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。ありがとうございます。

今回、児童虐待・ヤングケアラー・子どもの貧困について質問をさせていただきました。いずれも子どもには何の責任もありません。大人である私たち一人ひとりが考えていかなければならない問題だと思います。

町では、こども家庭センターを中心に、保健、福祉、教育などの関係機関が連携して包括的な支援を行っているということが大変よく分かりました。ありがとうございます。また、新設される子育て支援センターも含め、今後も連携強化と相談体制の充実を図っていただきたいと思います。

そして、今まさに様々な困難の中にある子どもたちが、現実に実際にいるわけです。そうした子どもたちに支援の手が届いて、一人でも多くの子どもたちが子どもらしく安心して暮らせる日々が訪れますことを強く願っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで６番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前１０時５１分休憩

午前１１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番佐々木芳江君の一般質問を行います。

８番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔８番佐々木芳江君登壇〕

○８番（佐々木芳江君）　皆様、おはようございます。私は幸福実現党の佐々木でございます。

今日質問に当たりまして、実は住民の方々からたくさんいろんなお話を伺いました。その内容を今回質問させていただきたいと思います。

マイナ保険証を使用している方、申請されていない方々から、率直な御意見をいただきました。申請されていない方は、一本化に伴う不安を言われます。また、登録者からは、マイナ保険証は楽だけど不便というお声もあり、全ての情報が一本化されてカード１枚になり楽だけど、面倒なのは数年置きの更新手続、診察券・お薬手帳を提出するところもあり、実際には一本化ではないのではないのかと。資格確認書を発行するならば、元の紙の保険証でもよいのではないかなど住民の声が多数ありました。

そこで、マイナ保険証と代替としての資格確認書の状況について質問をいたします。

厚生労働省は、国民の利便性向上等の観点から、令和５年６月にマイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正マイナンバー法が可決・成立しました。法改正から２年以上がたち、当町の以下の状況について伺います。

１点目、マイナ保険証の登録数と利用状況について。

２点目、マイナ保険証の代替として資格確認書の発行状況について。

３点目、資格確認書発行に伴うコストについてでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　佐々木議員の、マイナ保険証と代替としての資格確認書の状況についての質問にお答えいたします。

１点目のマイナ保険証の登録数と利用状況及び２点目のマイナ保険証の代替としての資格確認書の発行状況につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

制度ごとに集計の時点が異なりますので、それぞれ把握している最新の数値でお答えいたします。

国民健康保険につきましては、令和７年12月分のマイナ保険証の登録者数は6,248人で、登録率は70％、利用率は57.5％であります。また、資格確認書の発行者数は2,673人であります。後期高齢者医療保険につきましては、令和７年９月分のマイナ保険証の登録者数は5,891人で、

登録率は75.8%、利用率は41.4%であります。なお、後期高齢者医療保険においては、令和８年７月までの暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、加入者全員に資格確認書の交付を行っております。

３点目の、資格確認書発行に伴うコストについてであります。

令和７年７月の資格確認書の発送に係る郵便料金につきましては、国民健康保険で67万300円、後期高齢者医療保険で292万5,928円を支出しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　町長、ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

今の答弁の中で利用率が57.5%とありましたが、マイナ保険証アンド資格確認書の利用率100%に向けてどのようなことをされていますか、具体的にお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

マイナ保険証の登録や利用方法について、町ホームページへ掲載するとともに、資格確認書にはチラシを同封し、マイナ保険証の一層の登録と利用の促進を図っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　そうしますと、後期高齢者医療保険についてお尋ねしたいんですけれども、先ほどは41.4%の利用率というふうに答弁していただいたと思うんですけれども、この後期高齢者医療保険について、令和８年７月までの暫定的な運用で全員に資格確認書を交付しているようでございますが、期限はございますか。

また、このやり方ではコスト負担になると思いますが、国の指示待ちなんでしょうか。今後の負担軽減についてのお考えございましたらお教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

厚生労働省の指導に基づき、後期高齢者医療保険の全員に、令和８年７月末までの資格確認書が交付されております。それ以降も全員に交付するかどうかは、現在、国や県でも検討を進めている段階でございます。

町としましても、近隣市町村の動向などを踏まえつつ、これまでの簡易書留から特定記録へ郵送方法を見直すなど、経費の削減を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　先ほどの、後期高齢者に対しての資格確認書をダブルで行っているということでございますが、その点に関して、経費の削減を図る予定ですというふうにお答えいただきましたので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは次に、緊急搬送時にマイナ保険証の使用について、使用者はありますか。また、トラブル発生はありませんかという質問をさせていただきます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

病歴、薬の処方歴、病院の受診歴などの利用情報等を救急隊員が閲覧し、救急業務の円滑化を図ることを目的に、救急搬送時にマイナ保険証を利用するマイナ救急が令和７年10月より全国的に実証事業として行われております。

稲敷広域消防管内では、12月末現在でマイナ救急実施数は140件、実施率は４％で、トラブルは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　この質問した内容は、その１年前、さらに少し前だと思うんですけれども、実証実験をされた自治体があって、そのときに出発するのに10分ほどかかってしまったっていう実証実験の報告を聞きました。なので、まだまだその実施率４％では、まだこういうトラブル等の事案というのはないかもしれませんけれども、やはり実際に緊急で運ばれる方のためにも、その点をやはり広域であっても、ぜひアドバイスなり、フォローなり、何か手を打っていただければ安心して行けるかなと思っています。

先ほど、楽だけど不便っていうお声、実は少数かもしれませんけれども、私はこの言葉は深いし無視できないと思いました。そこで、この質問をした次第でございます。

住民の声に真摯に耳を傾けてくださり、一人でも不便が解消できるようお願いしたい次第でございます。ありがとうございました。

この質問は終わりにします。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、マイナンバー制度を支える「自治体システム標準化」の状況についてお尋ねいたします。

近年、国は「自治体情報システム標準化・共通化」という、取組を全国一律で進めています。これは全国全ての自治体の20の基幹業務システム、例えば住民基本台帳、固定資産税、国民健康保険、障害者福祉、介護保険、子ども・子育て支援といった標準化対象事務を、国が定めた標準仕様に基づくシステムを利用していくという、令和７年度末の期限に向け進められている

大きな改革です。しかし、約３割から４割の自治体で作業の遅延が予想されていると言われております。

そこで、当町の状況を伺います。

１点目、標準化とガバメントクラウド移行に伴う費用について。

２点目、自治体情報システム標準化への移行の状況について。

３点目、国の財政支援はどうなっているか。

４点目、障害発生時に、事業者から自治体への情報共有や、復旧に関する体制はどうなっているか。

５点目、標準化移行後、職員業務と自治体機能への影響はあるかでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　マイナンバー制度を支える「自治体システム標準化」の状況についての質問にお答えいたします。

１点目の、標準化とガバメントクラウド移行に伴う費用についてであります。

自治体情報システムの標準化及び共通化は、令和３年にいわゆる「標準化法」が施行されたことで、各自治体では原則として令和７年度末までに、国が定めた標準仕様に基づくシステムを利用するよう義務づけられました。

当町においては、令和４年度から標準化に向けた作業を進め、令和７年度、標準化されたシステムへの切り替えとガバメントクラウドへの移行を実施したところであります。移行に伴う費用といたしましては、令和４年度から令和７年度までの４年間の合計で１億1,596万7,000円となる見込みであります。移行に要した費用については、デジタル基盤改革支援補助金を活用しております。

２点目の、自治体情報システム標準化への移行の状況についてであります。

標準化対象とされる20業務のうち、当町の業務では実施していない２業務を除いた18業務のシステムにおいて、令和７年度、標準化されたシステムに移行し、運用を開始したところであります。

３点目の、国の財政支援はどうなっているかについてであります。

自治体情報システム標準化・共通化への移行に関する費用については、デジタル基盤改革支援補助金を活用しており、補助率は10分の10となっております。

また、標準化に移行した後の運用経費につきましては、多くの自治体で移行前に比べて費用が増加する見込みであることから、国では令和７年12月の補正予算において、運用経費の増加分を補助するため、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金が予算化されたと

ころであります。こちらの補助金の具体的な内容が示されるのはこれからとなりますが、当町においても運用経費の増加分に対してはこの補助金を活用していく予定であります。

４点目の、障害発生時に、事業者から自治体への情報共有や、復旧に関する体制はどうなっているかについてであります。

当町では、システム障害や大規模災害等の不測の事態に備え、サーバー機器や通信回線を二重化するなどにより、障害が発生してもサービスの停止を最小限にとどめることができる冗長化を行っております。その上で、障害を検知した場合には基幹業務システムの事業者と即時に連絡を取り合い、早期に復旧するよう対応しております。

５点目の、標準化移行後、職員業務と自治体機能への影響はあるかについてであります。

標準仕様に基づいたシステムへ切り替えることにより、制度改正などでシステム改修が必要となった際には、自治体の作業負担が軽減されるとともに、迅速な対応が可能となる見込みであります。さらに、帳票や様式の共通化によっても、事務処理の効率化が図られます。

また、国は、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針において、ガバメントクラウドを活用したさらなる共通システムの整備を進めることとしており、今後それらを活用することによる公共サービスの利便性向上や行政事務の効率化も見込まれております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

１点目の、標準化とガバメントクラウド移行に伴う費用についてであります。

国の支援がもし終了した場合、現時点で、当町としてどの程度のコストの増加となることを見込んでおりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

令和８年度における基幹系システム全体の運用費については、令和５年度と比較し、最大で5,000万円程度の増を見込んでおります。増加する費用については、国の補助金を活用しながらコストの最適化を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。時代の変化に伴い、国の標準システムの改定が今後も続くことが想定され、さらなる追加費用の発生も避けられないと思われます。当町としては、こうしたコストをあらかじめ織り込み、財政計画に反映させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
　システムを標準化したことにより、今後の仕様変更などについては、これまでも発生していた制度改正などによるシステム改修と同規模の経費になると見込んでおります。標準化する以前とさほど変わらないものというふうに想定をしてございます。そのため、現状は財政計画に反映させるということは考えておりませんけれども、標準化に関する今後の国の動向については、引き続き注視してまいりたいというふうに考えてございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。
○８番（佐々木芳江君）　想定の話なので。ただ時代の本当に変化に伴って、もし国の支援が終了したならば、最大の5,000万円程度がかかる見込みっていうことをお教えいただきました。
　それでは、２点目の、自治体情報システム標準化への移行の状況についてであります。
　国の採択結果やガイドラインを踏まえて事業者を選択されたのでしょうか、お教えください。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。
○行政経営課長（山﨑秀之君）　お答えいたします。
　ガバメントクラウドの事業者は、国において５社が認定されており、そのうち１社は条件付ということでの認定になっております。国による認定においては情報セキュリティーやデータ保存の安全性など高い基準を満たすことが必須となっております。
　当町では、国認定された事業者のうち、ＡＷＳと言われますアマゾンウェブサービスを利用しております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。
○８番（佐々木芳江君）　今のお答えの中に、そのうち１社は条件付での認定となっておりますというふうにおっしゃっておりましたが、１社条件付の認定があるとのことですが、国内でしょうか、海外でしょうか、お教えください。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。
○行政経営課長（山﨑秀之君）　こちらの条件付の１社については、国内の、さくらインターネットが提供します、さくらのクラウドというものになっております。こちらの条件付というのが、令和５年度時点で国が示す要件を満たしていないというところで、令和７年度末までには全て要件を満たすということを条件に認定されたというものになっております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。ぜひ国内の事業者の方々にも頑張っていただければと思います。

そして、当町として選択したのは、どのような観点で妥当性を確認したのか、具体的に説明をお願いできますでしょうか。また、その際にどのような内容のリスク評価を行ったのか、併せて伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。

○行政経営課長（山﨑秀之君）　お答えいたします。

選定におきましては、基幹業務システムの事業者と調整をしまして、基幹業務システムの事業者における利用の実績や、先行してガバメントクラウドに移行した自治体の実績を加味して選定をいたしました。また、ガバメントクラウドは高い情報セキュリティーが確保されることや、データ保存の安全性が高いレベルで確保されるということにより、住民情報をより安全に守ることができると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ただいまの答弁の中の、先行してガバメントクラウドへ移行した自治体の実績などを加味して選定いたしたっていうふうにお聞きしたですけれども、どこの市町村かお教えいただければありがたいです。また、市町村が選ばれた理由を教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。

○行政経営課長（山﨑秀之君）　お答えいたします。

先行して実施された８自治体を申しますと、兵庫県神戸市、岡山県倉敷市、岩手県盛岡市、千葉県佐倉市、愛媛県宇和島市、長野県須坂市、埼玉県美里町、京都府笠置町となっております。こちら８自治体とも全てＡＷＳを使用しておりまして、そちらの実績に基づいて、阿見町についても採用したということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

それでは３点目の、国の財政支援はどうなっているかについてであります。

先ほど国産クラウドのお話がありましたが、ガバメントクラウドに移行することで、前提で国産クラウドでは、補助金は出ないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

ガバメントクラウドへの移行は努力義務とされ、標準化の要件として必須の要件ではないた

め、ガバメントクラウドへ移行せずに国内企業のクラウドを使用することによって補助金が出ないということはございません。

しかし、標準仕様として定義されておりますクラウド環境の要件は非常に高い要件であるため、もともと利用していたクラウド環境を継続するということは困難であり、また、当町独自にガバメントクラウド以外のクラウド環境を調達する場合、より高額な費用がかかってしまうということが想定されるため、ガバメントクラウドへの移行を実施したものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。そうしたら、コストが高くなるということでございますね。分かりました。がしかし、やはり優秀な事業者の方はたくさん国内にもおられると思います。そのためにも近い将来は、海外ではなく国内企業のクラウド利用が推進されますことを期待したいと思います。

それでは、マイナンバー活用と自治体システム標準化について再質問いたします。

マイナンバーの活用範囲が、税、社会保障にとどまらず、給付金、福祉、子育て、防災などへ広がっていく中で、個人情報が一元的に扱われる仕組みが強まっているのは事実だと考えます。こうした中で、給付のデジタル化が進むと給付制度そのものが拡大し、自治体の財政負担が増えるとの指摘があります。

当町として、この財政的なリスクをどのように評価しているのでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

給付におけるデジタル化は、初期費用に係るシステム整備費や人件費などにより一時的に費用の増加も見込まれますが、事務に係る申請書類の削減、人的負担の軽減など、事務に係る費用は軽減されるものというふうに想定をしてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　分かりました。

それでは、住民の安心安全を守る立場から、政府やクラウド事業者によるデータ利用の透明性は極めて重要だと思います。外部クラウドで扱う行政データについて、どこに保存され、誰がアクセスでき、どのような監査が行われ、これらのアクセス監査情報を自治体がいつ知るのか。これらの点について、自治体として独自に把握、検証する仕組みを構築する考えはあるか、伺います。もし、国の仕組みで十分と判断される場合は、その具体的な根拠を伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

基幹業務システムで取り扱うデータは個人情報であり、厳重に管理すべきものと認識をしてございます。ガバメントクラウド保存先は東京及び大阪のデータセンターであり、当町に割り当てられた領域には、当町と基幹業務システム事業者がアクセス可能となっております。デジタル庁は、自治体から事前承認を得た作業や維持管理に必要な作業以外はアクセスしないこととしております。

また、アクセス状況等に関するレポートを自治体へ必要に応じて定期的に提供し、レポートを含む運用全体について、第三者監査を受けるとされております。さらに、当町のデータは暗号化して保存され、通信も暗号化されたインターネットを介さない安全な回線で行っておりまして、高いセキュリティーが確保されていると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、今お話しされた第三者監査のところなんですけども、外部クラウドに保存された行政データについて、第三者チェック、労務監査、アクセス検証などは、当町としては実施していますか。実施していない場合は、その理由を伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。

○行政経営課長（山﨑秀之君）　お答えいたします。

こちらの監査につきましては、先ほどの答弁にあったように、国のほうの制度に基づきまして、監査のほうは、国のほうでＩＳＭＡＰと呼ばれる制度がございまして、そちらに基づいて監査はするということなんですが、町としても、ガバメントクラウドへのアクセスログを確認できるようになっておりますので、必要に応じて確認を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　すいません、必要に応じて確認はされているということなんですけれども、第三者チェックはどのようになっているのでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。行政経営課長山﨑秀之君。

○行政経営課長（山﨑秀之君）　お答えいたします。

第三者のチェックとしては、こちら政府のＩＳＭＡＰ運営委員会というものがございまして、こちらは内閣サイバーセキュリティセンターやデジタル庁、総務省、経済産業省が共同で運営している機関なんですが、そちらがクラウドサービスの情報セキュリティーの管理運営基準などを策定して評価を行っているところです。

こちらがＩＳＭＡＰの標準監査手続に基づきまして監査を実施しております。こちらが外部

の監査機関、登録している外部の監査法人ということらしいんですが、そういったところで、国のほうで監査をしていると。

こちらのＩＳＭＡＰというのが、こちらのガバメントクラウドが運用される前から、2020年から運用されているもので、実際こちらのメリットとしては、阿見町ですね、利用者側としては厳しいセキュリティー評価を独自に行う必要がなく、安全なクラウドサービスが選定できるということが利点になっておりまして、その制度に基づいた外部監査が第三者で行われているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございました。

それでは、マイナンバーは、制度の運用次第では、住民の権利、プライバシーに深刻な影響を与える可能性もあります。当町としては、透明性の確保、住民への丁寧な説明、制度の慎重な運用を国に求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

マイナンバー制度については、間違った運用がなされないよう、マイナンバーを利用できる事務が限定されているとともに、安全管理措置や特定個人情報保護評価の実施が義務づけられるなど、厳しく制度化されているものと認識をしております。そのため、国に対して改めて運用について求めていくということは考えてございませんが、引き続きマイナンバー制度の運用について、当町として厳格な運用を実施していくとともに、今後の国の動向などに注視をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　様々な細かい質問をさせていただきましたが、しかし、よく理解することもできましたので、ありがとうございました。

それでは、結論といたしまして、全体的に制度を中心とした質問を私はいたしました。国は、マイナンバーの一元化は利便性があるとＰＲしておりますが、まだまだ使いやすい状態ではないような感じがいたしました。また、一旦システム障害が発生すると混乱は避けられません。住民の個人情報の一元管理については非常にリスクが高いと思います。

制度によっては、地方自治の創意工夫や自助努力の精神をそいでしまうのではないかと危惧しておりますが、当町はシステム標準化にいち早く取りかかり、経費削減にも努力されていることが、質問をさせていただいたことでよく理解いたしました。引き続き、住民の安心安全に

寄与されることを願い質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで８番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、７番武藤次男君の一般質問を行います。

７番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

〔７番武藤次男君登壇〕

○７番（武藤次男君）　おはようございます。私は武藤次男でございます。今日も一生懸命質問させていただきます。

そして、私のほうから、まず今回の町長選におきまして、見事３選を果たされました千葉町長に対しまして、誠におめでとうございます。

そして昨日、所信表明、こちらのほうをされました。その中で、これからの４年間、阿見町第７次総合計画で掲げた「みんなでつくる共生のまち」の基本理念の下、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現のため、全力で取り組んでまいりますとのことでした。こちらの言葉に対しまして、私も全力で取り組んでいきたいとそのように思います。よろしくお願いします。

それでは早速、そちらのほうで引用されました第７次総合計画、こちらのほうから質問をさせていただきます。

こちらの171ページ、第１節、持続可能な都市づくり、３、交通体系・公共交通の充実。私ライフワークとして、この公共交通、こちらに対しての質問というのを心がけております。その中で、課題、171ページにありますが、こちらの２番目の項目でございます。

「全国的な高齢化の進展による高齢ドライバーの交通事故、自動車運転免許証の自主返納者の増加により、公共交通の必要性が一層高まっているため、免許を返納しても安心して暮らせる環境をつくる必要があります。」このように、第７次総合計画の中でうたわれております。それにのっとりまして、当町の最大のウイークポイントは公共交通であると思います。公共交通については各種ありますが、公共交通の担い手として当町が選択したものはデマンドタクシーあみまるくんであります。その、あみまるくんにおいて、昨年実証実験におきまして土曜運行が有効であるというふうなことでほぼ決定をし、また昨年から今年にかけて新たな実証実験、特定地域にて事前に、１週間前に予約を取り、乗り合い率を高める実証実験なども実施されております。

現在、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を基に、地域公共交通活性化協議会を設立。地域ごとの交通計画を策定を実行し、令和９年までの計画が策定されています。国土交通省は、交通空白地をなくすための支援として地域交通確保事業を実施しています。これは、公

共交通の維持が困難な地域に対して、住民の移動手段を確保するために、デマンド型交通やライドシェアを導入するための支援を行うものとあります。

そこで、既にデマンドタクシーあみまるくんを導入している当町において、ライドシェア、こちらのほうの可能性があるものか、それについて問いたいと思います。

１番、あみまるくんの利用促進以外に、ライドシェアの活用は検討できないか。

２番、一部の行政区において、自発的な移動支援が組まれているが、当町から見て問題点はないか。

３番、当町として行政区による移動支援に対する助成はできないか。

以上３点よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　武藤議員の、公共交通に対する取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の、ライドシェアの活用は検討できないかについてであります。

ライドシェアとは、地域住民等の生活に必要な旅客輸送の確保や、地域交通の担い手、移動の足不足といった社会問題に対応するため、道路運送法に定められた自家用自動車を使用した有償の運送形態であります。市町村が実施できるものとしては、道路運送法第78条第２号に定められた自家用有償旅客運送で、一般的には公共ライドシェアと呼ばれ、地域住民や観光旅客等の来訪者を対象とした交通空白地有償運送と、身体障害者等を対象とした福祉有償運送の２種類があります。このうち、交通空白地有償運送については、バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な交通空白地を埋めるための運送で、実施に当たっては、バスやタクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討した上で、地域の関係者による協議を経る必要があります。

当町においては、路線バスは減便等により縮小傾向にあるものの、タクシーの配車が困難な状況は確認されていないことから、公共ライドシェアではなく、デマンドタクシーあみまるくんの拡充を検討しており、令和８年度から土曜運行を実施する予定であります。

２点目の、行政区における自発的な移動支援に問題はないかについてであります。

町内において、自治会活動の一環として、会員同士で移動支援に取り組んでいる事例があることは承知しております。

道路運送法の規定で、自家用自動車は原則として、有償で運送の用に供してはならないとされており、災害等の例外を除いては、国土交通大臣の許可または登録を受ける必要があります。

こうした中、国土交通省の道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドラインでは、有償の考え方や金銭授受の取り扱いが整理されており、謝礼の支払いや実費の請求及び支払いについては有償運送に当たらないとされております。

自治会等の活動としての移動支援については、運送に必要な燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料等の実費の受け取りは可能であり、会員が負担する会費での運送サービスの提供、車両の調達、運転者に対する報酬の支払いは可能であるとされており、こうした範囲で活動されている場合には問題はないと考えております。

３点目の、行政区による移動支援に対する助成はできないかについてであります。

当町では、令和５年２月に策定した阿見町地域公共交通計画に基づき、路線バス等の公共交通機関を利用することが難しい公共交通空白地域を解消するため、デマンドタクシーあみまるくんの運行を中心に取り組んでおり、公共交通の観点からは行政区が独自に行う移動支援に対する助成は実施しておりません。

今後、町内の事例を参考に調査研究を行い、阿見町地域公共交通計画の改定等のタイミングで社会状況や町民の意向を踏まえ、阿見町地域公共交通活性化協議会において検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ただいまの答弁につきまして、再質問のほうをさせていただければと思います。

まず、今、当町を取り巻く環境から、自治会員への移動無償支援に乗り出す行政区も多いと聞きますが、移動無償支援を行政区で実施した場合に気をつけなければならない点、してはいけないこと、こちらのほうは何でしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

町長の答弁でもお答えさせていただきましたとおり、道路運送法の規定で自家用自動車は原則として有償で運送の用に供してはならないとされております。有償で運送を行う場合には、運輸支局等において許可または登録が必要となります。このため、制度面から申し上げますと、行政区で無償運送を実施される際には、費用の取扱いについて気をつけていただきたいと考えております。

国土交通省では、運送サービスの提供に対する反対給付として財物を周知することを有償としております。これに該当しないものとしましては、利用者から収受するものが謝礼と認めら

れる場合、利用者からの給付が実費相当分の場合などとされております。運賃表を定めて金銭の支払いを受けることや、口頭や身振りなどで実質的に運賃を求めるようなことは認められておりませんので、御注意いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ということは、住民の方から、そちらの運転者ですとか、そういったところに対しまして謝礼を払うですとか、そういったようなことはよくないよと。そういったふうなことなのかなと、そんなふうに受け止めましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　謝礼と認められる場合もございますけれども、運賃として徴収するということは認められておりませんということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。

続きまして、日常的に交通手段が不足している地域での移動支援として、行政区主導移動無償支援が適していると思うが、導入した場合のあみまるくんとのかぶりに対する不安、こういったものはあるでしょうか。教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

行政区における無償運送が導入された場合、その規模や頻度によりますが、基本的にデマンドタクシーあみまるくんの需要は減少するものと考えております。しかしながら、あみまるくんの運行については、予約センターの拡充や土曜運行実証実験など、随時改善を図っておりますが、高齢化や安全運転意識の向上による免許返納制度の利用増加などもあり、一部では、まだ予約が取りづらいといった声も届いております。

このため、一時的に需要が減少したとしましても、これまでの利用を控えていた方など、新たな利用につながっていくものと考えておりまして、不安要素とは捉えておりません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。であれば、そういった自治会活動的な、自発的な移動支援、こういったものが必要に応じて各地域などで推進されていくことについて、当町としての、あみまるくんとのかぶりがないということであれば、そう不安視はしていかないというふうなことでよろしいですね。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　続きまして、本県において、令和７年１月からつくば市、土浦市、下妻市、牛久市の４市が連携し、地域連携公共ライドシェアの運行を開始しておりますが、その実績、こちらのほうはいかがでしょうか。
　先んじてやられている、そういった自治体があるのであれば、その実績が気になるところでありますので、お教えいただきたく思います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　令和７年度１月から12月末までの実績を各市に確認しましたところ、各エリアでの利用件数は多いところでも１日１件程度ということでございました。実施できるエリアや時間帯が、路線バスやタクシーの利用が難しい場合に限られておりまして、利用促進キャンペーン等の取組を実施していても利用状況は想定を下回っていると伺っております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　ということは、やはりある程度のキャンペーンですとか、キャンペーンの内容は分からないんですけれども、そういった努力のほうをしても、やっぱり利用していただける方が少ないと。そういうふうな結果なんでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　今、議員のほうから御指摘があったとおりの認識でございます。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　続きまして、今後の阿見町地域公共交通計画の中に、行政区主導無償移動支援を導入していく可能性があるか。ぜひ導入、行政からの補助、例えば燃料費ですとか、それからあと保険料、そういったものに対する助成、そういったものをお願いしたいと思うが、そちらのほうはいかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　行政区における無償運送につきましては、路線バスやタクシー、デマンドタクシーあみまるくんといった、当町の地域の移動手段を補完する制度といたしまして、阿見町地域公共交通計画の改定に向けて調査研究を行ってまいりたいと考えております。
　また、運営方法や仕組みづくりに関する情報提供や、自動車保険の保険料などの補助といっ

た支援についても、併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ぜひ前向きに検討していただければと、そのように思います。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　続きまして、一般社団法人あみ観光協会について伺います。

あみ観光協会につきましては、阿見町観光振興基本理念、地域資源を活用し持続可能な観光を目指す地域資源の活用、地域経済の活性化、持続可能な観光の推進を基本として、これにより、観光業が地域の活性化に貢献し、地域住民と観光客が共に利益を享受できるような仕組みを目指していると思います。

また、観光資源のブランディングや観光の魅力向上を通じ、阿見町がより多くの観光客にとって魅力的な目的地となることを目指していると思いますが、その柱として、まず地域資源の最大活用、農業観光――農作物を活かした体験型観光、そして自然観光――霞ケ浦や周辺の景観資源の活用。

２番、地域経済の活性化と雇用創出、地元農産物や特産品の販売促進、観光施設の整備や地域イベントを通じた雇用創出。

３番、持続可能な観光。観光による環境負荷の軽減、地元の伝統や文化を尊重した観光開発。

４番、観光の魅力向上と地域のブランディング。アウトレットや地域イベントなどの観光資源を強化、知名度の向上、観光情報の発信強化、そして地域住民との共生、住民が参加できる観光イベントや体験型プログラムの実施、地域住民との意見交換や協力体制の構築。

そういうふうな部分の中で、質問のほうをさせていただきます。

まず１番目として、商工観光課とあみ観光協会の役割の整理はできているか。

２番、あみ観光協会１人、阿見町役場出向職員２人、地域活性化起業人２人（週３回出勤）で1.5人換算とし、全4.5人だが人員は十分か。

３番、当町としてあみ観光協会を発展させていく為にどのような支援をしているか。

以上、この３点お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　一般社団法人あみ観光協会についての質問にお答えいたします。

１点目の、商工観光課とあみ観光協会の役割は整理できているかについてであります。

商工観光課と一般社団法人あみ観光協会は、それぞれの役割を担い相互に連携しながら、当町の観光振興に取り組んでおります。

商工観光課の主な役割といたしましては、町の観光の指針となる観光振興基本計画を策定し、

観光に関するビジョンと基本方針を決定するとともに、あみ観光協会が計画に則した事業が実施できるよう多方面からの支援を行っております。

一方、あみ観光協会は、町の観光資源を活かしながら町事業者等と連携し、地域に根ざした観光事業を推進する実施主体としての役割を担っております。具体的には、各種観光体験プログラム、観光キャンペーンや物販イベント、観光物産館の運営管理などに取り組んでおります。

２点目の、あみ観光協会の人員は十分かについてであります。

あみ観光協会の人員につきましては、運営及び事業推進の中核的な役割を担うため、町職員２名、企業の持つ専門的知見やノウハウを事業に反映させながら各種観光事業を推進するため、地域活性化起業人３名、事務局長を含め６名の体制となっております。

将来的には、観光に関する知見やノウハウを蓄積し、あみ観光協会が持続可能な運営を可能とするために、専属のプロパー社員の増員が必要であると考えております。

３点目の、あみ観光協会を発展させていく為の支援についてであります。

町からの支援につきましては、観光協会の運営支援や物的支援、事業に対する支援等を行っております。

運営支援といたしましては、主に人的支援が中心で、あみ観光協会の役員として副町長が副会長に、町職員２名が理事及び監事として携わっており、事務局の人員として町職員２名、地域活性化起業人３名を派遣しております。

物的支援といたしましては、観光協会事務所として町施設を提供しております。

事業に対する支援といたしましては、主に物産館の運営や観光プロモーション事業を推進するための財政的支援を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５７分休憩

午後　１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、昨年４月スタートして、はや１年が経過しましたが、当初より５年で自立というガイドラインでスタートしておりますが、進捗はどうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

５年の収支計画に掲げた主な事業の進捗状況についてでございますが、まず昨年10月に開設した、あみ観光物産館につきましては、初年度の売上げ目標を上回る成果を上げております。またＥＣサイト事業、こちらにつきましても、次年度より本格運営する見込みでシステムの構築が進んでいる状況でございます。そのほか、旅行業につきましても、次年度よりツアーの受入れを行えるよう、今年度は町内モニターツアーの実施や旅行啓発セミナーを受講し準備を整えております。おおむね各事業とも、順調に推移している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　それぞれの事業、おおむね順調に推移しているということで、大変安心をいたしました。

続きまして、補助金を入れた形で運営されているが、自立するための利益を出すための柱、それは何になるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

利益を出すための柱となる事業につきましては、先ほどお答えいたしました物産館運営事業、ＥＣサイト事業、旅行業、その他マルシェなどの物販事業となります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　よく分かりました。

続きまして、業務委託の具体的な内容、こちらのほうを教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

町から観光協会へ委託している業務の内容につきましては、観光ＰＲ媒体の作成、観光誘客促進のためのイベント開催、つくば霞ヶ浦りんりんロードの利活用、町特産品のＰＲ活動、観光関連ボランティア団体への支援、観光物産館での観光ＰＲ業務となっております。

各業務の詳細につきましては、町と観光協会との協議により決定し実施することと業務仕様書で定めておりまして、単年度ごとに業務契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　続きまして、近隣自治体で法人化している観光協会を所有している自治体と観光協会の役割分担は当町と比較してどのようになっていますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

まず、当町と町観光協会との役割分担でございますが、自治体である町としましては、総合計画や観光基本計画において観光振興の指針を示して、施策を推進するための人的支援や物的支援を行っております。観光協会におきましては、施策を推進する母体として、各種観光事業の企画運営及び実施に取り組んでおります。

近隣自治体で法人化しております土浦市観光協会や、石岡市観光協会においても、同様の役割分担であると認識しております。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　では、町が観光協会に対して実施させたいことに対して、十分な補助金額なんでしょうか。補助金額としては、これは適正なんでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

今年度当初に、あみ観光協会の補助事業として対象としているものといたしまして、物産館運営事業、ＥＣサイト事業、旅行業、その他物販事業を運営していくための経費として補助事業の対象としております。現状では、こちらの経費については適切に計上されていると考えております。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　ちなみに、初年度と、それからあと令和８年度、今年度につきましては、この補助金の額というのはどのように変わっていくのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　すいません。お時間をいただきまして。令和７年度の予算が約3,174万1,000円となっておりまして、Ｒ８年度の予算が1,964万9,000円という形になっております。観光物産協会の自主事業の売上げの増加なども見込みまして、今年度と比較して約1,209万2,000円を減額しているという状況でございます。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　それでは、その予想を基に今年度1,900万円の補助金額の予算というふうなことを立てられておりますが、それは、来年度以降、それも徐々に減っていくもの……。当然、あみ観光協会さんのビジネスとしての拡大規模に応じて、それは減っていくものと。そ

ういうものなんでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
　今後、観光協会のほうでも自主事業のほう本格化してくる予定でございますので、それに合わせて補助金は減額をしていく予定で考えております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　ということで、一番最初に戻りますが、４月スタートしてはや１年、当初より５年で自立と、そういうふうな部分というのは、今おっしゃっている内容で、毎年毎年減っていって５年後には町からの補助金のほうがゼロになると。そんなふうな内容ということでよろしいでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
　５年をかけて自立という形を取っておりますので、５年目には補助金がゼロになるような方向性を目指して、今取り組んでいるところでございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　大変よく分かりました。
　続きまして、町があみ観光協会に委託している委託料については適切であるのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　委託業務の内容につきましては、観光協会の意向も踏まえながら、町の観光振興に資する業務を町で設計の上、契約手続を経て、観光協会に業務を委託しております。金額につきましても、現状では適切であると考えております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　分かりました。
　本年度につきましては、ブルーベリー狩りとマフィン作り体験、ブルーベリーの草木染め体験、首都圏エリアの学校の校外学習のために先生それから業者向けのツアー、それから竹灯りワークショップ、あみ大使根木マリサ氏と行くアミココ！モニターツアーなど、盛りだくさんの企画を打ち出して推進しているが、人員など支援体制はどうか。
　町として、あみ観光協会の悩みや課題を吸い上げて共有、解決。これはできているのでしょ

うか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
あみ観光協会の人員体制でございますが、事務局においては、現在事務局長１名、町からの出向職員２名、地域活性化起業人３名の体制で運営しておりますが、近隣の自治体と比較しても同程度の支援体制であり、現状では適切であると考えております。しかしながら、将来におきましては、協会専属のプロパー職員が必要かと認識しております。
また、事業を進めるに当たって悩みや課題等の共有につきましては、定例的に月例ミーティングを行いながら悩みや課題を共有し、問題解決のサポートを行っているところでございます。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　あみ観光協会さんの現状及び今後について、大変よく分かりました。
あみ観光協会さんを、私たち議員含め当町全体で盛り上げていきたいので、自分としても、前職は文房具関係のメーカーにおったものですから、そのジャンルから新しい阿見の特産品とすべく、業者など、こういったものを紹介しております。
皆さんからも、目新しいものがあれば業者など紹介して、あみ観光協会を盛り上げていただきたいですし、ぜひ当町として丸投げでなく伴走支援、こちらのほうをしていってほしいと、そのように思います。
ありがとうございます。質問終わります。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　続きまして、県内における自治体やキッチンカー関係団体との協定締結の動きについて。
こちらのほうでございますが、まず東日本大震災から15年経過した今、有事の際の備えに対して十分な対応ができているのでしょうか。茨城新聞の１月30日号には、災害時に被災者が温かい食事を食べられるようにと、日立市とキッチンカー事業者でつくる日本キッチンカー経営審議会は、災害時の食事提供に関する協定を結んだとあります。道路や水道といったインフラの災害時に、水や燃料を持ち込んでキッチンカーで調理をし、いち早く食事の支援を行う。県内での個別の協定締結は７自治体目と、そのように表記があります。
また、この日本キッチンカー経営審議会は、キッチンカーを含む事業者の全国組織で約850社が加盟しており、県内においては約90社が加盟しております。協定では、災害対策基本法で定める災害が発生または発生のおそれがある場合、自治体が同審議会に支援を要請すると、全国の動ける会員がキッチンカーで避難所に出向き、被災者に食事を振る舞うという流れになっ

ています。

茨城県としては、キッチンカー経営審議会、そして三井安田生命――この保険屋さんにつきましては、移動するための安全なルート、それを確保するための提供というふうな形になっておりますが、と基本的に協定締結をしているが、直接提携することで、平常時から協定を基につながりをつくり、食事提供までの時間をできるだけ早めたいとのこと。

そこで、当町の協定締結に対する考え、こちらのほうをお伺いしたいと思いますが、災害発生時にキッチンカーを活用し、避難者へ温かい食事を提供することを目的として、関係団体と協定締結している自治体がある。当町も協定締結してはどうか。

最初の質問、県内における協定締結自治体はどこか。

２、当町における協定締結については今後どのように考えるか。

以上、御質問いたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　県内における自治体やキッチンカー関係団体との協定締結の動きについての質問にお答えいたします。

１点目の、県内における協定締結自治体はどこかについてであります。

県内では現在、茨城県をはじめとして、水戸市、日立市、石岡市、取手市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、大洗町、城里町、河内町の11自治体が災害時にキッチンカーを活用した温かい食事の提供に関する協定を締結しております。

２点目の、当町における協定締結についてはどう考えるかについてであります。

過去に発生した大災害の被災地においても、発災直後、ライフラインが寸断された状況の中、キッチンカーの炊き出しによる温かい食事の提供が被災者の心身の支えとなったという情報がメディア等を通じて伝わっております。

当町におきましては、有事の際にキッチンカーを活用した食事の提供に関する協定は未締結となっております。今後、先進事例の状況等を調査し、避難生活の環境改善の一助として協定締結に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　今の答弁の中で、協定締結に向けて前向きに考えていくと、そういう力強いお言葉をいただきました。

今年、東日本大震災から15年、どんなに備えていても備え過ぎることはないと思いますので、ぜひ前向きな形で考えていただいて、協定締結、そちらのほうへ進んでいただきたいと、そのように思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君）　これで７番武藤次男君の質問を終わります。

次に、３番前田一輝君の一般質問を行います。

３番前田一輝君の質問を許します。登壇願います。

〔３番前田一輝君登壇〕

○３番（前田一輝君）　皆さん、お疲れさまです。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

阿見町は、ＳＤＧｓ未来都市として、「泳げる霞ケ浦」の実現という明確なビジョンを掲げ、環境再生、地域活性の両立を目指してまいりました。霞ケ浦は阿見町にとって歴史、産業、観光、教育、そして町民の誇りに深く関わる象徴的な存在であります。その霞ケ浦を「泳げる湖へ」と再生していく取組は、未来世代への責任でもあり、持続可能なまちづくりそのものであると考えます。また、この取組は、単に環境改善を目指すものでなく、阿見町の魅力や価値を内外に発信していく重要なテーマでもあると認識しております。

そのような中、阿見町が新たに挑戦しているのが、デジタル技術を活用した「メタバース空間」の構築であり、本年１月19日に一次公開としてスタートいたしました。仮想空間の中で、霞ケ浦の環境や町の魅力を体験し、学び、発信していくことは、新たな可能性を有する施策であると思います。

近年、自治体においてもデジタル技術を活用した情報発信や交流の取組が広がっており、阿見町のメタバース空間もそうした流れの中にあるものと考えております。一方で、デジタル施策であるからこそ、その目的や位置づけを明確にし、町民にとって分かりやすい形で展開していく必要があると思います。

重要なのは、導入そのものではなく、多くの町民に認知され、参加してもらい、具体的な成果へと結びつけていくことであります。そのために、利用状況や反応を適切に把握しながら、継続的に検証、改善していく視点も必要であります。

そこで、以下６点についてお伺いいたします。

１つ目、導入の背景及び目的について。

２つ目、一次公開以降の利用者数について。

３つ目、今後の参加促進策について。

４つ目、コンテンツの更新頻度及び今後の拡張計画について。

５つ目、既にメタバースを運用している他自治体との比較について。

６つ目、行政サービスや学校教育との連携など、今後の展開について。

こちら６点について、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　前田議員の、メタバース空間の運用についての質問にお答えいたします。

１点目の、導入の背景及び目的についてであります。

当町は令和６年５月に内閣府より、ＳＤＧｓ未来都市に選定されました。この選定を契機に、ＳＤＧｓの取組を一層推進するため、町公式のメタバース空間を構築いたしました。

このメタバース空間とは、インターネット上に構築された仮想空間であり、利用者がアバターを通じて情報の閲覧や交流、イベント参加などを行うことができるものであります。

当町のメタバース空間では、霞ケ浦の水質浄化に関する啓発を行い、かつて泳ぐことができた霞ケ浦を取り戻す行動につなげることを目的としております。あわせて、現実でのイベント参加が難しい町民の方にも参加していただける環境を整備するとともに、町の魅力発信の拠点として活用してまいります。

２点目の、一次公開以降の利用者数についてであります。

令和８年１月19日の一次公開から２月28日までの期間における利用者数につきましては、840人であります。

３点目の、今後の参加促進策についてであります。

メタバース空間につきましては、広報紙や町ホームページ、あみメールで情報発信をしておりますが、構築したばかりであり、町民の皆様に広く認知されるには、今しばらく時間がかかるのではないかと考えております。

今後の参加促進に向けては、引き続き情報発信を行うとともに、公共施設での体験ブースの設置、町や民間企業のイベントへの出展などを通じて、町民の皆様が気軽に体験できる機会の創出に取り組んでまいります。

４点目の、コンテンツの更新頻度及び今後の拡張計画についてであります。

町からのお知らせ等の情報につきましては、内容に応じて随時更新を行ってまいります。

また、３月16日には二次公開として、現在公開しているメタバース空間に加え、ゲーム性を有するコンテンツの拡張を予定しております。引き続き、利用状況を踏まえながら、段階的な充実を図ってまいります。

５点目の、既にメタバース空間を運用している他自治体との比較についてであります。

メタバース空間の構築においては、目的や規模、運用方法などが自治体ごとに異なるため、一概に比較することは難しいと考えております。しかしながら、既にメタバース空間を活用している自治体の取組は、有益な事例であると認識しておりますので、先進事例を参考としなが

ら、よりよい運用につなげてまいります。

６点目の、行政サービスや学校教育との連携など、今後の展開についてであります。

現時点におきましては、メタバース空間と申請手続等の行政サービスや学校教育との具体的な連携について、決定している取組はございません。

今後は、利用者のニーズや活用状況の把握を行いながら、行政サービスへの活用や学校教育との連携の可能性について、調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。いただいた答弁に対して、１つずつ再質問させていただきます。

まず、１つ目の目的について、ＳＤＧｓ未来都市として霞ケ浦の水質浄化啓発をデジタル空間でも推進するという、すばらしい取組として大きな期待があるかと思います。その上で本事業の成果を町民に分かりやすく示すためには、今後どのような成果に対しての指標、到達目標などを設定してあるのか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

メタバース空間の構築に関しましては、国の交付金のほうを活用しており、成果や活動の指標を定めております。来訪者の目標としましては、年間１万人、月平均では800人強としております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　年間１万人という明確な目標があるということで、こちら簡単な数字ではないというふうに思いますが、それだけの人が来訪してもらえるようにするためにも、来訪者数の推移というだけではなく、滞在時間ですとか、再訪率ですとか、アンケートによる意識変化なども含めた、多面的な検証などを行って取り組んでいただきたいというふうに思います。

一次公開後840人という実績が出ているということで答弁いただきましたが、一定数の皆様に認知があったということでよかったかと思います。今後、二次公開や広報の強化により、どの程度の広がりを目指しているのか。年度内や来年度の目標等あれば教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

二次公開では、ゲーム性を有するコンテンツの公開を予定しており、特に子供たちへの広が

り、参加が期待できます。数値的には、目標は先ほど申し上げたとおりですが、空間内でのコンテンツ内容に変化を持たせ、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　二次公開が予定されているということで、二次公開を起点に、年度後半、どの程度参加人数が増えてくるのか、非常に楽しみなところではあります。

先ほど月平均800人超えというのが目標だというようなお話がありましたが、最初の、初月に対して840人ということで、目標は達成しているとは思いますが、ここからさらなる継続や発展を目指していくというところで考えますと、この事業においては、子供たちにどれだけ興味を持ってもらえるかということは大変重要になってくるかと思います。

子供たちに周知を図るためにはどんな努力をされていくのか、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

子供たちに対しては、ゲーム性を有するコンテンツを体験していただくことが重要と考えております。体験ブースやイベントでのＰＲにおきまして、子供たちへ積極的に声かけをいたしまして、少しでも触れていただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。子供たちが興味を持って、何度でもやりたいなと思えるようなものにしていただきたいなと思いますが、今少しお話が出ましたが、公共施設での体験ブース設置やイベント出展といったことも考えていらっしゃるということで、こちら有効な取組かとは思います。

具体的に、どこでいつ頃から実施を予定しているのか、決まっていましたらお伺いしたいと思います。また、その場合、体験ブース等継続的な参加につなげるような仕組みなどはありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

体験ブースにつきましては、１月20日から本庁舎生活環境課横のスペースにおきまして、運用を開始しております。今後は町内の公共施設のうち、多くの方が来館される施設として、予科練平和記念館への設置を３月までに予定をしております。

参加につなげる取組といたしましては、さわやかフェアなど、町主催のイベントでのＰＲを行っていくとともに、民間企業のイベントへの出展としましては、今月８日日曜日には、トヨ

タカローラ南茨城阿見荒川沖店の１周年記念祭というのがありまして、そちらでのＰＲを予定しております。

まずは広く周知をいたしまして、認知していただくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　予科練平和記念館の設置予定ですとか、トヨタカローラさんでのイベント出展等、外へ出ていく試みというのが既に予定されているということで、非常に有効な周知を広げる機会になるのかなと思います。

この体験ブースをきっかけに、継続参加していただくような仕組みとして、例えばですが、イベント限定のアイテムを作るですとか、ログイン特典ですとか、来訪回数による変化など、参加の積み上げをしたくなるような仕組み、そういったものがもしあれば検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

継続して参加していただくための仕組みづくり、これ大変重要であると認識をしております。ログインの特典であったりとか、民間企業などのホームページやインターネットアプリなどでは、一般のユーザーの顧客を増やすような手段としては、これ有効かと思っています。

しかし、町の公式メタバース空間でございますので、本来の目的と開設した趣旨を踏まえて、継続的な参加の仕組みづくりというのは考えていきたいとは思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。おっしゃるとおりで町の最初の目的等に外れないような形でという中でも、ぜひとも継続していく、一度触れてみて終わりというようなことではなくて、関わり続けていくというようなことで進化していくようなことをお願いしたいと思います。

次に、３月16日の二次公開というところで、ゲーム性コンテンツを拡張するといったようなお話がありましたが、これは参加層拡大の大きな起点になるかと期待できるところだと思います。今後段階的にどのようなコンテンツ拡張を想定しているのか。また、持続可能な運用の観点から考えると、コンテンツ拡張時の発生する費用、年間運用コスト等見込みなどがあればお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

３月16日の二次公開以降のコンテンツ拡張につきましては、現時点では具体的な内容や時期は決まっておりません。まずは、今年度の公開内容に対する利用者の反応や御意見を把握していきたいというふうに思います。

また、コンテンツ拡張に係る費用につきましては、追加する内容や規模によって大きく異なるため、現時点で一概にお示しすることは難しい状況でございます。年間運用コストとしては、令和８年度の当初予算として、保守点検のほか、本格的な運用の初年度ということもあり、緊急対応費を合わせて年間約80万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。

今、運用コストですとか、お話がありましたけども、今後コンテンツ拡張を行う場合、町単独の費用での拡張というところが想定されるのか、それとも交付金等の活用が期待できたりですとか、民間連携などの可能性があるのか、そういった方向性、もしお分かりになるところがあればお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

コンテンツの今後の拡張につきましては、国の交付金の採択の有無ということについては、ちょっと確認は取れておりません。また、民間との連携、スポンサー方式についても具体的な予定はございませんが、その財源を確保していくという点では有効な手段の１つかと思いますので、他自治体の事例等を参考に研究をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。費用対効果、そういったものが非常に大切になってくる。コンテンツ拡張ができれば、もちろんいいのかとは思いますが、費用対効果等見極めながらということになると思いますので、段階的に多方面の可能性を探りながら、長く続くような事業にしていただきたいなというふうに思います。

今、他自治体との比較という話が少し出ましたが、他自治体との単純比較は難しいということで最初御答弁いただきましたが、先進自治体で成功している要因や課題の分析、こういったものを行うことは、阿見町にとっても必要なことかと思います。具体的に参考にしている自治体や取組等あればお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

費用のかけ方で、臨場感それから視覚的なクオリティーに大きな違いが出てまいります。こちらで先進事例として、把握して目を引く部分、他自治体の例でございますが、大阪府豊中市のメタバース空間というのが１つ参考にしております。これメタバース空間の中で３Ｄのアート作品であったりとか、そういった利用者が主体的に関われるような仕組みというのを構築しているような内容になります。

もう１点、神奈川県の横須賀市のメタバース空間でございます。これ観光地として横須賀に多くの方がいらっしゃるんで、そういった仮想空間ならではの独自の世界感、こういったので観光地としてのＰＲにつなげているような内容です。

そういった部分を参考にしながら、引き続き情報収集、こういったのに努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　他自治体の具体的な事例いただきまして、ありがとうございます。それぞれ特性が明確になっており、目的も明確になっているというふうに感じます。

阿見町の場合は泳げる霞ケ浦という強いテーマがありますので、そちらはぶれることなく、ただ市民も参加できる仮想空間というのを強く意識して、例えば子供たちのスポーツイベントへの参加の拡張ですとか、婚活イベント等で婚活事業につなげていくとか、そういったところも阿見町のモデルとして確立していってもらえたらなというふうに感じました。

次に、現時点では具体的連携未定ということで、行政サービスや教育分野との連携は未定ということでしたが、メタバースは広報ツールだけではなく、行政サービスや教育分野と連動することもできる、そういった強みを持ったツールだと思います。調査研究というような御答弁でしたが、連動へ向けた方向性がこれから出せるのか、いつ頃それを目指していくのか、そういったところをお伺いさせていただきます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

まだ始まったばかりということがございますので、まず現時点では周知に力を入れ、認知していただくということが必要かと考えます。

また、構築に当たって、国の交付金をいただく際に、事業の成果等を複数年にわたって継続するための指標を定めております。指標は来訪者の計測ですが、令和９年度末までの数値の計測を求められておりますので、それまでは運用形態を大きく変えることは難しいというふうに考えております。

行政サービスへの活用や、学校教育との連携の可能性や方向性については、調査研究の上、最短でも令和９年度以降になることを御理解いただければというふうに考えております。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。
○３番（前田一輝君）　今おっしゃられたように、まだ始まったばかりということで、周知、認知に力を入れていくと。また、さらには今回の阿見町のテーマとしては、泳げる霞ケ浦というテーマがあるということで、少し難しいところではあるとは思うのですが、せっかくのメタバース空間ができているので、検討するということは、今年度からでも少し考えてもらえたらなというふうに思います。
例えば、小学校での体験授業ですとか、デジタル住民説明会。また今日、武井議員から質問がありましたように、行政サービスの事前申込みといったところでも活用できるのではないかというようなことも考えられますが、比較的簡単なことから検討できないかということを、もう一度だけお伺いさせてもらいます。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。
○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えします。
担当部署といたしましては、拡張・発展、そういった可能性、これ様々な角度から情報収集と内部での勉強・議論、これは進めてまいります。デジタル技術の進化、それからＡＩの活用、技術の進歩を念頭に置きまして、費用対効果、コスト意識を持って取り組んでまいります。
最後にもう１点、先ほど議員のほうから婚活イベントの話があったと思うんですけど、これ令和８年度に担当課のほうと連携して取り組んでいく予定でございます。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　３番前田一輝君。
○３番（前田一輝君）　ありがとうございます。非常に難しいところであると思いますが、御検討いただいて。
メタバースには、行政サービスの拡張というような大きな可能性があると思います。既に東京都の江戸川区なんかではメタバース区役所というようなもので、メタバース空間でアバターとしてチャットの中で事前予約をして、窓口緩和というようなものにつなげていたりですとか、石川県加賀市では、「ビーさぽ」というところで不登校生徒の居場所づくりといったようなところにも活用されているようですので、調査研究にとどまらずに、具体的な構想づくりを、ぜひ進めていただけたらと思います。
その中で婚活イベント等が進むというところに関しては非常に期待しておりますので、ぜひよろしくお願いします。
ここまで質問させていただきまして、「泳げる霞ケ浦」、そういったものに向けた第一歩としてメタバース空間の運用、これは大きな期待と楽しみがあるということが分かりました。そ

の中で、やはりまだまだ難しいところですとか、阿見町独自のものですとか、さらにそこから発展していくと、リアルな霞ケ浦浄化に向けた道のりというところも必要になってくると思います。

そういった意味では多くの課題があるというようなことも感じました。ＳＤＧｓ未来都市に選定されている阿見町としては、この事業を持続可能な事業として発展させていくという責務があると思います。メタバース運用においても、ほかの自治体の先駆けになるような成果を期待して、私からの質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで３番前田一輝君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　１時４４分散会

第　３　号

〔　３ 月 ５ 日　〕

令和８年第１回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和８年３月５日（第３日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	倉重千晶君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩　孝君
町民生活部長	齋藤　明君
保健福祉部長	戸井　厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	飯野賢司君
管財課長	渡邉修宏君
収納課長	明神武史君
防災危機管理課長	安室公一君
都市計画課長	鶴田広秋君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君
指導室長兼 教育相談センター所長	細田　愛君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹　久
書記	堀内　淳
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和８年３月５日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和８年第１回定例会

一般質問２日目（令和８年３月５日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．栗原　宜行	１．荒川本郷地区の町有地売却について ２．第７次総合計画は順調に進んでいるか	町　　長 町長・教育長
２．小川　秀和	１．防災体験学習について ２．障害をお持ちの方の避難所での包括的な配慮や外国人の避難所での対応について	町長・教育長 町　　長
３．細田　正幸	１．温水プール設置の計画はどう進められているのか	町長・教育長
４．海野　　隆	１．データブックの作成について ２．温水プールの整備について（熱源の検討状況について） ３．町の情報発信について（阿見町長公式フェイスブックページに掲載され削除された記事について）	町　　長 町　　長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第１項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番栗原宜行君登壇〕

○１３番（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。

今回、私は、荒川本郷地区の町有地の売却について質問いたします。

荒川本郷地区は、平成26年、27年度の独立行政法人都市再生機構からの39ヘクタールの事業用地の無償譲渡以降、荒川本郷地区を13ブロックに分割し、平成30年度から公募型プロポーザル方式等により町有地処分をしています。同地区は、定住促進のための新市街地形成が着々と進み、町の人口増の一因になっています。

このような状況の中、以下の点について質問をいたします。

１、荒川本郷地区の町有地売却の進捗状況はどのようになっているか。

２、２月６日に公表された町有地５物件の売却はどのようなものか。

３、昨年度までの同地区の町有地売却はどのように実施されたか。

４、昨年12月、同地区の町有地売却方法はどのように変更されたか。

以上４点についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

栗原議員の、荒川本郷地区の町有地売却についての質問にお答えいたします。

１点目の、荒川本郷地区の町有地売却の進捗状況についてであります。

荒川本郷地区では、独立行政法人都市再生機構より約39ヘクタールの土地を無償で譲り受け、町主導による段階的なまちづくりを推進しております。

町有地の売却処分に当たっては、地権者を含めた民間の力による良好な市街化促進を円滑に進めるため、荒川本郷地区を13のブロックに区分しており、現在までに９ブロック、約14.8ヘクタールを処分しております。

２点目の、２月６日に公表された町有地５件の売却についてであります。

令和８年２月６日に荒川本郷地区の５件の町有地を売却処分する旨を告示しております。この売却処分では、複数の町有地をまとめた小ブロックの土地等を条件付一般競争入札等で処分することとしており、落札者が決定しない土地については、随意契約により処分することとしております。

３点目の、昨年度までの同地区の町有地売却はどのように実施されたかについてであります。

荒川本郷地区の町有地の売却処分については、荒川本郷地区町有地活用ガイドラインにおいて、民間への処分はまとまった規模での面整備を想定し、処分に関する透明性の確保や、民間のノウハウと資金の効果的な活用を主眼とし、公募によるプロポーザル方式で処分すること等を定めております。

このため、昨年度までの町有地の売却処分に当たっては、主にブロック単位で公募を行い、プロポーザル方式により譲受人を選定した上で町有地の処分を進めてまいりました。

４点目の、昨年12月に同地区の町有地売却方法はどのように変更されたかについてであります。

当地区ではこれまで町有地を活用した段階的、一体的なまちづくりを進めてまいりましたが、一部の町有地については、周辺の民有地で既に住宅開発が進行していることなどから、一体的

な開発を前提とした売却が困難な状況となっており、市街化促進を円滑に進めるための課題となっておりました。

こうしたことから、令和７年12月に、荒川本郷地区のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための阿見町荒川本郷まちづくり検討委員会において、これまでの面的整備を進める処分方法に加えて、一部の面的整備が困難な町有地についても、２点目でお答えしたように、条件付一般競争入札等による処分方法を追加しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございます。

それでは、今、御答弁いただいた中で確認をさせていただきます。

まず、町有地売却、１番目ですけれども、39ヘクタールの無償譲渡を受けて、現在まで13ブロックに分けて９ブロックについて販売をしましたと。ただ、土地の面積で考えれば、約14.8％の処分になっていますので、約38％しか処分をされていないということですね。それと２月６日に公募された５件の売却については、プロポーザルから一般競争入札での処分ができるように追加をしたという形になっています。

今回、私はこの荒川本郷の町有地の売却について質問した中で、４つの問題点があるなというふうに私は感じています。

まず、ガイドラインが一部改定されましたけれども、この手続、また町民や議会への説明責任の問題、続いて過去のプロポーザル方式による売却価格の妥当性の問題、続いて今回導入する一般競争入札の最低価格ですね、一番高い平均価格でいくと、ホームページでいけば、平米当たり１万6,304円。過去の案件で一番安いプロポーザルを見ますと、平均単価で3,612円という形になっています。この整合性の問題。そして、今後の町有地活用方針と議会関与の在り方について問題があるのではないかという形で考えています。

以下、この点を踏まえまして再質問のほうをさせていただきます。

まず１点目ですけども、荒川本郷地区の町有地活用ガイドラインの一部改定は、いつ、どの部分を、どのような内容に改定されたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

荒川本郷地区町有地活用ガイドラインにつきましては、令和７年12月22日に荒川本郷地区まちづくり検討委員会において協議を行い、12月25日に改定を行っております。

改定の内容といたしましては、これまでの内容に新たに項目３の３、民間等（個人を含む）への処分、項目３の３の（１）処分に係るプロセス（ケース①～③）、項目３の３の（２）処

分に係るプロセス（随意契約）の３項目を追加し、公募による、プロポーザル等による、まとまった規模での面的整備が難しい場合に、条件付一般競争入札等の処分を可能とする方針と、そのプロセスを定めております。

今回の改定につきましては、これまでの公募によるプロポーザル等により９ブロックを処分してきましたが、残る一部の町有地につきましては、周辺の町有地で既に住宅開発が進行していることなどから、一体開発を前提とした売却が困難な状況となっております。引き続き、市街化促進を円滑に進めるための対応として、今回の改定を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

今回、昨年の12月に改定ガイドラインを改定した部分については、全面改定じゃなくて、プロポーザルに一般競争入札についての部分を加えたという形だということが分かりました。

続いて、今まで、現在まで処分されたこの９ブロックについて、各年度別にプロポーザルへの応募者数、処分先、処分金額、また平均販売価格を教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。

荒川本郷地区の町有地処分につきましては、公募するエリアに関する民間事業者等の動向やニーズ等を踏まえながら、都市計画道路等の公共施設の整備状況や開発による人口増加の状況等を勘案して、市街化促進の可能性が高いエリアを抽出して段階的に取り組んできたところでございます。

御質問の９ブロックの処分等の実績でございますが、初めにＧブロックになりますが、こちらはきらり保育園の周辺部でございます。処分した年度は平成29年度、プロポーザルの応募者数は１者、処分先は有限会社ネオポリス、処分金額は6,533万円、平米当たりの平均販売価格に関しましては4,352円でございます。

次に、Ｈブロックです。こちらは本郷小学校の放課後児童クラブの北側のエリアでございます。処分した年度は令和元年度、土地区画整理事業者への処分で、処分先は株式会社オーズ・ブレーン、処分金額は3,803万2,000円、平米当たりの平均販売価格は4,016円でございます。

次に、Ｂ１、Ｋブロックです。Ｂ１ブロックがきらり保育園南側のエリアでございます。Ｋブロックがセントラルアベニューの分譲エリアでございます。処分した年度は令和２年度、プロポーザルへの応募者数は１者、処分先は有限会社ネオポリス、処分金額は、Ｂ１ブロックが2,902万円、平米当たりの平均単価が3,927円、Ｋブロックの処分金額は１億1,228万円、平米当たりの平均販売価格は3,612円でございます。

次に、Ｃブロックです。こちらはカインズ、ベイシアが立地しているエリアでございます。処分した年度は令和２年度、土地区画整理事業者施工者への処分で、処分先は株式会社オーズ・ブレーン、処分金額は6,810万円、平米当たりの平均販売価格は4,242円でございます。

次に、Ｅブロックです。こちらはＬＩＦＥ　ＳＣＨＯＯＬ阿見の南側の分譲エリアとなります。処分した年度は令和４年度、プロポーザルへの応募者数は２者、処分先は有限会社ネオポリス、処分金額は8,840万円、平米当たりの平均販売価格は4,214円でございます。

次に、Ｉ、Ｆブロックです。こちらはカインズ南側、ピアシティ荒川本郷の東側のエリアとなります。こちらは公共公益施設の整備改善など将来の活用に備え、町有地を継続保有するために土地区画整理事業に参画しておりますので、町有地の売却は予定してございません。令和６年度に事業化検討パートナーを公募しまして、大日本土木株式会社、株式会社カスミ、トヨタウッドユーホーム株式会社、大和測量株式会社の企業体１社と覚書を締結してございます。

最後に、Ｌブロックです。こちらはセントラルアベニューの分譲エリアの南側のエリアとなります。処分した年度は令和６年度、プロポーザルへの応募者数は１者、処分先は有限会社ネオポリス、処分金額は8,691万1,750円、平米当たりの平均販売額は5,678円でございます。

なお、これらの町有地の処分を行ったことにより、住宅や商業施設が整備され、魅力ある市街地形成が進まれております。

引き続き、開発ニーズや市街化の状況を注視しながら、町有地の段階的な処分を進め、さらなる定住人口の増加と税収増につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

今の御説明を簡単にまとめますと、平成29年から町有地の売却をしましたということですね。この８年間で９ブロック、実質売却したのは７ブロックになっているわけですよね。その中で平成30年と令和３年と令和５年度については売却はされていない。令和２年度については３件の売却があったという形で、合計７ブロック。町有地として保存が決まったＩとＦについては、そのまま売却予定はしないということですね。

単価については、それぞれの土地の特性もありますので一律ではないんですけれども、一番高いのが令和６年の5,678円から、一番安いのが令和２年の3,612円まで幅があるということですね。

処分先については、プロポーザルについては有限会社ネオポリスさん１者が５ブロック、プロポーザルで有限会社ネオポリスさんが全部売却先になっていると。土地区画整理事業の施行者として、株式会社オーズ・ブレーンさんが１者、ここは２ブロック、これも土地区画でいけ

ば株式会社オーズ・ブレーンさん１者という形の御説明がございました。

続いて、この処分された９ブロックが、今回の一般競争入札の最低売却価格で売却した場合、金額はどのくらいになるのか教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

土地の価格につきましては、形状や接道等の土地の性質、区域区分や地域・地区といった法的な制限、交通や生活利便性といった周囲の環境、景気変動等の社会的な要因など多岐にわたる要素によって変動いたします。こういったことから、取引のタイミングによっては、同じ土地であっても価格は一定ではございません。このため、今回の一般競争入札等の最低売払い価格を、これまで処分した９ブロックの価格に当てはめることは適当ではないと考えております。

しかしながら、参考までに、令和６年度に処分しましたＬブロックにつきまして、当時の取引事例の価格を基に、今回の一般競争入札の考え方で売却した場合には１億3,000万円程度になると考えられます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

Ｌブロックにつきましては、土地面積も１万5,300平米と広い中で、今比較をしていただきました。先ほど申し上げたように、売却した土地はそれぞれの特性がありますので一律ではないということの中で、Ｌブロックを参考にしていただきましたけども、これも4,400万円、実際の価格から比べると、１億3,000万円ですから、約4,400万円の乖離があるという格好の御説明をいただきました。

続いて、残りのブロックについて今後どのように処分するのか、どういう計画なのかを教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。

残る４ブロックのうち、Ａブロック、Ｄブロックにつきましては、今回、２月に告示した一般競争入札で処分を行います。残るＢ２、Ｊブロックにつきましては、町有地周辺の民有地含めた一定エリアの市街化に関わる面整備を行うことを条件に、プロポーザル方式にて公募を実施する計画でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

続きまして、ガイドラインの一部改定の町民や議会への説明責任について、具体的にお伺いしたいと思います。また、改定に際し、事前または事後に議会へどのような説明を行ったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

本ガイドラインにつきましては、実務上の判断指針として策定しているため、改定に際しましては議会への説明は行っておりませんが、町有地の処分に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、予定価格700万円以上かつ5,000平方メートル以上につきましては、全員協議会で御報告させていただいた上で、議会へ議案として上程し、御審議をいただいております。

また、開発申請時には、土地利用合理化協議会で、内容につきまして御報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　町で策定しているガイドラインなんですけども、これを単なる内部事務処理基準として見なしているのか、それとも、町民に対する説明責任を果たすための対外的な約束事と位置づけているのか、どのような認識なのかお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

本ガイドラインにつきましては、荒川本郷地区で町有地を活用した段階的なまちづくりを推進するため、町有地の処分に関し実務的な指針を定めているものでございます。法令とは異なり、法的な拘束力はないものと考えております。

ただし、このガイドラインの内容につきましては、公平性を期すために、ホームページで公表させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　町有地処分の基本方針に関わる変更点であると今回は思っています。今までプロポーザルでやりますよという形で平成29年から始まったわけですけども、それを昨年12月25日に一部追加をしたということですよね。一部追加というのは、当然プロポーザルはずっとやってきた、７年間やってきたんだけども、それを変更したということなんで、これは政策変更としても捉えてもしかるべき問題だと思っています。議会への丁寧な説明が必要では

なかったかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　先ほどの御説明と重なってしまいますが、実務上の判断指針として策定しておりますので、改定に伴い議会へは直接御説明はしておりませんが、町有地を処分に当たり、公平性を期すために公表を行っているところでございます。
　今後につきましては、改定箇所の表示や、説明等の資料を併せて掲示するなど、分かりやすい公表方法を検討してまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　続いて、過去のプロポーザル方式による売却価格の妥当性について、どのような認識をしていらっしゃるか、２点についてお伺いしたいと思います。
　過去のプロポーザル案件の平均売却価格、先ほど御案内しましたけど、3,612円から5,678円までありますよということですね。これについて、不動産鑑定額や公示地価など、参考にした客観的指標は何かお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。
○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。
　町有地の売却に当たっては、土地評価や不動産鑑定評価を実施しており、金額の妥当性は確保できているものと考えてございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　そうしますと、今、鑑定額や市場価格と比べてどの程度の乖離があったのか、それについてもお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。
○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。
　過去のプロポーザルにおける売却価格と鑑定額との乖離は基本的にはございませんが、荒川本郷地区町有地ガイドラインにおいて、ブロックごとの一定区域の総合的な整備を条件づけて処分しているため、一体的な開発という条件が付されていない場合の市場価格と比較した場合は、３割程度の乖離があるものと考えてございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　続いて、今回導入する一般競争入札の最低価格設定と過去の案件で

すね、その整合性について、２点お伺いをいたします。

今回の５物件について、最低売却価格はどのような算定根拠に基づき設定したのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。

今回の条件付一般競争入札等の最低売払い価格につきましては、条件づけはしているものの、プロポーザルによる売却の際のような一体的な開発といった条件を付していないことから、不動産鑑定業務を実施いたしました。鑑定業務の評価方式としましては、取引事例比較法及び原価法を適用しまして平米当たりの価格を求め、面積を乗じて価格を算出してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　過去のプロポーザル案件についても同様の鑑定を行ったのかどうか、これについてもお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。

過去のプロポーザルにおいては、先ほども申し上げたとおり、荒川本郷地区町有地ガイドラインにおいて、ブロックごとの一定の区域の総合的な整備を条件づけしてございます。

民間事業者は、購入した町有地に加えて民有地を含めて一体的に開発を行っていく必要があることから、土地評価及び不動産鑑定の基本的な算定基準を踏まえた上で、宅地の造成後の更地価格により、造成工事費、諸経費等を控除して、宅造する前の宅地見込み地の土地評価を算定いたしました素地価格として価格を算出してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　議会関与についての認識なんですけども、町有地売却の原則は一般競争入札なのか、プロポーザル方式なのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

地方自治体で行う売買の契約の締結につきましては、地方自治法第234条第１項において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法によるとされております。また、同条第２項において、指名競争入札、随意契約、または競り売りは政令で定める場合に該当するときに限り実施できるとされており、一般的な町有地売却においては一般競争入札が原則となります。

しかしながら、荒川本郷地区におきましては、適切かつ良好な市街化を促進するため、まとまった規模での面的整備を想定し、全域もしくは部分的なエリアの一定規模の一団の土地を対象区域として、公募によるプロポーザル方式により、町有地を処分することを原則としております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　荒川本郷地区町有地の売却で、どのような場合に一般競争入札にするのか、どのようなときにプロポーザルにするのか、具体的な要件とか、そういったものの規定を明文化する考えはありませんか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

荒川本郷地区町有地活用ガイドラインにおきまして、荒川本郷地区の適切かつ良好な市街化促進に資することを目的としまして、町有地の処分に当たっては、まとまった規模での面的整備を想定し、公募によるプロポーザル方式による処分を原則とすること。また、土地区画整理事業が計画されている区域においては、当該施工者側へ処分、もしくは、当該事業へ参画すること。もう１つ、まとまった規模での面的整備が難しい場合には、一般競争入札等により処分すること。こちらについて明確に定めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　最後の質問になりますけれども、荒川本郷地区の町有地ガイドライン運用の見直し、議会への情報提供のルール化、過去の案件の検証など、実施するお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

これまで御説明させていただきましたとおり、本ガイドラインにつきましては、町有地の処分に関し実務的な指針を定めているものでございますので、荒川本郷まちづくり検討委員会における協議を踏まえて運用してまいりますが、町有地の処分に関する方針の変更の際には、議会への状況提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　荒川本郷地区の町有地の売却について、いろいろ質問、再質問させていただきました。

問題点、最初にお話ししました４点あるのではないかという形の中で、いろいろ回答いただいたわけですけども、実際に回答の中で、どのぐらい乖離があったのかという形になったときに4,400万円の乖離があったという形で御答弁をいただきました。

今回、荒川沖の売却の５物件、一般競争入札の案件ですけれども、一番安い平米当たりの平均販売価格は、07の05の物件番号が１万2,797円なんですよね。一番高いのが07、01のところで１万6,304円になっています。今回の５物件の一番土地が広いのが02になっていまして、これは１万5,706円になっています。これぐらい今回５物件については、ばらばらで、それぞれ接続する道路が違えば、評価額、販売単価も変わるよってことになってます。

実際この５物件のうち、先ほどありました議会に諮るものというのは700万円以上ですので、07、05以外は議会案件になるわけですよね。そうすると、これが、いつ、次の定例会なのか、臨時会なのか分かりませんけども、出てきたときに、何の説明もなくぽんと上がってくる、通常、今までの中で見ると、そういうふうに思えてしまう。

ただ、その中身を見てみれば、実際の販売価格というのが今回４億8,800万円なんですよ。これを一番広い、平米当たり１万5,000円としましょう。１万5,000円とした仮定の販売価格で販売したというふうに仮定をすれば、これは４億8,000万円ではなくて17億3,000万円なんですよね。その差額というのは12億4,000万円も開いているわけです。

これは、今までるる説明を受けた中で、やむを得ないなと思えるものもあります。ただし、それをどういうふうに町民、議会に説明するかというところで、今後、改善しなければいけないところがあるなと思っています。

ホームページで公表しているということでしたけども、今朝、私、阿見町のホームページ見てきましたけども、３月３日、町有地売却が更新されていました。２月６日の５物件について、３月３日に更新されているんですよね。この２月６日のときって、町有地の売却方針とガイドラインが載っていたんですよ。でも、今、ガイドラインがないんですよ。削除されているんですよね。なぜでしょうって。このタイミング、たまたま単純なエラーになってたのか分かりませんけれども、町民の方が今日、ユーチューブで見てて、栗原が言っているので、ちょっと見てみようかと思っても、ガイドラインがないわけですよ。変えたと言われているガイドラインがないというのは、私も何か不思議だなと思っています。

ですので、本当に町民に対して説明しなければならない部分が大きいので、特に町有地は町民の財産なんですよね。町有地の処分というのはこの町民の財産を処分することです。適切な価格で売却し、町民の利益が失われることのないように、今後もお願いして、私の１問目の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　２問目の質問です。

２問目につきましては、第７次総合計画は順調に進んでいるかについて質問をいたします。

第７次総合計画は令和６年度から10年間を基本構想とし、５年ごとに前期・後期基本計画としています。さらに、基本計画で定められた施策を実施するため、３年ごとに実施計画でローリングしていく内容になっています。

実施から２年が経過しておりますので、現在の状況について質問をいたします。

（１）第７次総合計画前期基本計画の進捗状況はどのようになっていますか。

（２）「健全な財政運営」の進捗状況はどのようになっていますか。

（３）「誰もが楽しむことができるスポーツの推進」の進捗状況はどのようになっていますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　第７次総合計画は順調に進んでいるかについての質問にお答えいたします。

１点目の、第７次総合計画前期基本計画の進捗状況はどのようになっているかについてであります。

第７次総合計画前期基本計画は、令和６年度から令和10年度までの５年間を計画期間とした総合的かつ計画的な町政運営を目指した中期計画であります。

施策の進捗につきましては、毎年度、施策の評価を実施し、改善・見直しを図ることで、最終目標の達成に向け推進しております。令和６年度の施策評価結果につきましては、全42施策中80.9％の施策がＡ評価である「順調に進捗している」、またはＢ評価である「概ね順調に進捗している」となっており、おおむね良好な結果となっております。これらの内容につきましては、町ホームページに掲載しております。

２点目の、「健全な財政運営」の進捗状況はどのようになっているかについてであります。

本施策には４つの個別施策を位置づけておりますが、１つ目の計画的・効率的な財政運営につきましては、物価高騰などにより経常的経費は増額が避けられない状況であるため、国や県の動向を注視し、歳入の確保を図るとともに、経常的経費の削減等に努め、安定した財政運営を推進してまいります。

２つ目の公有財産の有効活用と管理につきましては、令和３年度に策定した阿見町公共建築物中長期保全計画に基づき、老朽化が進む公共施設について、計画的な保全改修を実施し、施設の長寿命化と安全性の確保に努めております。これにより、突発的な財政負担を軽減し、将来的な改修・更新費用の平準化を図っております。

また、民間活力の導入につきましては、来年度より一部の施設において指定管理者制度等を導入したところであり、その効果や課題を十分に検証した上で、今後とも適切な行政サービスの確保を前提として活用してまいります。

３つ目の税収の確保につきましては、公平で適正な賦課を行うとともに、広報あみや町ホームページ等を活用して、納付期限の周知や納税意識の啓発を行っており、納付書の２次元コード対応など、納付しやすい環境整備にも努めております。また、令和６年度から滞納処分の強化を図っております。

４つ目の自主財源の確保につきましては、ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度の積極的な活用に取り組んでおり、ふるさと納税の寄附受入額については、令和６年度の8,847万円に対し、令和７年度は返礼品の拡充等により、１月末現在で約３億3,611万円と増加しております。

また、企業版ふるさと納税の寄附受入額については、令和６年度の420万円に対して、令和７年度は、町内企業の本社訪問等の実施により、１月末現在で1,250万円と増加しております。

今後も自主財源を確保するため、引き続き返礼品の充実や積極的な企業訪問に努めてまいります。

３点目につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

第７次総合計画は順調に進んでいるかについての質問にお答えいたします。

３点目の、「誰もが楽しむことができるスポーツの推進」の進捗状況はどのようになっているかについてであります。

当町では、第７次総合計画前期基本計画に基づき、町民のライフスタイルや多様なニーズに対応できるよう、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の創出と環境の整備を進めております。

スポーツに親しめる機会の創出につきましては、多くの町民が気軽に参加できるよう、あみスポーツフェスタや阿見町マラソン大会を開催しているほか、スポーツ教室事業等を行っております。これに加え、全国大会等に出場した団体や個人に対し報奨金を支給する阿見町スポーツ大会出場報奨金制度を令和７年３月より開始しております。令和７年度は160件を超える申請があり、町民のスポーツ活動への意欲向上につながっていると実感しております。

スポーツ環境の整備につきましては、総合運動公園をはじめ、社会体育施設の計画的な維持管理を図っております。特に町民体育館につきましては、近年の猛暑対策及び災害時の避難所としての機能強化を図るため大規模修繕工事を行い、アリーナへの空調設備の導入と弾力性の

あるスポーツシートへの張り替えを行いました。

続いて、第７次総合計画前期基本計画で設定した２つの指標の達成状況について御説明いたします。

１つ目の指標であるスポーツイベントの参加者数につきましては、令和４年度の現況値811人に対し、令和７年度は約1,700人となり、倍以上に増加しております。各種イベントの充実や周知の強化により、着実に参加者が増えているものと考えております。２つ目の指標である総合運動公園の年間利用者数につきましては、令和４年度の現況値７万8,337人に対し、令和７年度は約６万6,000人と減少しております。この減少は、野球場照明のＬＥＤ化工事に伴い、一定期間施設の利用を制限したことが主な要因であり、一時的な影響によるものと分析しております。

なお、令和４年度から令和６年度にかけての利用者数は増加傾向にありました。令和７年度末には工事が完了することから、利用環境の改善効果も相まって、これまで以上の利用者数となるものと見込んでおります。

今後も施設の利便性向上に努めるとともに、「いつでも・どこでも・誰でも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、取組を着実に推進してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、納税意識の啓発や納付しやすい環境整備により、どのように収納率が上がったのか、改善されたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

町長答弁にもありましたとおり、広報あみや町のホームページなどを活用いたしまして、納付期限の周知や納税意識の啓発を行っており、納付書の２次元コードへの対応など納付しやすい環境整備にも努めているところでございます。その結果といたしまして、令和５年度の現年度分収納率と比較いたしますと、令和６年度の町税収納率は同率、それから国保税の収納率は0.3％増となっておりまして、若干ではございますが改善が見られているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　続いて、３点目の質問のところです。

まず、令和７年度のスポーツ大会出場報奨金制度の支給実績がどのくらいなのか、また、支

給総額がどのくらいの見込みなのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
報奨金の支給実績につきましては、これまでに160件を超える申請があり、審査を終えた126件に対して計297万円を支給してございます。申請受付は３月末までとなっておりますので、現在審査中のものも含め30件以上の申請を受けているということから、最終的な支給総額は約400万円程度になると見込んでございます。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　あと、各施設の改修予定については、どのようになってるのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
各社会体育施設の大規模改修につきましては、中長期保全計画に位置づけ、計画的に実施しております。
なお、生涯学習課が所管しております旧吉原小学校体育館及び旧実穀小学校体育館につきましては、令和８年度にトイレ等の改修工事を予算計上させていただいております。
また、日常点検により確認されました小規模な修繕につきましては、随時、経常修繕費の中で対応してございます。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　では、陸上競技場の改修予定はどのようになってるのか、お伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
陸上競技場につきましては、平成28年度に走路等の改修工事、平成30年度に管理事務所の改修工事を実施してございます。
今後は、中長期保全計画に基づきまして、クラブハウス及び町民球場スタンドの改修を予定してございます。
そのほか、グラウンド等につきましても、危険箇所や修繕が必要な箇所を随時確認いたしまして、予算の範囲内で優先順位を定めながら対応してまいります。
以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　マラソン大会のゴールにもなっています幅跳び用の砂場までの劣化が進んでいると思います。危険だなと感じましたけれども、いつ頃改修する予定なのか、お伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
御指摘の走り幅跳び用の助走路につきましては、前回の修繕から10年以上が経過しておりまして、表面ゴムの劣化を確認しております。現時点で具体的な改修時期は定めておりませんが、利用者や専門業者の御意見を伺いながら、まずは改修に要する費用を精査しまして、今後の対応について検討してまいります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　改修費の概算なんですけども、総額がどのくらいになるのか、お伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　まず、中長期保全計画におけます令和４年度から40年間の町全体の概算総額につきましては、約280億円となってございます。
その中で、町民体育館や野球場設備など、生涯学習課所管の体育施設の保全に係る修繕改修費の概算総額は、現時点で、令和４年度から40年間に約20億円から25億円と見込んでおります。
今後、物価高騰等の影響も想定されますことから、実態と乖離が生じないように、社会情勢を踏まえつつ、定期的に見直しを行ってまいります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　それでは、各施設の利用状況はどのようになってるか、お伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
総合運動公園の利用状況につきましては、先ほど教育長が答弁したとおりでございます。
町民体育館につきましては、令和７年度２月末時点で約１万7,000人の利用があり、令和５年度との比較で約16％の増加となっております。空調設備の整備やスポーツシートの導入の効果が現れているものと考えております。
また、社会体育団体による学校体育施設利用状況につきましては、過去３年間で延べ７万

8,000人から７万9,000人の利用者で推移しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

では、利用団体数、あとスポーツ団体加入数の現状、推移についてはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

スポーツ協会の所属団体数は18団体で、種目ごとに１団体としております。令和２年度にスキー部が脱退して以降、団体数に変化はございません。会員数は、令和５年度の1,424人から1,333人へと減少傾向にあります。また、スポーツ少年団につきましても、団体数は令和２年度の23団体から18団体へ減少しており、団員数も令和５年度の565人から402人へ減少しております。

スポーツ振興を推進する観点からも、スポーツ協会やスポーツ少年団の活動について、町ホームページやあみメール等を活用し積極的に周知を図り、団員数の増加に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　それでは、各競技の大会で結果、成果についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

令和５年度には、バドミントン世界シニア選手権男子シングルスで、青山真さんが優勝されました。また、全日本障害馬術大会のダービー競技というレースにおいて土田静佳さんが優勝をされております。

令和６年度には、日本ミッドシニアゴルフ選手権においてスポーツ協会ゴルフ部の宇津宗三さんが優勝されたほか、全国中学校柔道大会で中山虎星さんが団体戦で優勝をされております。

そして、令和７年度には、デフリンピックテコンドー競技におきまして、星野萌さんが銅メダルを獲得されたほか、全国女子中学生硬式野球選手権大会で、宮原優菜さんが優勝されるなど、顕著な成果がございました。

このほかにも、バレーボール、グラウンドゴルフなどの幅広い種目において全国大会等へ出場し、多くの選手が活躍されております。今後も、こうした選手の活躍を町全体で応援しまして、スポーツ振興につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　最後の質問になります。
第７次総合計画のほうの展開方針に基づいて、生涯スポーツの推進状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
10月に開催いたしましたスポーツフェスタでは、キックゴルフやボルダリングなどの新しいスポーツ体験を取り入れるとともに、キッチンカーの出店や多目的広場へのイベントブース設置を行った結果、来場者数の大幅な増加につながりまして、多くの方々に様々なスポーツを体験していただくことができたものと認識しております。
また、12月に開催いたしましたマラソン大会では、前回大会から新たにファミリーマラソンの部を設けたことによりまして、幅広い年齢層の方々が一緒に参加できる大会となりました。さらに、町内企業、団体の皆様から副賞の御提供をいただいたことで、町全体で大会を盛り上げる機運の醸成にもつながったものと受け止めております。
このほか、スポーツ教室につきましては、前年度に引き続きまして、ｅスポーツの体験教室を開催しております。茨城県を拠点としておりますｅスポーツチーム協力の下、中央公民館ロビーにゲーミングＰＣを設置しまして、世界的に人気のあるＶＡＬＯＲＡＮＴというチーム対戦型ゲームの体験会を開きました。
また、本年２月には、全日本学生バドミントン選手権大会で連覇をされている筑波大学のバドミントン部の皆さんを講師にお招きしまして、小学生向けにバドミントン教室を開催しております。
令和８年度におきましても、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの環境づくりを着実に推進してまいります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　２問目の質問、第７次総合計画が順調なのかということで伺いました。スタートダッシュもよくて、順調に進んでいることがよく分かりました。今後も引き続き第７次総合計画の達成に向けて御尽力いただけるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。
○議長（野口雅弘君）　これで13番栗原宜行君の質問を終わります。
それでは、ここで暫時休憩といたします。
会議の再開は午前11時５分といたします。

午前１０時５８分休憩

午前１１時０５分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番小川秀和君の一般質問を行います。

４番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

〔４番小川秀和君登壇〕

○４番（小川秀和君）　それでは、本日２番目、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

本日は、昨年11月に本郷小学校体育館で行いました防災体験学習に関しての一般質問をさせていただきます。

昨年11月に、本郷小学校体育館において、防災危機管理課主催で、当町では初めての試みとなる、親子で参加の防災体験学習が実施されました。防災危機管理課、町防災アドバイザーなどが参加し、実際に体育館を避難所として想定し、備蓄品の屋内テントやエアベッドを開設し、避難所としての体験をしてもらうというような、体験学習でありました。

食事では備蓄の非常食の試食や、新聞紙を使ったスリッパ製作、また、シーツやカーテンなどの布を利用した防寒兼目隠しポンチョの製作、また、防災倉庫内の見学などを行い、児童、父兄ともに防災を楽しく学ぶ機会となりました。

消防本部の協力もいただき、ライブ119の実践などもありました。ライブ119ですが、119番通報を受けた消防指令員が、通報者のスマートフォンなどを通じて現場の様子をリアルタイムに映像で確認でき、救急隊が現場に到着するまでの初動対応の強化につながっているというもので、貴重な体験となりました。

今回の親子参加の体験学習ですが、命を守る学習としても、児童生徒の防災意識の啓発にとても役立つものと思われ、今後継続していくために、またブラッシュアップしていくためにも、防災危機管理課だけではなく、課を超えた助言や協力が必要かと思われます。

この体験学習を通し、以下の質問をいたします。

１つ目、防災体験学習実施後の関係者や関係各課での評価や感想についてお伺いします。

２つ目、防災体験学習を今後継続していくための課題や展望についてお伺いします。

以上２点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　小川議員の、防災体験学習についての質問にお答えいたします。

１点目の、防災体験学習実施後の関係者や関係各課での評価や感想についてであります。

当町では、昨年の11月に町立本郷小学校に在籍する児童とその御家族を対象に、避難所として指定している同校の体育館を使用して防災体験学習を実施いたしました。防災体験学習では、防災ポンチョの作成、防災倉庫の確認や実際に保管している災害用テント及びエアベッドの設営体験、保存食の試食等を実施し、避難所生活を体験していただきました。

また、体験学習終了後には、参加者から、「実際に体験することで備えの大切さを実感できた」などの声が寄せられ、おおむね好評をいただいており、防災意識の高揚に一定の効果があったものと認識しております。

２点目の、防災体験学習を今後継続していくための課題や展望についてであります。

課題といたしましては、今回の体験学習は防災危機管理課が主体で計画しましたが、学校と家庭が一体となった防災意識の醸成を図る上で、学校関係者、保護者等との連携が不可欠であることから、改善の余地があるものと認識しております。

今後は、教育委員会や教職員等の理解を得ながら、企画段階からの協議や情報共有を行い、訓練への主体的な参加を促進してまいります。また、自主防災組織や子ども会育成会等とも連携し、世代を超えた参加体制の構築を図ることで、地域全体の防災力向上につなげてまいります。さらに、近隣市町村の先進事例も参考にしながら、より実効性の高い訓練内容となるよう、継続的な改善に努めてまいります。

２点目の学校教育に関する部分については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　防災体験学習についての質問にお答えいたします。

２点目の、防災体験学習を今後継続していくための課題や展望についてであります。

防災体験学習は、児童生徒自身が命を守る実践力を育てるためにも必要であると考えております。各学校では、年間計画の中に避難訓練や特別活動等において防災に関する項目を位置づけており、万が一災害が起きた場合、児童生徒が自ら判断し、命を守る行動ができるよう指導しております。

今回実施されたような、週休日に学校施設を活用した防災体験学習は、保護者の参加も得ながら実践的な体験を行うことができた点で有意義な取組であったと考えております。一方で、週休日に防災体験学習を学校で実施していく場合、学校の教職員が参加・運営を担うことは勤務体制の面で課題もあります。

今後、継続していくためには、地域や関係機関と連携しながら実施体制を整えていくことが重要であると考えております。教育委員会といたしましても、学校との調整や教育的視点からの助言など必要な連携・協力を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、再質問のほうをさせていただきます。

現在、小学校で行われている防災訓練や防災学習について、その内容についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。

町内の小学校で行われている防災訓練については、主に２つあります。１つ目は、火災対応についての訓練です。校内で火災が起きた場合を想定して、避難経路や火災の際の注意点を確認した上で、年に１回、訓練を行っております。２つ目は、地震対応についての訓練です。東日本大震災の教訓を基に、保護者と連携を図り、今年度は全小中学校において引渡し訓練を１回行いました。ほかにも、Ｊアラートに対応する訓練を一時期行っておりましたが、現在は実施しておりません。

いずれも、学級担任がいる状況で災害が起こる想定なので、授業中に実施することが多いです。近年は、子供たちが自分で判断し動けるようにするために、訓練の実施日だけを知らせておき、休み時間などに実施することも行われ始めています。

防災学習については、避難訓練の事前事後指導で、それぞれの訓練の必然性や注意点は繰り返し指導しております。また、総合的な学習の時間等を活用し、児童が自分の通学路や住んでいる地域のハザードマップを作成している学校もあります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、今現在、学校で行っている防災訓練で、その点で課題等があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。

○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。

現在、学校で行っている防災訓練の課題として、関係機関との連携がさらに図れるとよいと感じております。火事・煙体験、起震車体験、防災士の資格を持っている方や地域の危険箇所についてお話をいただく機会など、実体験に即した経験も、いざというときのために必要ではないかと考えております。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、今後、教員の皆さんの負担減も考慮しながら防災体験学習を開催する上で、地域や関係機関との連携について具体的なお考えがあればお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長細田愛君。
○指導室長兼教育相談センター所長（細田愛君）　お答えいたします。
教員の働き方改革を文部科学省や県からも進められている今、教員を休日出勤させての実施はかなり難しいと言えます。平日の実施なら教員の負担は少なくなりますが、地域や関係機関との連携を十分に図って、実施が可能な内容、時期を検討して、年間指導計画にしっかりと入れ込んで、計画的に行うことが重要であると考えています。学校運営協議会やＰＴＡとの連携を視野に入れていくことで、さらにスムーズな実施となるのではと考えております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、今後よりよい内容のものをつくっていく上で、部署間を超えた連携の構築が大事であるかなというふうに考えますが、具体的な施策はございますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
議員御指摘のとおり、防災体験学習をよりよいものとしていくためには、防災危機管理課をはじめとする関係部署との連携を継続的に深めていくことが重要であると考えております。具体には、年間計画の段階から協議の機会を複数回設けまして、事業の内容、目的について、事前に十分に情報共有を図るとともに、今年度実施しました結果につきましても振り返りを行いまして、課題点について洗い出し、共有し、今後につなげていくことがとても重要であるというふうに考えております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　今後の連携、ぜひよろしくお願いしたいと思います。
それでは、防災体験学習の今後の取組について、御意見、また御要望等あれば、ぜひお聞かせ願いたいんですが、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
今回、実施しました防災体験学習につきましては、防災担当部局の専門性を活かしながら、

より実践的で効果的な学びとして展開されていくことが重要であるというふうに認識しております。教育委員会といたしましても、その趣旨を十分に共有をいたしまして、教育活動の中で適切に位置づけられるよう、引き続き関係部局と必要な協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、この質問、最後なんですが、今後の展開ですね、今後の防災体験学習の予定とか内容、もし決まっていることがありましたらお教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

次年度につきましても実施する予定でありますが、実施校については現時点では未定であります。また、訓練内容につきましても、今後検討してまいりますが、前回の訓練で見えてきた課題や、改善点を踏まえ、より実践的で、児童の防災意識の向上につながる内容となるよう、充実を図ってまいります。その上で、学校や教育委員会等関係機関と連携を図りながら、着実に準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　非常に大変な企画だと思います。また、しかし絶対に必要な企画だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今後、いつ起きてもおかしくない災害に備えまして、防災危機管理課と学校教育課が部署を超えてそれぞれの専門性を活かし連携することによって、子供たちの防災意識、また地域の防災力は確実に高まるのではないかというふうに思います。

また、今後、全ての事業においても、関係部署の連携が大きな成果につながるかと思われます。私たちも共々に協力し合いながら、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で１問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、２問目の質問をさせていただきます。

障害をお持ちの方の避難所での包括的な配慮や外国人の避難所での対応についてお伺いしたいと思います。

こちらも、昨年11月に県立霞ヶ浦聾学校体育館で行われました防災訓練についてのお話であります。こちらも防災危機管理課主催で、当町では初めての試みとして行われました。町職員、消防本部、消防団女性消防部、防災アドバイザーなどが参加し、屋内テント、また、簡易トイ

レなどの組立てを、こちらを教員、父兄、児童生徒の皆さんと一緒に実施いたしました。

災害時は情報伝達が命に関わる局面があります。特に障害をお持ちの方にとって、的確な情報を適切な方法で得ることは非常に重要であります。訓練を通じて、改めて、多様な人々が共生できる防災体制の構築に向けたコミュニケーションの在り方を考える必要性を強く感じる機会となりました。

また、現在の阿見町の状況ですが、阿見町では、外国人住民の数が増加傾向にあります。言葉の壁、また文化の違いから、災害時に必要な情報が届きにくい状況が懸念されます。

全住民の皆さんが安全に避難できる体制づくり、これはすごく重要かと考えます。今後の外国人住民の皆さんへの防災への取組についても、以下の質問をいたします。

１つ目、県立霞ヶ浦聾学校での防災訓練から得られた知見を踏まえ、障害をお持ちの方々が避難所で適切な支援を受けられる体制になっているかお伺いします。

２つ目、阿見町でも増加傾向にある外国の方々への防災支援を進めるための町としての取組や避難所での対応についてお伺いします。

以上の２点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　障害をお持ちの方の避難所での包括的な配慮や外国人の避難所での対応についての質問にお答えいたします。

１点目の、障害を持つ方が避難所で適切な支援を受けられる体制になっているかについてであります。

当町では、昨年11月に、県立霞ヶ浦聾学校と連携し、防災訓練を実施いたしました。防災訓練では、町消防団女性消防部による防火・防災教室をはじめ、町防災アドバイザーによる災害用テントやエアベッド等の設営訓練及びドローン展示、阿見町消防署による初期消火訓練や煙体験などを実施いたしました。

参加者からは、「ろう者であることを知らせるとともに、円滑な意思表示を補助するバンダナやカード等を避難所に備えてほしい」との意見がありました。こうした参加者の声を踏まえ、当該バンダナを購入し、各防災倉庫へ配備する予定であります。また、バンダナの配備にとどまらず、その趣旨や活用方法について、避難所運営に当たる町職員への周知を図るとともに、避難所において障害のある方が適切な支援を受けられる環境づくりと共助体制の構築に努めてまいります。

２点目の、外国人住民の方々への防災支援及び避難所での対応についてであります。

近年、当町においても外国人住民が増加している状況を踏まえ、外国人住民の防災力の向上に取り組んでおります。災害時に適切な行動が取れるよう、必要な知識を身につけ、日頃から

の備えが重要であることから、他市町村の事例を研究するため、令和６年２月に日立市で実施された外国人市民向け防災訓練に町職員を派遣し、視察を行いました。

その成果として、令和７年５月に、町国際交流協会と連携し、同協会の日本語教室受講者を対象とした外国人住民向けの防災訓練を実施いたしました。防災訓練では、防災かるたを活用した学習のほか、119番通報の手順確認や煙体験など、実践的な内容を取り入れ、参加者に災害時の行動や平時における備えについて理解を深めていただくことができました。

引き続き、町国際交流協会と連携した防災訓練を実施するとともに、防災ハンドブックの多言語化及び内容の充実を図り、外国人住民の防災力の向上に努めてまいります。

また、情報の周知や円滑な意思疎通を図るために、単純化された絵や記号を使って情報を伝えることができるピクトグラム等の視覚記号の活用、通訳支援体制の検討や翻訳機器の活用を推進し、外国人住民が避難所生活を送る上での不安を解消できるよう、避難所の環境整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、再質問させていただきます。

この防災訓練なんですけど、いつも防災訓練というと、参加される方の防災訓練になるんですけれども、そうではなく、今回避難所の運営において、運営側ですね、コミュニケーションを取るなどの上で、職員、また関係者の訓練やスキルアップについて、今後どのように進めていくのかをお聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

避難所運営体制の強化につきましては、毎年担当職員を対象とした避難所開設訓練を実施し、防災倉庫の確認や設営手順の習得を図っております。今後は、資機材の取扱いや避難者対応をより実践的に学べる内容へ充実させるとともに、動画を活用するなど、訓練以外の場面でも継続して確認、習得できる体制を整えてまいります。

また、防災アドバイザーにつきましても、地区防災計画の策定支援に加え、防災体験学習施設での研修や、県が実施する自主防災組織リーダー研修会への参加を通じて、専門性と指導力の向上を図り、避難所運営を支える人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　すいません、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先ほど御答弁の中で、日立市の外国人市民向けの防災訓練に参加された職員の方がいらっし

ゃったということでお話しいただきました。その参加された町職員の方に、実際どういうふうな感じだったのか、感想などあればお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

日立市の外国人市民向け防災訓練を見学し、通訳ボランティアと主管課が密に連携した体制づくりの重要性を実感いたしました。訓練では、119番通報時に、通報者のスマートフォンから現場映像を共有する仕組みであるライブ119の体験、煙体験、防災かるたなど、体験型で分かりやすい内容が取り入れられ、参加者の反応も良好でありました。

当町でも、国際交流協会や消防等との連携を強化し、防災アドバイザーの活用を含め、外国人住民の方々にも分かりやすい訓練体制の構築を進めていく必要があると認識いたしました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ありがとうございます。

それでは引き続きまして、同じような内容なんですけども、今度は外国人住民の避難訓練の参加についてなんですが、これについては何か具体的な動きなどはありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

外国人住民につきましては、災害時に適切な避難行動が取れないことや、地域住民とのコミュニケーションが難しい状況も想定されるところであります。そのため、日頃から地域とのつながりを築くことが重要であると考えております。

外国人住民向けの防災訓練は今後も継続してまいりますが、まずは行政区単位の防災訓練への参加を促し、顔の見える関係の構築を進めてまいります。

その際、区長への働きかけに加え、多言語による周知や、関係団体との連携など、町として必要な支援を行ってまいります。また、国際交流協会とも連携し、地域に根差した取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

避難所なんですけれども、福祉避難所というところもあります。重度の障害をお持ちの方とかの福祉避難所なんですが、その福祉避難所での避難訓練、防災訓練についてはどのような取組がなされていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

福祉避難所につきましては、担当職員を対象に、指定施設である総合保健福祉会館及び災害協定を締結している阿見町の拠点「くら・ら」において訓練を実施しております。訓練では、災害用テントやエアベッド、段ボールベッドの組立てのほか、受付要領の確認などに取り組み、運営体制の強化を図っているところであります。

今後も、実効性の高い福祉避難所運営が行えるよう継続して避難訓練を実施し、職員の対応力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　よろしくお願いします。

それでは、まず、避難所運営において、ほかの市町村、例えばなんですが、仙台市では、障害をお持ちの方に特化したマニュアル、特別なマニュアルがつくられていたようです。聴覚障害、視覚障害、また、いろいろな障害の特性に応じたマニュアルなど、阿見町ではどの程度整備されていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

当町の避難所運営マニュアルにおきましても、障害のある方への対応についての記載はございますが、内容が十分とは言えず、分かりやすさの点でも課題があると認識しております。今後は、より具体的で実践的な内容となるよう整理し、障害のある方への配慮事項を分かりやすくまとめた手引の策定について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、検討していただき、なるべく早くつくっていただけるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問なんですけども、１問目からいろいろ質問させていただきました。やはり、より多くの方々にこの防災への意識づけをしていただきたいなというふうに思います。このアプローチ方法として、ほか自治体でも行っております防災フェスタなどの開催などは今後考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

他自治体において、防災フェスタなど住民参加型の防災イベントが実施されていることは承知しております。当町におきましても防災体験学習や県立霞ヶ浦聾学校との訓練など、多くの

住民に防災意識を持っていただくための取組を進めているところであります。防災フェスタの開催につきましては、費用対効果を踏まえながら、引き続き調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ありがとうございました。

防災に関しては、これでよしというものがないかと思われますが、ぜひ、また今後ともよろしくお願いしたいと思います。

最後に、このたび前例のない取組をしていただいた防災危機管理課の皆さん、本当にありがとうございました。町民の安全と安心のため、日々の御尽力に改めて感謝申し上げ、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで４番小川秀和君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔１８番細田正幸君登壇〕

○１８番（細田正幸君）　私は、温水プール設置の計画はどう進められているのかという点について質問をいたします。

１つ、阿見中学校隣接地に温水プールが計画されておりますが、どういう経過で進められてきたのか、お伺いいたします。

２つ目、県内市町村で温水プールを持っている市町村は何か所あるのか、お伺いいたします。

３つ目、近くではゴールドジム土浦茨城ジョイフルアスレティッククラブに、25メートル８レーンの温水ジュニアプールがありますが、小・中学生１時間当たり１人1,100円で利用できます。年間経費１億円あれば、児童生徒年間約９万時間利用でき、仮に児童生徒町内5,000人として、１人当たり18時間利用できます。こちらのほうが財政負担も少なくて現実的でないのかというふうに思います。

以上、３点質問いたします。具体的な回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　細田議員の、温水プールの設置の計画はどう進められているのかについての質問にお答えいたします。

１点目の、阿見中学校隣接地に温水プールが計画されているが、どういう経過で進められて

きたのかについてであります。

温水プールの整備につきましては、令和３年度に実施した生涯学習に関するアンケート調査において、町に不足しているスポーツ施設として屋内プールが34.8％と最も多い回答となっております。また、令和４年度には２名の議員から温水プールの整備を望む趣旨の一般質問が上げられております。そういった背景から、令和５年度に策定した第７次総合計画において、個別施策、「誰もが楽しむことができるスポーツの推進」の中で、屋内プールの整備の検討を位置づけております。

また、学校のプールを取り巻く課題といたしましても、令和７年５月の全員協議会で御説明いたしましたとおり、学校プールの老朽化によって、各校のプールを改修・更新した場合、多額の費用を要することが見込まれます。

さらに、民間プールを利用する場合、詳細は教育長より答弁いたしますが、授業の実施時期や確実な授業時間の確保に課題があります。

このような経過から、町民の皆様の御要望にお応えするとともに、学校プールを取り巻くこれらの課題を解決するため、令和６年度に庁内で検討委員会を設置し、学校水泳授業での利用と町民の一般利用の両立を目指した温水プール整備の検討を開始したものであります。

阿見中学校を候補地としたことにつきましては、町内の各小中学校からのアクセスや整備コストなどの比較検討結果を総合的に勘案し、選定したものであります。

２点目の、県内市町村で温水プールを持っている市町村は何か所あるかについてであります。

県内で温水プールを有している市町村は、令和８年２月時点で30市町村となっております。

３点目については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　温水プール設置の計画はどう進められているのかについての質問にお答えいたします。

３点目の、ゴールドジム土浦茨城ジョイフルアスレティッククラブ利用のほうが財政負担も少なくて、現実的ではないかについてであります。

今年度は、阿見小学校及び阿見第一小学校を除く小中学校８校において、ジョイフルアスレティッククラブを活用し、水泳授業を実施いたしました。当該水泳授業に要した経費は、施設使用料約250万円、バス借り上げ料約600万円であり、児童生徒１人１回当たりの経費は約3,700円となっております。

なお、議員が事業者に確認された児童生徒１人１時間1,100円という金額は、春季短期教室、

「はじめてスイミング」における受講料となり、特定期間に実施される短期講習の特別料金であります。年間を通じて学校の水泳授業として常時適用される料金ではなく、実施形態や条件が大きく異なることから、単純に比較できるものではございません。

加えて、実際の利用においては、費用以外の面で、次のような課題が顕在化しつつあります。

当町の小中学校の民間施設利用時期は６月から２月までとなっております。これは近隣自治体においても同様に民間施設を利用する動きが広がっており、特に夏季に利用が集中するため、希望する日程の確保が困難であることによるものです。

その結果、学習指導要領において、水泳授業について、年間10時間程度の実施が望ましいとされておりますが、本町の小中学校においては、現状、いずれの学校においても年間４時間の実施にとどまっております。さらに、そのうち規模が大きい本郷小学校、あさひ小学校及び３中学校においては、日程上の制約から、学年ごとの実施回数を調整せざるを得ず、偶数学年では年間僅か２時間の実施にとどまっている状況であります。

このように、実技として水泳技能を身につけるために必要な授業時間を十分に確保できていないことが課題となっております。

さらに、今後、近隣自治体において民間施設の活用が一層進んだ場合には、利用枠の確保をめぐる競争が激化することも想定され、当町の児童生徒が安定的に授業を実施できる環境が将来にわたり保証されるとは言い難い状況であります。

なお、隣接する美浦村においては、小学生は土浦市のジョイフルアスレティッククラブを、中学生は守谷市のジョイフルアスレティッククラブを利用しております。また、稲敷市においても、龍ケ崎市のタップスイミングスクールや土浦市のジョイフルアスレティッククラブを活用している状況であります。

自前のプールを有していない市町村においては、広域的に民間施設を活用しているものの、いずれも実施場所の確保に大変苦慮しているのが実情であります。学校教育における水泳授業は、単なるレクレーションではなく、生命を守る技能を身につける重要な教育活動であります。その実施の可否が施設の状況に左右されることは、教育行政として望ましい姿とは言えません。こうしたことから、将来にわたり安定的かつ計画的に水泳授業を実施し、児童生徒の学習機会を確実に保障するためには、町として主体的に管理運営できる温水プールの整備は不可欠であると認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　温水プールの必要性、それからジョイフルアスレティッククラブが自由に利用できないということについては理解をいたしました。

あと、温水プール、県内で30市町村が持っているということについても、大部分の市町村が持っているということになりますけれども、阿見町でこれから温水プールを造る場合に、一般の人の利用はどういうふうになっていくのか、質問をしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

ただいま町長及び教育長のほうからも答弁させていただきましたように、まず、学校のプールの集約ということでございますので、児童生徒さん、こちらのほうをまず優先しつつ、なおかつ町民の皆様が利用できるような形で、学校の授業は平日の昼間がメインでございますので、夕方から夜にかけて、それから土日等々が一般の方の利用時間、そういったものを現在想定をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　一般の利用の人も夕方から夜にかけて想定をしているということですけれども、これは、近くに温水プールができれば、当然土浦市へ行くより阿見町内で利用できるわけですから、一般の人も安く利用できるようにしたらどうかというふうに思います。

それから、温水プールの設置についてでございますけれども、２月に行われた町長選でも１つの大きな論点になっておりました。それによると、温水プールを造るのに20億円かかるというような数字も出ておりましたけれども、現実的に、町内阿見中学校隣接場所に温水プールを造る場合、予算的には幾らかかるのか、質問したいというふうに思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　これまでも議会、それから全員協議会などでもお話させていただきましたように約20億円前後でございます。現在、基本設計、今年度進めておりますので、基本設計を終えた段階で概算の費用がもう少しはっきりしてくると思います。

さらに、来年、実施設計を予定しております。実施設計を終えない限り、正式な発注の見込額というのがちょっと分からない状況でございます。ですから、現在は、あくまで20億円前後ということで御理解をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　来年実施設計をするということでございますけれども、計画を見ますと、周辺のところを公園にするとか、それと一緒に整備するというふうになっておりますけれども、実際問題として20億円かかると今答弁ありましたけれども、そのうち補助対象はどんなふうになるのか、質問をいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　補助金につきましては、約２分の１を予定をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　20億円かかるうちの２分の１補助があるということは、そういう点では、補助率は高い事業だと思いますので、町民によく説明して、町民が利用できる、また、児童生徒が利用できる温水プールを造っていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　これで18番細田正幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５３分休憩

午後　１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番海野隆君登壇〕

○１４番（海野隆君）　皆さん、こんにちは。私が最後の質問でございますので、よろしくお願いいたします。れいわ新選組の海野隆でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、今回の町長選挙で３選を果たされた千葉町長にお祝いを申し上げたいと思います。町民有権者からの負託を受けて、市制施行に向けて力を発揮されることを期待したいと思います。

今回、投開票日翌日の新聞を拝見いたしますと、争点となった温水プール整備について、反対した人たちにも納得のいくような説明をし、皆さんに使ってもらえるような施設にしたい。住民の皆様にももっと説明をしなければいけなかったというようなコメントが掲載されておりました。投票率が43％と過去最低だったことや、相手候補の得票率が約42％だったことも踏まえて、今後、整備手法や、議会や住民への説明についても丁寧にされるように希望したいと思います。

それでは、まず最初の質問に入りたいと思います。最初は、データブックの作成についてお伺いしたいと思います。

昨年12月に、歴代最年少で就任した福島県、馬場雄基福島市長は、市長選の公約中、最優先課題のトップに掲げたのが「データ行政の確立」ということでございました。馬場市長は、

「市の実態がつかめない」として、データ行政が進まないと、政策決定や行政運営の効率が低下し、市民サービスの質の低下をもたらすんだ、と。透明性や説明責任の欠如を生み、市の魅力や競争力が低下するとして、このことが行政の実績と市民感情の乖離、もやもや感を生むと指摘しております。対策として、誰が見ても一目瞭然となる数字の可視化、一点ではなく、過去の推移が分かるような、他市との比較が分かるようなデータブックの作成を公約に掲げて当選し、年度内に作成できるよう取り組んでいるということでございます。

今回の町長選挙でも、一方は財政状況に警鐘を鳴らし、一方では財政状況の健全性を訴えるということで、正直、町民の皆さんの判断や感情に大きな「もやもや感」が残ったのではないかと思われます。

毎年改定される茨城県政策企画部統計課が出している「市町村早わかり」という冊子がございます。議員にとっては「市町村早わかり」は必読の冊子で、例えば、ごみ収集量などで阿見町が県内市町村の中でどのような順位にあるのかなどの比較が一目瞭然となっております。阿見町のホームページをつぶさに検索すれば、そうしたデータがないわけではありません。しかし、町民に一目瞭然というわけにはいきません。

今後、信頼ある行政を確立するためには、全ての町民、阿見町民が共有する阿見町の現状を理解できる「データブック」が必要ではないかと思われます。「データブック」を作成する考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

以上ですね。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の、データブックの作成についての質問にお答えいたします。

自治体運営において、客観的なデータに基づく政策形成と、それを分かりやすく公表することは極めて重要であると認識しております。福島市長が掲げるデータ行政の確立や、県が発行する「市町村早わかり」のように、経年変化や他自治体との比較が可能な形で整理された資料は、阿見町の現状理解の促進に大きな効果があるものと考えております。

当町におきましても、ホームページ等で各種統計情報を公表しておりますが、情報は公開しているものの、一覧性や分かりやすさの面では課題があると認識しております。今後、既存データの整理方法や見せ方の工夫、冊子化やデジタル化の手法、作成・更新に要する経費や体制整備も含め、他自治体の事例も参考にしながら、当町にふさわしいデータブックの在り方について調査研究を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　先ほど、福島市長、馬場さんのことについて触れましたけれども、この福島市長選挙公約で、最優先事項として３つのことを挙げております。その第１に、このデータ行政の確立が大事なんだと。２番目に、成功体験づくり、やっぱり成功するっていう体験をしっかり経験することが大事だと。もう一つは、福島市の特定の課題になるので申し上げませんけれども、そのデータ行政の確立ということで、なぜ、そのデータ行政が必要なのかということについても触れております。先ほども若干触れましたけども、改めて御紹介したいと思います。

データ行政が進まないと、まず１つ目、まず政策決定、行政運営の効率が低下すると。それから、２番目で、市民サービスの質が低下する。３番目、透明性や説明責任が欠如する。４番目、経済や地域活性化への悪影響があると。５番目、これは福島を阿見というふうに読み替えてもらうといいと思うんですけども、福島市の魅力や競争力の低下につながるんだと。だからデータ行政が必要なんだということを申し上げております。

それで、先ほども申し上げて、繰り返しになりますけども、結局、行政がしっかりと実績を上げているにもかかわらず、市民の感情とは乖離すると、もやもや感が残ると。今度の選挙では非常にもやもや感が残ったのではないかというふうに私は思っております。

答弁いただきましたけれども、非常にコンパクトで、大事なことが書いてあって、非常によかったなと思っているんですけれども、再質問に入りたいと思いますけども、改めて、データ行政について調査研究を進めるという答弁がございました。

なぜ、再度ですね、なぜデータ行政の確立が必要なのかについて、さっきは、福島市長馬場さんのことについて述べましたけれども、阿見町として、なぜデータ行政の確立が改めて必要なのかについて、再度お伺いしたいと思います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、データを用いて現状を客観的に見える化することで、本町の強み、弱みが一望でき、課題の洗い出しを行うことで、確かな政策につなげていくことができるものであるというふうに考えてございます。そして、分かりやすい形で公表することによりまして、町民の皆様にとりましても、将来のまちの姿を考えていく上での契機にもなりますし、判断材料にもなるものというふうに考えてございます。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　ありがとうございます。

続いて再質問なんですけれども、先ほどから町長選挙のことについて述べてきました。それで、町長選挙というのは、町の課題とか問題とか、それを明らかにして、町が今後どういう方向に進むかということを候補者同士がしっかりと町民に提示をして、町民がその中からそれを選んでいくと、こういう大事な選挙になります。

当然、町長選挙で、様々なチラシであったり街頭演説なんかも含めて、そういう議論を通じて町の未来を考えるという形になると思うんですけども、先ほど、町長選挙の議論の在り方について触れましたけども、その際、町長選挙で、民間団体が主催する公開討論会が計画されながら中止になったということですよね。町民としては、候補者双方の主張などを聞き、町政の課題について認識を共有する貴重な私は機会だったと思います。これ、なぜ中止となってしまったのか、改めて開催を実現するための努力がなされたのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　今の質問は、このデータブックと関係ない質問になっちゃってますけども。

○１４番（海野隆君）　いや、関係あるでしょう。データブックの共有というのは、データブック……。

○議長（野口雅弘君）　それは理屈になりますよ。基本的に今の話は、終わっちゃった話を全てやるということになれば、何でも質問していいということになりますから、それは質問外です。質問取り下げてください。

○１４番（海野隆君）　いや、再質問しているんですけど。

○議長（野口雅弘君）　質問時間がなくなりますよ、ほかの質問に変えてください。

○１４番（海野隆君）　いや、再質問をもうしましたんで。

○議長（野口雅弘君）　それには答えることがないと思いますんで。

○１４番（海野隆君）　ちょっと、何でそうやって議長は、質問できるか、できないかまで仕切るんですか。

○議長（野口雅弘君）　当然……。

○１４番（海野隆君）　そんなの、だって、当然関連すると思ってるから、こっちは質問してるわけだから。再質問の時点で、そういうことは言ったらいいじゃないですか。何を言ってるんですか、こんなところで。

○議長（野口雅弘君）　関連性がないから言ってるんですよ。

○１４番（海野隆君）　なぜ、関連性がないんですか。関連性があるじゃないですか。

○議長（野口雅弘君）　基本的にデータベースと、それとは、基本的にもう選挙の話とは終わってますから、選挙の話では質問はしないでください。

○１４番（海野隆君）　ちょっと時計止めて。時計止めといて、悪いんだけど。執行部とのや

り取りじゃないのでね。

それで、お聞きしますけど、どうしてデータブックの作成、データ行政について、僕はデータブックの作成について質問してるんですけど。

○議長（野口雅弘君）　はい、分かります。

○１４番（海野隆君）　データブックの作成ってどういう意味があるんですか。議長の認識としては。

○議長（野口雅弘君）　今度は議長ですか。あなたは何を言いたいんですか。基本的に、私、言いたいのは、基本的に、選挙の中のことを今さら答えるっていうことは、基本ないですから。選挙はもう。何でそれが分からないんですかね。

○１４番（海野隆君）　分かりませんね。全然分からん。

○議長（野口雅弘君）　暫時休憩します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時20分といたします。

午後　１時１４分休憩

午後　１時２０分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は、町長の個人的見解をただす場ではありません。したがって、通告はしたでしょうけども、これに関しては答える必要はないと私は断言します。

続いて、今から時間取りますんで。

14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　さっきの少し戻して。

私としては、個人的な見解を聞いたわけでも何でもないわけですね。町民に共通の認識を持ってもらうと、もやもや感を払拭すると。そのためには、そのことについて聞くってのは当たり前の話だと私は思いますけどね。国会での議論聞いたら、こんなのもう本当に日常茶飯事にやってるわけだから。それはいいとして、しようがない、これ議長が仕切るんだから、うん。だから分かってるって言ってるんじゃないの。何言ってるんだ。

〔「議長、進めて」と呼ぶ者あり〕

○１４番（海野隆君）　いや、進めてじゃないよ。俺が質問してんだよ。

○議長（野口雅弘君）　もう質問になってます。

○１４番（海野隆君）　何言ってるのか分かんないな。質問が、ちゃんとあれしたほうがいいよ。じゃね、再質問を言いますね。

さっき答弁をいただきました。シンプルでなかなか的確な答弁であるというふうに言いまし

たけども、その中で、いいですか、データブック作成の時期はね、明確じゃないんですよね。スピード感を持って検討すべきだと私は思います。

行政用語で、大体調査研究を進めるっていうのはね、検討しないというのとほぼ同義なんですよ。同義なんです。この答弁書でも、答弁でも自治体運営において極めて重要だと認識しているわけですから、担当課を決めて、時期を明示して答弁すべきだと思いますけども、その点についてどうですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町長答弁の中で調査研究を進めるとお答えしたことは、検討しないという趣旨ではございませんので、データブックの重要性につきましては十分認識をしておるところでございます。速やかに関係各課において協議を行いながら、具体化に向けて着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　これ簡単ですよ。福島市なんか100日でやるって言ってるんですよ。そもそも、ホームページを検索すれば様々なデータがあるんです、既に。それを一覧にして、議員もそうだけど、議員も分からない人いっぱいいる、僕も含めてね。だから、検索するの大変。町民の人にも一目瞭然のように、さっき言った市町村のハンドブック、冊子みたいな形にしてやっていただきたいということを申し上げたいんですけど、取りあえず、冊子としてやるということも含めて、データとして、ホームページにそういうところを設けてやっていただくということは約束してもらっていいですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

御紹介いただいておりました郡山市のホームページなどを見せていただきますと、阿見町でもホームページなどでは速やかに対応できる部分もあるのではないかというふうに考えておりますので、段階的にということになるかと思いますが進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、２番目の温水プールの整備について、熱源の検討状況についてお伺いしたいと思います。

今回の町長選挙の……。町長選挙、町長選挙ってね、町長選挙があったばかりなので、誠に申し訳ないんですけども、最大の争点でしたね、この温水プール整備というのは。防災公園の

整備については、阿見町温水プール基本計画の７ページに３行ほど触れられておりました。３行ね。本計画に防災に関わる大きな計画を入れ込むことは、全体計画書の大幅な増加になるのではないかというふうに思われます。

また、温水プールの基本計画によれば、温水を生む熱源については、15ページにそれぞれの熱源の比較対照した比較表がございます。

防災公園及び温水プールの熱源について２点ほど質問をします。

１点目、温水プールについては、近隣に防災公園を整備するということが全体計画の中に位置づけられております。防災機能を計画することで温水プール整備に与える影響にはどのようなことが考えられるのかというのが１点目。

２点目は、温水プールの維持管理の費用のうち、温水を生み出す熱源の割合が大きいと思われます。どの方式を採用するかは維持管理費に大きな影響を与えるものと思われます。阿見町温水プール基本計画では大まかに２つの方式を検討して比較しております。今回の阿見町の温水プールではどの方式を採用して整備しようとしているのか、その方式採用に防災公園整備との関係はあるのかどうか、この２点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　温水プールの整備についての質問にお答えいたします。

１点目の、防災機能を計画することで温水プールに与える影響についてであります。

温水プールの整備につきましては、阿見町温水プール基本計画において、隣接する公園や阿見中学校既存プールを解体した後の跡地利用も含め、将来は防災公園としての活用を想定しております。

防災機能といたしましては、プールの水を生活用水として活用することや、シャワーやお風呂の一般開放等を検討しており、平常時の学校利用や一般利用だけでなく、災害時にも有効活用することが可能となります。

また、災害対策本部となる役場や町指定避難所である阿見中学校、阿見小学校と一体的に温水プールを運用することで、災害時における支援機能を高めることができると考えております。

さらには、防災公園として位置づけることにより、国土交通省の防災・安全交付金の活用も可能となります。

２点目の、温水プールの熱源とその方式採用に関する防災公園との関係についてであります。

温水プールの熱源につきましては、阿見町温水プール基本計画において、ボイラー方式とヒートポンプ方式の２通りのメリット・デメリットを整理した上で、総合的に適切な方式を判断することとしております。

今年度実施している基本設計業務の中で、設計事務所において熱源についても比較検討を行っており、設備の設置面積や経済性、管理方法を比較した結果、都市ガスのボイラー方式を採用する方向で詳細を検討しております。

熱源の採用に関して、防災公園としての整備とは直接の関係はありません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、再質問をいたします。

今回の温水プールは、中学校のテニス用地の一部につくるということですけれども、ここの役場、それから阿見小学校、阿見中学校、この近隣の学校区の防災関連施設としては、阿見小学校校庭地下に、１人当たり３リットルで３万3,000人分、大規模な耐震性貯水槽が整備されております。

防災公園計画については、阿見町の中心地だけ二重三重の備えを整備しているような印象を受けます。防災公園の必要性があるのかどうかも疑問だと思います。それは、たくさんあったほうがそれはいいに決まっているけども、しかし、阿見町、人口が急増している荒川本郷地区、本郷地区など、防災拠点を、吉原もそうかもしれませんね、多極化し、地域全体のバランスというものは必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

防災公園としての活用については、町長答弁でもお答えしたとおり、温水プールの整備と併せて、隣接する公園や阿見中学校の既存プールを解体した後の跡地利用を含めて想定しているものであります。災害対策本部となる役場や町指定避難所である阿見中学校、阿見小学校と一体的に温水プールを運用することで、災害時における支援機能を高めることができると考えております。

他地区を含めたバランスという点ですが、町内における防災公園の必要性については、人口が集中している地区では、その位置づけが必要と考えております。阿見町地域防災計画においても、温水プールを含んだ阿見中央防災公園だけではなく、曙ふれあい公園、本郷近隣公園を防災公園として位置づけております。

また、今後新たに一定規模の大きな公園を整備する際には、防災公園としての位置づけを検討し、町内全体のバランスも踏まえ、防災対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　答弁は分かりました。ただ、新たに一定規模の大きな公園を整備する

っていう、その一定規模というのは、公園にもいろんな種類がありますよね。霞ケ浦沿岸のような大きい公園とか、吉原地区の大きい公園とか、あるいは本当に小さい街区公園とか含めて、一定規模の大きな公園というのは、どの程度の規模のことを言ってるんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

明確な面積の基準というのは、現時点ではちょっと考えておりませんが、やはりある程度の周りの人口とか、そういった部分から、災害時に人が、町民の方が避難してこれるような空間が確保できる、そういった規模感ということで現在は考えています。

公園の種別で言いますと、近隣公園、そういった部分が主になってくるのではないかというふうには現在考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　分かりました。

それでは、次の再質問に入りたいと思います。

阿見町の公共施設の熱源はいろいろあると思うんですね。学校等も含めて、公共施設の熱源、これまでに、近年、整備した施設ごとに熱源として採用されているものは、どの施設にどんなものがについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

近年の新築の建物ですと、令和６年度に本郷小学校の児童クラブ、７年度にあみ子育て支援センター、そして、８年度竣工予定としまして本郷小学校の増築棟を整備しておりまして、いずれも熱源としては空調用が該当いたします。

本郷小学校児童クラブ、あみ子育て支援センターにつきましては、空調用熱源に都市ガスを採用しております。前面道路まで都市ガス管の延長があったことや、都市ガスとすることでキュービクルが不要となり、整備費用を抑えられたことが理由となります。

一方、本郷小学校の増築棟につきましては、空調用熱源に電気を採用しております。本校舎の空調用熱源は都市ガスなんですけれども、増築棟につきましては、都市ガス配管や空調室外機を設置するスペースの関係上、電気としております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　分かりました。ありがとうございます。

それで、防災公園が近隣にできるということも含めて、熱源について、答弁では、これは都

市ガスのボイラー方式を採用する方向で詳細を検討しているということで、多分都市ガスを採用するのではないかなというふうに私としては理解をしましたけれども、一方で、地震等における防災上の観点から、ＬＰガスですね、プロパンガスの優位性があるとの指摘もありますね、一方で。

都市ガスを熱源として採用した場合、災害時の対応に問題はないか、課題はないか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えいたします。

都市ガスは地中に埋設されております。台風や豪雨などの影響が受けにくいということで、さらに現在は、東日本大震災などの地震にも耐えられるような耐震化が進められており、ガスの供給が停止することは考えにくいということで、都市ガスの供給会社、それから設計事務所のほうからは伺っております。

熱源に限って言えば、現時点では都市ガスを採用する方向で、災害時の対応に特別な課題はないと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、最後の質問に入りたいと思います。

町の情報発信について、阿見町長公式フェイスブックに掲載され削除された記事についてお伺いしたいと思います。

町長選挙告示前の、またこれ町長選挙に絡んで質問して申し訳ないんですけども、２月16日の阿見町公式ホームページにある阿見町長公式フェイスブックページに、選挙事務所内で撮影されたと思われる選挙の為書きや、スローガン、のぼりなどをバックに、「誕生日のお祝いメッセージのお礼」という記事が、「阿見町長の活動報告」という題で掲載をされました。それを見た町民の方々から私に、完全な公職選挙法違反なのではないかという指摘と通報がありました。

阿見町長公式フェイスブックページ運用方針によると、禁止事項として、１から幾つかあるんですけど、そのうちの１、公序良俗、法令等に違反するまたは違反するおそれがあるもの、４番として、政治、選挙、宗教活動を目的とするものなど、13項目について掲載を禁止すると定められております。

この記事は、その後、阿見町長公式フェイスブックページから姿を消して、これ町長の個人ページに掲載されているということでございます。

この件について、以下質問をいたします。

１、この記事は「阿見町長公式フェイスブックページ」にいつからいつまで掲載されたのか。アクセス数はどの程度あったのか。

２、アカウント管理者は阿見町町長公室秘書広聴課長となっており、アカウント運用者（投稿者）は、阿見町長及び町長公室秘書広聴課職員となっているが、当該記事の投稿者及び掲載者は誰か。

３、記事が削除されるに至った経過はどのようなものだったのか。

４、誰が、どのような根拠で、削除するという判断をしたのか。

５、当該記事の掲載は、阿見町長公式フェイスブックページ運用方針に照らして適当だったのかどうか。

６、本記事は、公職選挙法違反に該当するか。

以上お聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　町の情報発信についての質問にお答えいたします。

１点目の、この記事は「阿見町長公式フェイスブックページ」にいつからいつまで掲載されたのか。アクセス数はどの程度であったかについてであります。

当記事は、令和８年２月16日の午後２時30分頃から50分頃までの約20分間掲載されておりました。アクセス数については、７アカウントの方が16回閲覧しております。

２点目の、当該記事の投稿者及び掲載者は誰かについてであります。

当記事は、私個人のフェイスブック記事を基に、秘書広聴課職員が掲載したものであります。

３点目の、記事が削除されるに至った経緯はどのようなものか、及び４点目の、誰がどのような根拠で削除するという判断をしたのかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

当記事の掲載後、秘書広聴課宛てに２件、総務課宛てに２件、記事内容が不適切ではないかという電話がありました。この指摘を受け、秘書広聴課長が、阿見町長公式フェイスブックページ運用方針及び町選挙管理委員会の見解を確認し、担当職員に対して記事の削除を指示しました。

５点目の、当該記事の掲載は、阿見町長公式フェイスブックページ運用方針に照らして適当かについてであります。

当方針の１．目的、阿見町長の日々の公務活動について発信すること、及び５．禁止事項、政治、選挙、宗教活動等を目的とするものの２点においてふさわしくない部分があったと認識しております。

６点目の、本記事は、公職選挙法違反に該当するかについてであります。

公職選挙法に抵触するか否かについては、その具体的な行為の状況や経緯等を踏まえ、捜査機関や司法の場で判断されるべきものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず１点目ですけれども、私はちょっと勘違いしていたんですけれども、町長の個人ページに掲載されたものの中から、担当課職員がその中から阿見町長の公式フェイスブックに記事を転載するという形で、そういうシステムだというふうに、今、答弁があったと思います。

それで、転載する場合、一般的にどういう検討がなされて、それで掲載されていくのか。この当該記事については、どのような検討がなされたのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町が管理しております阿見町長公式フェイスブックは、町長個人のフェイスブックから、公務との関連性を精査をして転載をしております。本件につきましては、職員が町長の近況報告として形式的に処理をしてしまったということで、組織としての事前確認が不足していたという点があったということでございます。この点については真摯に受け止めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　今の点ですけれども、町長の個人ページに書かれているものから、公式フェイスブックに転載をするということが、果たしてそういうシステムでいいのかどうかっていうのは、やっぱりちょっとありますね。

なぜかっていうと、政治家ですから選挙に関わること、あらゆることが書かれていると思うんですよ。その中からチョイスして転載するというシステムになってるようですが、私は全然違うと思っていたんですよ。公式フェイスブックに掲載されてる記事は、あくまでも町の職員が取材して、書き方、内容も含めて、運用方針に照らして記事を掲載していると思ったんですけども、今のような方式で問題がなく、今後も運用をされるというふうに考えているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

町長の公務ということで、町のあらゆる行事のほうに参加しているということもございまして、町としての出来事と行事を発信する上では、一番公表しやすいというか、投稿しやすい内容になっているというふうに思っております。ですので、今のところはこういう形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　この記事は、だって、書いたのは誰なんですか。町の役場の職員が文書をつくったんですか。違うでしょう。いや、後で答えて。
だってね、運用方針に照らして記事を書くっていうのが職員の仕事なので、書いたそもそもの文章が、なかなか難しいですよね、これ。自分の書いたものじゃないものを運用方針に照らして、合ってるかどうかということをチョイスするっていうのは非常に難しいと私は思いますけども、それは問題ないんですか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
先ほども申し上げましたけれども、内容につきましては秘書広聴課のほうで確認をしております。その内容につきましても、町長の公式的な行事につきましては、事前に各課のほうから資料などもいただいていますので、その資料などとも照らし合わせて、適切な表現であるか、そういった点についても精査をした上で掲載をしているということでございます。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　次は、３点目の答弁についてお伺いしたいと思います。
３点目の答弁を聞くと、外部からの指摘により記事を削除したという経緯だったというふうに言ってますね。それから、運用方針に照らして不適当だったと判断したということですけども、選挙管理委員会からの見解も確認したと。つまり、内部の運用方針に照らして不適当だったと判断したばかりでなく、選挙管理委員会に照会をかけて、それで、選挙管理委員会の見解も確認して、その上で今回のようなことになったということなんですけども、選挙管理委員会には、どのような照会をかけて、選挙管理委員会の見解はどのようなものだったですか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
まず、ふさわしくないというふうに判断した点につきましては、運用方針にございます町長の公務活動を発信するという部分に対して、今回は町長の個人的内容になっていたという点が一つで、ふさわしくないというふうに判断したところでございます。
その上で、外部からの公職選挙法違反ではないかという指摘を受け、掲載された記事の見解を選挙管理委員会のほうに求めたものでございまして、選挙管理委員会といたしましては、個別の投稿を違反と断定する権限はないということですけれども、公職選挙法や過去の事例に照らして、誤解を招くおそれがあるのか、公式な広報媒体として適切かという法的な問題、客観

的な基準を確認して判断するものになるとの見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　選挙管理委員会の答弁はそういうことで、もちろん選挙管理委員会は、それが公職選挙法に違反するかどうかを判断するというね、警察だけが権限を持ってるわけですよね。警察か、取締り当局か。

それは分かったにしても、ただ、選挙の事前運動についてということで、これ弁護士が分かりやすく、タムラさんという弁護士ですけども、この方は元選挙管理委員会にいたらしいですね。その方が弁護士になって、一般的に選挙の事前運動の禁止についてはこういうことであるということでいろいろ書かれております。書かれている内容を見ると、選挙運動、当然、事前運動ですから選挙運動に関わるんですけども、これには４つの要素があって、その４つの要素がそれぞれ述べられています。それで、そのうちの１つだけは該当しないんだけど、３つについては、今回の記事は事前運動に該当すると私は思いますし、弁護士もそのように言っていると思います。

それは置いておいて、次、６点目です。この当該記事、皆さん見たことあるかどうか分からないけども、こんなものだったですね。こんなものだったんですけど、見えますか。写真の背景が選挙事務所として使用された場所であり、為書きなどを通じて、選挙運動に極めて密接な関連を想起させるものだったと私は思います。私は、先ほどの弁護士の説明からすると、公職選挙法の事前運動に当たる可能性は排除できないと思いますね。

改めて、この件について選挙管理委員会の見解、先ほど公室長が言ったもんだから、それから外れるような見解はないかもしれませんけども、改めて選挙管理委員会のほうで見解をお伺いしたいと思います。

同じなら同じって言えばいいじゃん。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

繰り返しということにはなりますけれども、一般論としてということですけれども、町選挙管理委員会は選挙の適正な執行を管理する機関でありまして、個別の行為が公職選挙法に抵触するか否かを断定的に判断する権限は有しておりませんので、最終的な違反の認定につきましては捜査機関や司法機関によってなされるべきものであるというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、最後に申し上げたいと思います。

今回の町長選挙及び町会議員補欠選挙が行われたわけですけども、公職選挙法に違反するのではないかなと思われる事案が散見されました。公共物に後援会ののぼりを掲示したり、それから選挙期間中、たすきをしたまま戸別訪問をしたりと、そういうことが通報という形で私のところにもいろいろ寄せられました。

少なくとも、この公職選挙法をよくよく理解していれば、多分行っていない行為だと私は思います。選挙管理委員会が、立候補予定者に対して説明会を行います。私の経験も含めて、どうもその説明会のときに、公職選挙法に対する、選挙一体ですから、公職選挙に対する説明が不足しているのではないかと思われる節があります。立候補しようとする方々は、公職選挙法に違反しようとしているわけではなくて、公職選挙法に対する知識のなさっていうかな、無知っていうと言葉悪いんだけども、知識のなさに起因しているものが大半だというふうに思われます。

反対に、全く公職選挙法に違反していないにもかかわらず、特定の仲間を有利にするために、他候補の準備期間を奪う意図があったとか、町長を志す立場として適切なのか、町民の皆様に胸を張れるものなのかとか、いわれなき非難をＳＮＳ上で拡散するというような行為も行われておりました。そうした行為や情報を受け取った有権者には、あたかもそれが正しいものであるという誤解が生じますね。

選挙管理委員会には、説明会という機会を通じて、少なくとも立候補する方々やそれに関係する関係者には、公職選挙法の具体的な事例を通じて周知する、よくよく周知するということが、民主主義における正当な代表者を選出するために必要不可欠だと思われます。ぜひとも、選挙管理委員会が、もう一踏ん張りというか、もう少し丁寧に説明をして、選挙に関わる方々に周知をすべきだというふうに思いますけども、いかがですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長石田栄司君。

○総務課長（石田栄司君）　お答えいたします。

まず、今回の町長選挙及び町議会議員補欠選挙におきまして、公職選挙法に関する行為について様々な御意見があるとの御指摘でございます。

先ほど来の執行部の答弁でもございましたが、個々の行為が公職選挙法に違反するか否かにつきましては、具体的な事実関係に基づき判断されるものでありまして、最終的には警察や司法当局によって判断される事項であることから、町選挙管理委員会としましては個別の事案について評価することは差し控えさせていただきたいと存じます。

一方で、御指摘のとおり、公職選挙法は規定が多岐にわたりまして、初めて立候補される方や関係者の方にとっては大変理解が難しい面があるのではないかというふうにも認識してございます。このため、町選挙管理委員会におきましては、立候補予定者説明会を開催し、要点を

まとめた立候補者の手引をはじめとしました様々な資料や実務参考書等を配付させていただき、選挙運動の方法、禁止されている行為、各種手続などについて説明を行っているところでございます。また、説明会では、実務上誤解されやすい事項や、過去の選挙で問合せの多かった事例なども御紹介させていただき、適正な選挙運動が行われるよう周知に努めているところでございます。

また、さらに説明会後におきましても、候補者や関係者から様々な個別のお問合せをいただきます。そういったことに対して、随時に対応して、法令の理解が深まるよう、継続的な支援にも努めているところでございます。

ただ、残念ながら、今回、町議会議員補欠選挙のほうは、その説明会の時間が取れなかったということで、十分な説明が及ばなかったのかなという点を反省いたしております。

町選挙管理委員会としましては、今後も説明会で取り上げる具体例の充実や、資料の工夫などを行いまして、候補者や関係者の皆様が法令を正しく理解し、適正な選挙運動が行われるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○１４番（海野隆君）　以上で終わります。

○議長（野口雅弘君）　これで14番海野隆君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、３月６日から３月16日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　１時５７分散会

第　　4　　号

〔　3　月　16　日　〕

令和８年第１回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和８年３月１６日（第４日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	倉重千晶君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩　孝君
町民生活部長	齋藤　明君
保健福祉部長	戸井　厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	浅野奉子君
管財課長	渡邉修宏君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
こども未来課長	大塚　淳君
中郷保育所長	竹内淑恵君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	田﨑和徳君
学校教育課長	飯塚洋一君
生涯学習課長	大橋雅道君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹　久
書記	堀内　淳
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和８年３月１６日　午前１１時開議

日程第１	会期の延長について	
日程第２	議案第２７号の撤回について	
日程第３	議案第３５号	令和８年度阿見町一般会計予算
日程第４	議案第６号	阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
	議案第７号	阿見町高齢者福祉基金条例の制定について
日程第５	議案第８号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第１０号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第１１号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１２号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第１３号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第１４号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１５号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第１６号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第１７号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
	議案第１８号	阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について
	議案第１９号	阿見町文化芸術振興条例の一部改正について
	議案第２０号	阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について
日程第６	議案第２１号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
	議案第２２号	令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第２３号　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第２４号　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第２５号　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
議案第２６号　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第７　議案第３３号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

日程第８　議案第３４号　公の施設の利用に関する協議について

日程第９　休会の件

午前１１時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会期の延長について

○議長（野口雅弘君）　日程第１、会期の延長についてを議題とします。

本件については、３月11日及び本日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君）　おはようございます。

会期の延長の件について御報告申し上げます。

令和８年第１回定例会につきまして、去る３月11日及び本日３月16日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で、本日は執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は３月17日までの15日間としていたところ、１日間延長して、３月18日までの16日間といたしました。

日程につきましては、本日14日目、本会議で、議案撤回、議案の上程及び提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに当初予算を除く議案について委員長報告・討論・採決。その後、委員会で、午後２時から予算決算特別委員会、総務所管分。15日目、３月17日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。16日目、３月18日は最終日となりますが委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。その後、午後２時から本会議で、当初予算の議案について委員長報告・討論・採決・閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　お諮りします。

本定例会の会期は３月17日までと議決されていますが、ただいまの議会運営委員会委員長の

報告どおり、３月18日まで１日間延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、会期は３月18日まで１日間延長することに決定しました。

議案第２７号の撤回について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、議案第27号の撤回についてを議題とします。

提案者から撤回の理由について説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　本定例会に提案いたしました議案第27号、令和８年度阿見町一般会計予算について、国勢調査の結果による令和９年11月の市制施行見送りに伴い、市制施行推進事業ほか市制施行関連予算を予算案から削除するため、議案の撤回をさせていただきたく、阿見町議会会議規則第20条第１項の規定により、議会の許可を求めるものであります。

以上、撤回の理由を申し上げましたが、御許可いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号の撤回についてを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第27号の撤回についてを許可することに決しました。

ただいまの撤回許可により、去る３月３日に付託しました議案第27号、令和８年度阿見町一般会計予算については、予算決算特別委員会に付託しないとともに、お手元に配付しました議案付託表から削除します。

議案第３５号　　令和８年度阿見町一般会計予算

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第３、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第35号の令和８年度阿見町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、市制施行の見送りに伴い、議案第27号、一般会計予算の内容から市制施行関連経費を削除し、予算総額を242億2,000万円から242億29万円に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る３月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第６号　　阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について

議案第７号　　阿見町高齢者福祉基金条例の制定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第４、議案第６号、阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について、議案第７号、阿見町高齢者福祉基金条例の制定について、以上２件を一括議題とします。

本案については、去る３月３日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長

より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和８年３月６日午後２時に開会し、３時21分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ22名、議会事務局から４名の出席をいただきました。なお、傍聴者は２名でした。

まず、議案第６号、阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について質疑を許しましたところ、委員から、具体的にはどのようなことが考慮されるのかという質疑があり、執行部から、想定されるものとしては、手話であったり、点字であったり、情報をウェブを活用したり、障害者にできるだけ分かりやすくコミュニケーションが図れるような取組をしていくという答弁がありました。

また、委員から、理念をいかにして町民に浸透させていくのかということは極めて大事だと思うがどのようにするのかという質疑があり、執行部から、施策を策定する主体は町だが、町全体として協働することで、平等で互いを尊重し、理解し合える社会を実現したいと考えている。周知の方法としては、ホームページや広報あみ、企業懇談会等を利用しながらの企業への説明、区長会を通じての地域への啓発などを利用して進めたいと考えているという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第６号、阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第７号、阿見町高齢者福祉基金条例の制定についての質疑を許したところ、委員から、基金の利活用について具体的に検討しているのかという質疑があり、執行部からは、現時点でこの寄附金の活用方法は未定だが、今後、改めてより多くの高齢者が活用する施策を真剣に考えていくという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第７号、阿見町高齢者福祉基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第６号から議案第７号までの２件についての委員長報告は原案可決であります。本案２件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６号から議案第７号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

議案第８号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第９号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第１０号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第１１号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１２号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第１３号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第１４号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１５号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第１６号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

議案第１７号　　阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

議案第１８号　　阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について

議案第１９号　　阿見町文化芸術振興条例の一部改正について

議案第２０号　　阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第５、議案第８号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第９号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第16号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第17号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、議案第18号、阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について、議案第19号、阿見町文化芸術振興条例の一部改正について、議案第20号、阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について、以上13件を一括議題とします。

本案については、去る３月３日本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和８年３月６日午前10時に開会し、10時35分まで慎重審議を行いました。出席委員は６名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から４名の出席をいただきました。なお、傍聴者はいませんでした。

まず、議案第８号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、今回通勤手当の改正が入るということですが、この金額についての根拠は

どういうものなのかという質疑があり、執行部からは、この改正は、国の改正に準じて町の条例を改正するものですという答弁がありました。

続いて、委員から、10キロメートルから15キロメートル未満から上の距離が改正されると思うんですが、その下の２キロメートルから５キロメートル、５キロメートルから10キロメートルは改正されない理由はという質疑があり、執行部からは、今回の改正は人事院勧告、それから国の改正に基づいて改正するものです。人事院勧告、国、公務員と民間との格差を埋めるための改正になっており、今回の通勤手当２キロメートルから10キロメートル未満に関しましては民間との格差がないということで、改正には至っておりませんという答弁がありました。

続いて、委員から、今後どれぐらいの予算の増加が見込まれるかという質疑があり、執行部からは、正規職員分で通勤手当の増額分が61万4,000円程度と試算しておりますと答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第８号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第９号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第９号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第11号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について、うち総務常任委員会所管事項についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは、続きまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

まず、議案第13号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についての質疑を許しましたところ、委員から、これまで地域子育て支援センターの子育て支援ネットワーク会議が担っていた機能は、どのような形で引き継がれるのかという質疑があり、執行部からは、地域子育て支援センターは、次年度よりあみ子育て支援センターに移行するという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第15号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を許したところ、委員から、虐待防止に関する研修の実施を求める規定が追加されたが、町立保育所ではどのような研修を実施する予定か、という質疑があり、執行部からは、今年度、虐待防止に関する研修として、専門機関による研修、不

適切保育予防研修、児童生徒性暴力等の予防と発生時の対応研修等に参加しているという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第16号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第18号、阿見町文化財保護審議会条例の一部改正についての質疑を許したところ、委員から、文化課に移行する具体的な職務、範囲はどのようなものかという質疑があり、執行部からは、現在、生涯学習課にある文化財係が文化課となる形で、町史編さん事業、埋蔵文化財の試掘、指定文化財、伝統芸能等を所管するという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町文化財保護審議会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第19号、阿見町文化芸術振興条例の一部改正についての質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町文化財保護審議会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第20号、阿見町児童屋内体育施設条例の廃止についての質疑を許したところ、委員から、防衛補助で整備した本郷小学校、舟島小学校を学校施設台帳に登録するということだが、防衛省のほうでは問題ないのかという質疑があり、執行部からは、問題はない。防衛省の規程によると34年という処分期限が設けられている。本郷小学校体育館は建築から46年、舟島小学校体育館は48年が経過している。北関東防衛局周辺環境部には確認しているという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、阿見町児童屋内体育施設条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和８年３月９日午前10時に開会し、午前10時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は５名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から４名の出席をいただきました。傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第17号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、現在までの企業誘致数について質疑があり、執行部から、条例制定から現在までの11年間で４社となっているとの答弁がありました。

また、今後３年間の企業誘致について質疑があり、執行部からは、企業誘致のアプローチは、県と連携し産業立地セミナー等の各種機会等を通じ、町内立地環境のＰＲを引き続き行っていくとの答弁がありました。

また、吉原地区の残りの面積はどのくらいあるのかとの質疑に対し、執行部からは、県が分譲する業務用地は、令和２年度までに全て分譲済みとなっているとの答弁がありました。

また、ＰＲに対する企業の感触について質疑があり、執行部からは、圏央道の４車線化による環境改善により、沿線地域への立地ニーズが大変高まり、町内の空き用地の問合せを定期的にいただいている状況だとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に

対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第８号から議案第20号までの13件についての委員長報告は原案可決であります。本案13件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第８号から議案第20号までの13件は原案どおり可決することに決しました。

議案第２１号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
議案第２２号	令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案第２３号	令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第２４号	令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第２５号	令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
議案第２６号	令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第６、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、議案第22号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第23号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第24号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）、議案第25号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）、議案第26号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）、以上６件を一括議題とします。

本案６件については、去る３月３日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは、先ほどに引き続きまして、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）のうち総務常任委員会所管事項について、審議

の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、0305会計年度任用職員関係経費で、2,992万9,000円の減額となっていますが、こちらの内容や理由はとの質疑があり、執行部からは、任用計画人数と比較して、実際の任用人数が少なかったことが一番の理由ですという答弁がありました。

続きまして、委員から、町債が１億7,830万円の減額になっておりますけれども、どの事業費の減額か、その要因は。という質疑があり、執行部からは、基本的には事業の確定に伴い、減額というような形になっておりますという答弁がありました。

続いて、委員から、令和７年度末の町債残高の見込みはという質疑があり、執行部からは、146億1,400万円ほどになると見込んでおりますという答弁がありました。

続いて、委員から、1111戸籍事務費、電算システム委託料701万5,000円の増と、電算システム使賃料の936万5,000円の減について、一体どのような理由でこうなったのかという質疑があり、執行部からは、電算システム委託料は、契約差金と、戸籍の氏名に振り仮名を振るシステム改修委託があり、それが778万8,000円で補助金の関係もあり、今年度補正予算に上げて、来年度に繰り越すということでこの金額になっております。それと電算システム使賃料は、国が全国的にシステムの標準化を進めて、戸籍システムを今年標準化した。それに伴い、これまでの既存設備の減とか、例えばネットワークで回線をつなぐシステムの回線使用料が当初よりも大きく減りました。具体的にはアマゾンウェブサービスが、約736万円程度当初より安くなったということでございますという答弁がありました。

続いて、委員から、1112庁舎維持管理費、需用費の電気使用料で、112万7,000円も減額している理由はという質疑があり、執行部からは、年度当初は、国の補助金が入ることを想定しない積算で計上しましたが、今年度も、負担軽減支援事業が入るということで、その分の減額ということになりますという答弁がありました。

続いて、委員から、1115浄化槽設置事業、1,223万4,000円の大幅な減額補正の理由はという質疑があり、執行部からは、こちらの補助金は浄化槽処理促進区域に高度処理浄化槽を設置する費用に対して補助金を交付する制度で、申請件数が当初の予定を下回る見込みとなり、不用額を減額するとの答弁でございました。

続きまして、委員から、1113合併70周年記念式典事業、今回の補正165万9,000円が減額になっております。全体で減が生じた理由はという質疑があり、執行部からは、70周年記念式典事業は10年に一度の記念式典となっており、当初見込んでいた数字より大幅な削減があったという答弁がありました。

続きまして、委員から、1112職員研修事業115万8,000円の減額は、予定していた研修ができなかったのかという質疑があり、執行部からは、予定していた研修は、申込者が予想よりも少

なく、研修に行く人員が少なかったということで、負担金を減額しておりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、1211防犯対策事業、防犯灯新設工事162万2,000円及び街頭防犯カメラ等設置事業補助金120万円が減額で計上されておりますが、当初の計画に対して、なぜこのような減額が生じたのかという質疑があり、執行部からは、防犯灯の設置件数が当初の見込みを下回ることになり、不用額を減額させていただきました。防犯カメラの減額についても、今年度は申請の見込みがなく、不用額を減額させていただいたものですとの答弁がありました。

続いて、委員から、1113住民情報ネットワーク運営事業1,500万円の減額補正となっており、どのような経費の見直しによるのか、その要因はという質疑があり、執行部からは、こちらの減額は、自治体情報システムの標準化・共通化に伴うガバメントクラウドの移行に関する部分になります。当初の事業費の算出は、まだ事業が始まる当初で、事業費が概算ということで、クラウドの利用状況やデータ通信料、為替の変動などで、月ごとに料金が変わるため、不確定要素を大分加味したもので予算を計上しておりました。そちらが、今回事業費を精査したことにより、減額となったものですという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは、続きまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げたいと思います。

まず、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、うち民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、委員から、41ページ、社会福祉費の敬老事業について、減額はどのような理由だったのかという質疑があり、執行部から、対象者数及び敬老会の実施

状況の見込みが当初の見込みを下回ったことによるものだ。75歳以上の記念品贈呈者数は住民基本台帳を基に見込んでいたが、予測が難しい転入、転出、死亡などで約400名ほど少なかった。また、行政区が開催する敬老会は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、開催する行政区が増加すると想定していたが、実際には開催を見送る行政区が多く、約半数の36行政区の実施にとどまったのが理由だという答弁がありました。

また、委員から、41ページ、地域医療介護総合確保基金事業補助金について、１億3,411万2,000円の増額の具体的な内容、財源及び補助率はどのような内容かという質疑があり、執行部からは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定により、茨城県が作成する計画に基づき、介護施設等を整備するものに対し、予算の範囲内において交付される補助金となっている。今回交付する対象のうち１つは、同法人によるグループホーム、小規模多機能型居宅介護の開設に伴う、１億96万2,000円。その内訳は、施設整備費として１施設当たり4,158万円の２施設で8,316万円。また開設準備費として、１床当たり98万9,000円の、２施設ともに９床、計18床の1,780万2,000円となっている。もう１つは、特別養護老人ホーム、こちらは別法人で、大規模改修に伴うＩＣＴ導入で3,315万円。その内訳は、開設準備費として、１床当たり32万5,000円の102床、3,315万円だ、という答弁がありました。

また、委員から、46ページ、児童手当支給事業、扶助費の児童手当が１億2,227万円の減について、理由について質疑があり、執行部からは、令和６年10月に所得制限の撤廃や支給対象年齢の拡大など、児童手当法の大幅な改正があった。そのため、対象児童数の実績がない状況で、令和７年度予算、こちらを人口等から推計し予算を計上したが、積算額が多くなってしまったことに伴う減額だ、という答弁がありました。

また、委員から、88ページ、総合運動公園維持管理事業電気設備工事、１億764万円の減額理由について質疑があり、執行部からは、野球場照明改修工事費の残額になる。要因は２つあり、１つは令和７年度当初予算の計上時点で工事設計が完了していなかったため、全灯をＬＥＤ化する想定の下、概算により予算を計上したが、その後、詳細設計を進めていく中で、野球場として必要な照度を改めて精査した結果、当初想定していたよりも、照明灯の設置数を減らすことが可能となった。その分、工事費が大きく減額になったものだ。２つ目は、低入札価格調査制度を適用し一般競争入札を実施したことにより、契約差金が生じたことによるもの。結果として残額が生じたこととなった。当初の予算設計の計算上の段階で、設計内容を踏まえた見込みの精度をさらに高める余地があったものと考えている。今後は設計の進捗状況を踏まえながら、より適切な積算に努めていく、という答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、うち民生教育委員会所管事項は、全

委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第22号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第23号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）の質疑を許しましたところ、委員から、10ページ、施設介護サービス給付費の１億3,000万円の減額理由はどのようなものだったのかという質疑があり、執行部からは、昨年の令和７年３月１日に開設した介護老人保健施設が定員100床のため、阿見町の入居者を約７割、70床とし、施設介護サービス給付額の増加を見込んでいたが、令和７年12月時点でも約４割の入所者数で、当初の見込額から大きく減額となったことによるもの、という答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第24号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）についての質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは、先ほどに引き続きまして、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、うち産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、農業委員会事務費委託料352万2,000円の減額についての質疑があ

り、執行部からは、農地法に基づき７月と８月全筆調査を実施しているが、請負差金分が出たので減額したとの答弁がありました。

次に、新規就農者支援事業300万円の減額についての質疑があり、執行部からは、２名を予定していたが、作業場の確保ができなかった等により申請に至らず150万円の２名分300万円を減額したとの答弁がありました。

次に、下水道事業会計繰出金4,193万8,000円の減額についての質疑があり、執行部からは、雨水事業として実施している荒川本郷調整池の流末排水路整備の負担金と下水道事業全般に係る補助金の減額との答弁がありました。

また、牛久阿見ＩＣ周辺開発事業の委託料2,666万4,000円の減額について質疑があり、執行部からは、地区界測量業務で、事業協力者が決定せず、事業区域の確定ができなかったため減額したとの答弁がありました。

また、２月18日県事業化の発表があったが、４年くらいで完結するのかとの質疑があり、執行部からは、まだ具体的なスケジュールは未調整で何年度を目指すかなど現状伝えられる状況ではないとの答弁がありました。

次に、未登記処理事業の公有財産購入費115万3,000円の減額補正の理由についての質疑があり、執行部からは、牛久阿見ＩＣ周辺開発に関わる測量業務に合わせて、地区内の未登記処理測量を発注する予定であったが、開発に関わる測量が延期となったため減額したとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号）、うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第21号から議案第26号までの６件についての委員長報告は原案可決であります。本案６件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までの６件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第３３号　　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第７、議案第33号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題とします。

本案については、去る３月３日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは、引き続きまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げたいと思います。

議案第33号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）の質疑を許したところ、委員より、ランドセルには、その金額の中に保証がついているのかどうかという質疑があり、執行部からは、通常の使用状態で生じた修理等に関わるものについては、６年間の保証がついており、保護者の負担はありませんという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第33号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）は、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第33号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第３４号　　公の施設の利用に関する協議について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第８、議案第34号、公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

本案については、去る３月３日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは、先ほどに引き続きまして、議案第34

号、公の施設の利用に関する協議について、御報告申し上げます。

議案第34号、公の施設の利用に関する協議について、質疑を許しましたところ、下水道をつなぐことによって、土浦市民の費用負担は下水道使用料のほかに負担するものがあるかとの質疑に対し、執行部からは、最初に支払う受益者負担金があるとの答弁がありました。

また、分担金は発生しないのかの質疑に対し、執行部からは、分担金という取扱いはないとの答弁がありました。

また、相互利用はいつ発生するのかとの質疑に対し、執行部からは、相互利用の協定に基づき、両議会の承認後、７月中に協議を開始する予定なので、その段階から発生するかと思われるとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第34号、公の施設の利用に関する協議については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第34号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決しました。

休会の件

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第９、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、３月17日を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時００分散会

第　　5　　号

〔　3　月　18　日　〕

令和８年第１回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和８年３月１８日（第５日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	倉重千晶君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩	孝君
町民生活部長	齋藤	明君
保健福祉部長	戸井	厚君
産業建設部長	野口正巳	君
教育委員会教育部長	糸賀昌士	君
政策企画課長	糸賀隆之	君
総務課長	石田栄司	君
財政課長	坂入紀章	君
上下水道課長	田﨑和徳	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	糸賀正芳	
書記	押切侑理	

令和８年第１回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和８年３月１８日　午後２時開議

日程第１	議案第２８号	令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第２９号	令和８年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第３０号	令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第３１号	令和８年度阿見町水道事業会計予算
	議案第３２号	令和８年度阿見町下水道事業会計予算
	議案第３５号	令和８年度阿見町一般会計予算
日程第２	決議案第１号	米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発する紛争の即時停止と対話による平和的解決を強く求める決議案について
日程第３	常任委員会所管事務調査報告	
日程第４	広聴広報特別委員会の報告について	
日程第５	議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について	

午後　２時００分開議

○議長（野口雅弘君）　皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第２８号　　令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２９号　　令和８年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第３０号　　令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第３１号　　令和８年度阿見町水道事業会計予算

議案第３２号　　令和８年度阿見町下水道事業会計予算

議案第３５号　　令和８年度阿見町一般会計予算

○議長（野口雅弘君）　日程第１、議案第28号、令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第29号、令和８年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第30号、令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号、令和８年度阿見町水道事業会計予算、議案第32号、令和８年度阿見町下水道事業会計予算、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算、以上６件を一括議題とします。

本案６件については、去る３月３日及び３月16日の本会議において予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長落合剛君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長落合剛君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（落合剛君）　それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和８年３月16日、３月17日、３月18日の３日間にわたり、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、初めに、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算については、反対討論、賛成討論の申出があり、起立による採決の結果、賛成多数により、原案どおり

可決いたしました。

続きまして、議案第28号、令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号、令和８年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第30号、令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号、令和８年度阿見町水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第32号、令和８年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

海野隆君。

○１４番（海野隆君）　私は、上程された議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に反対する立場から討論をいたします。

今回の予算はもともと市制施行を前提とした予算でありました。市制施行は、国勢調査速報値の結果、人口要件を満たさず見送りとなりましたが、そもそも来年度予算編成を決定する前の昨年の12月には人口要件を満たしていないことを認識していたものと思われます。また、町長選挙が告示となった２月17日時点でも同様に認識していたと推察されます。しかるに、町長選挙期間中も含めて、市制施行ののぼりを町内に林立させ、町民の期待を誤解させた疑いがあります。

同時に、にもかかわらず、市制施行に関する予算を盛り込み、議会に上程したことは議会に対しても誠実な対応だったとは言えなかったと思わざるを得ません。

私たち議会と執行部とでは、情報の質、量ともに圧倒的な格差があります。それでも議会として何らかの責任があるものと感じています。それは議決事項ではなかったものの、市制施行予定日を令和９年11月１日に設定した時点で、国勢調査の速報値が明らかになってから市制施行の準備に入っても十分準備が整うのではないかと、ブレーキをかけるべきでございました。議会としてのチェック機能を発揮できず、慎重さを欠いた対応しかできなかったことでございます。議会も前のめりになってしまったと言われても仕方がありません。

取り下げたとはいえ、私たちに提示された当初予算では、市制施行に関わる予算が数千万円に及び計上されておりました。私は予算全体について、市制施行に関わる影響をもう一度しっかりと検証して出し直すべきだと主張してまいりました。市制施行準備室に配置される予定だった職員の処遇、業務も定かではありません。

また、茨城県の直接執行と発表された牛久阿見インター周辺開発事業についても、出し直した本予算でも、相変わらず土地区画整理組合設立に向けた支援を行うことになっており、さらに組み直さなければならない予算となっております。

本予算には町民が期待する様々な事業が盛り込まれております。また、私自身が議会を通じて要望してきたことも予算化されておりますので反対することに躊躇はありますが、市制施行に関わる影響をもう一度しっかりと検証すべきだと考え、本予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

ただいまの反対討論の指摘は的を射ていないと言わざるを得ません。その理由といたしまして、議会初日の所信表明において千葉町長から基本政策の話がございました。その中の第２の柱、教育・文化において、ランドセルの無料配布の継続、中学校新入生お祝い事業の継続、給食費無償化、学校給食への有機農産物等の利用推進、そして第３の柱、子育て支援では、子ども食堂の拡充、子育て支援センターの開館、保育施設の拡充、18歳までの医療費無料化の継続、また、第４の柱の高齢者・障害者支援においては、帯状疱疹ワクチン接種の助成継続、認知症対策事業への支援、高齢者・障害者の就労支援拡充等がございました。これはほんの一部の紹介ではありますが、私は所信表明の内容を全面的に賛同し、支持するものであります。

そしてまた、私は障害者団体の代表として活動しておりますが、この令和８年度予算には障

害者総合支援法に基づく様々な福祉サービスが盛り込まれております。障害者自立支援給付事業だけでも11億7,880万9,000円の予算が組まれております。これは障害者の居宅介護、自立訓練、就労定着支援など、障害者にとって大切な事業であり、そのための大事な予算であります。

また、町立小中学校体育館への空調設備設置工事の予算も組まれております。これは学校の事業対策としてはもちろんでございますが、やはり体育館というのは災害時の避難所としても活用されるわけでございますから、学校体育館へのエアコン設置は当然必要な予算であります。

このほか、具体例を挙げれば切りがないほど、町民生活に欠かせない予算がたくさんございます。私はこの令和８年度の予算を一日も早く成立させることこそが町民福祉の向上につながると確信しております。それが我々議会議員に与えられた使命であると思います。

以上のことから、議案第35号に賛成をいたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

17番吉田憲市君。

○１７番（吉田憲市君）　私は、議案第35号、地方債、起債の目的、17温水プール整備事業債限度額3,680万円と、第９款教育費、２目体育施設費、1114温水プール整備事業8,309万5,000円に反対をいたします。

事業の概要説明では、プールの工事を令和７年度から実施をするため令和８年度に実施設計を行うとありますが、令和７年度に発注しました基本設計の成果物の納品もないまま実施設計を行うということは不自然であります。

かつ、何よりも心配なのが、東京電力福島第一原発事故に起因する除染作業から発生した放射能汚染土が、本計画のそばに埋設し覆土してあるとのことです。これは30年間保管しなければならないことになっております。今年の３月で15年経過したところで、あと15年は保管をしておかなければなりません。

予算委員会の説明では、計画地から外れている、現在の空間線量が基準値を下回っているとのことでありましたが、それは当たり前のことです。覆土されてるんで、当然にそれが異状であれば、今現在対策を立てなきゃならない。そういうことですので、空間線量が基準値を下回っていることは当たり前のことです。

私が心配してるのは、万一その工事によって掘削してしまった場合、汚染濃度、線量値が上がることが考えられます。このような危険を伴う場所に温水プール建設は、私は反対です。

よって、本議案に反対するものであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

まず、限られた財源の中で優先順位をつけ、執行部の方々が予算書を作成されているのを見受けられます。

その中でも、特に私は温水プール事業については必要な事業であると考えます。既に行われた町長選挙においても争点になっており、その中で町民が選んだ結果となり、町長もこれから町民に対し丁寧に説明をしながら、町民の皆さんが喜んで利用してもらえるような施設を造りたいと発言されています。

また、昨日の教育委員会での答弁でもありますとおり、除染土に関しても問題ないと。そして、それらを配慮して施工を行うと答弁がありました。

さらには、水泳時間の問題も挙げていました。文部科学省が目標としている10時間を、現状では２時間から４時間と、とても達成できないという問題点を挙げていました。近年、水難事故は全国的に増えており、水難者は過去10年で最多となっております。新型コロナウイルス蔓延後、水泳時間が確保できず、水の怖さを伝える授業の確保ができていないのも問題だと感じています。

温水プールができれば、年間を通じた水泳授業も確保でき、移動時間も負担も軽減でき、指導内容も充実します。さらには、温浴トレーニングエリアの併設により、健康増進施設の機能も兼ね備えております。町民の健康増進、教育環境の向上、そして利便性の向上につながる重要な事業と考えておりますので、私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　私は、令和８年度一般会計予算に対し反対の立場から討論をいたします。

この予算には、温水プール建設のための関連経費約１億2,000万円が計上されており、建設費が22億円とされるプール建設に大きく踏み出すものです。

私が反対する理由は２つあります。２つある理由の中で１番の理由が、温水プール建設によって、町民の健康を脅かすおそれがあることです。これまで町は、温水プール建設予定地を３か所の候補地から、昨年、阿見中学校のテニスコートやバスケットコートも含む場所に建設することを発表しました。しかし、テニスコート脇の高さ１メートルほどの盛土１か所に放射能汚染土が埋設されたことが判明し、用地確保のため、現在ある中学校の部室を移設し、用地を確保することにしました。

しかし、予算審議の過程で、埋設箇所は１か所ではなく５か所あることが分かりました。１か所目は阿見中学校テニスコート脇、そして２か所目と３か所目は旧学校区保育所跡地、そして新たに旧学校区児童館跡に４か所目と５か所目があることが分かりました。放射能汚染土が埋設されているところは１か所ではなく５か所だったんです。次々に新たな事実が分かってきたのです。

この埋設されている場所には放射性物質セシウム137が含まれています。今回の原発事故で放出された放射性物質セシウム137の半減期は30年とされています。原発事故から15年がたちましたが、半減期までにはまだ15年もあります。どうして今、放射能汚染土が５か所も埋設されている建設予定地に、今、安定しているところを掘り起こして不安定にし、温水プールを建てる必要があるのでしょうか。

平成23年３月、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、放射性物質汚染対策特別措置法が制定されました。この法律の目的は、放射性物質に汚染された地域の生活環境の保全、国民の健康被害の防止、汚染廃棄物の安全かつ確実な処理です。阿見町はこの法律によって、環境大臣が指定する汚染状況重点調査地域に指定されています。そしてまだ指定は解除されていません。次々に埋設箇所が明らかになってきましたが、まだほかに埋設地があるかもしれません。埋設箇所が不明のまま工事をすることは絶対に許されません。

町、議会は町民の皆さんの安全安心を守ることが最優先事項です。私は、町民の皆さんや、阿見町で学び、阿見町で働いている皆さんの安全安心を守るため、この予算案にまず反対します。

次に、私が反対する２番目の理由は、阿見町の財政状況が厳しい中、巨額の費用でプールを建設することです。

阿見町の財政状況は厳しいです。阿見町の貯金を示す財政調整基金が年々少なくなっています。巨額のプール建設費を捻出するため、令和８年度予算の至るところに影響が出ています。プール建設で約22億円、維持管理で約１億円、人件費、資材費の高騰により、さらに費用も膨らむものと思われます。ガソリン代も急騰している中、現在の物価高騰はまだまだ続きそうです。

また、市制施行の人口要件が５万人を超えなかった。そのため市制施行が見送られました。市制施行の見送りが町財政に及ぼす影響は計り知れず不透明です。プール建設よりも町民の暮らしを守る対策を講じていくことは急務です。

以上のように理由により、私は令和８年度一般会計予算に反対いたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

３番前田一輝君。

○３番（前田一輝君）　私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

本予算は、現役で働く世代が増えている当町において、子育てがしやすい町に向けた予算が多く組み込まれていると思います。地域子育て支援センターの開所、子育て世帯訪問支援事業、また、子供たちが伸び伸びと水泳授業に取り組める温水プールの建設など、今後の発展に大きな期待が寄せられていると思います。私自身も子育て世代である当事者として、周囲の父兄の方々、町民の皆様からも大きな感謝と期待が寄せられております。

また、話が出ている市制施行が取りやめとなったことについては、町にとって、また、執行部にとって、そして我々議会にとっても、関係する皆様にとって、決して小さな出来事ではありませんでした。しかし、市制施行に向けて一丸となって取り組んできたことは事実であり、福祉事務所設立にも向けた職員研修にも励み、市制施行準備室における知見の蓄積は大きな財産となったと思います。

下を向くばかりではなく、今ある現実を受け止め、再び市制施行を目指し、一歩一歩前に進んでいくことが大切だと考えております。本予算はその第一歩として、現実と将来の両方を見据えた内容であると受け止め、賛成させていただきます。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　ほかに討論はありませんか。

７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　私は、今回の議案第35号、令和８年度予算に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

本予算につきましては、私たち身の回りにあります様々な問題、防犯に関する部分、そして伝統芸能に対する部分、それから観光協会、こちらのほうに対する部分、そしてシルバー人材センター、こういったところに対する部分、そして医療給付金、こういった私たちの身の回りにある様々な小さな問題にさえも目を当ててきちんと配分をしている、そういう細かいところに目の行き届いた、そのような予算であることが、執行部の皆さんからの予算によりまして、はっきりとしております。

大きな問題は様々あるとは思いますが、先ほど前田議員がおっしゃったとおり、前を向いて、次の市制施行、そちらのほうに向けて進んでいこうではありませんか。私はそういった立場から、今回の予算に関しまして賛成させていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに討論はありませんか。

11番石引大介君。

○１１番（石引大介君）　私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

本予算には、阿見町の未来に大きく影響が出るであろう牛久阿見ＩＣ周辺開発事業の予算がございます。単独ではなかなか進めることが難しかった本事業に、茨城県が開発に乗り出すという大きな希望が生まれました。このチャンスを逃すわけにはまいりません。町と茨城県が連携し、この事業を早期に実施することは、阿見町発展のために非常に重要なことであると考えます。

また、温水プール整備事業も、学校プールの集約と町民による一般利用の両立を目指した整備でございます。予算委員会でも説明を受けたように、現状の民間施設利用では、他市町村の影響で大切な子供たちのプール授業の時間の確保が困難となっています。子供たちにとってプール授業は単なる授業ではなく、楽しい学校の思い出として残る大切なものではないでしょうか。

子供たちが楽しく学ぶ機会、環境をきちんと整備することは町の責任であると考えますので、私は、議案第35号、令和８年度阿見町一般会計予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

反対討論がありますので、順次採決します。

なお、当議会の慣例により、一般会計予算から採決します。

初めに、議案第35号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第35号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君）　起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第28号は委員長報告どおり可決する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第29号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第30号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第31号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第32号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決しました。

決議案第１号　　米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発する紛争の即時停止と対話による平和的解決を強く求める決議案について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、決議案第１号、米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発する紛争の即時停止と対話による平和的解決を強く求める決議案についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

海野隆君、登壇願います。

〔１４番海野隆君登壇〕

○１４番（海野隆君）　それでは、提出者を代表いたしまして御説明をさせていただきます。

まず、提案理由を申し上げます。

米国、イスラエルによるイランへの軍事攻撃は国連憲章に違反し、多くの民間人が犠牲となるなど、人道的にも容認できません。また、地域経済にとっても深刻な影響が現実のものとなっております。したがって、全ての当事国に対し、直ちに軍事行動を停止することを求めるとともに、国際的枠組みの中で平和的な解決に向けた誠実な対話の再開を強く要請するためでございます。

それでは、決議案を読み上げさせていただきます。

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃に端を発する紛争の即時停止と対話による平和的解決を強く求める決議案。

アメリカ合衆国とイスラエルにより、２月28日、イランに対する軍事攻撃が突如開始され、最高指導者ハメネイ氏ほか関係者が殺害された。この軍事攻撃ではイラン国内の約20の都市が攻撃されたと伝えられており、国連人権理事会の調査によれば民間人に多数の死傷者が出ており、南部の学校では死者数が150人を超えたとされている。

ホルムズ海峡が事実上封鎖され、またペルシャ湾岸地域の米軍基地などを狙うイランからの攻撃に伴い民間施設への被害が広がっており、中東地域の情勢は混迷の度を深めている。

米国とイスラエルによる今回の軍事行為は、国連憲章に明確に違反しており、国際秩序と法の支配に反するもので人道上も許されない行為だ。犠牲になられた全ての人々へ哀悼の意を表するとともに、国際紛争の解決に武力を用いて現状変更を試みる今回の行為に改めて反対の意思を表明する。

世界は、言語に絶する悲哀を人類に与えた２度の世界大戦の惨害の経験を踏まえて、国際連合という枠組みを通じて法の支配と話合いにより国際紛争の解決をめざし、その努力を各国の協調をもって積み重ねてきた。国際社会に求められていることは、核と軍事力を背景とした「力による平和」への道ではなく、対話と外交による平和的な紛争解決である。

ここに阿見町議会は、全ての当事国に対し、直ちに軍事行動を停止することを強く求める。また、国連をはじめとする国際的枠組みの下で、核問題を含む諸課題を平和的に解決するため

の誠実な対話を再開することを強く要請する。

日本政府においては、唯一の核被爆国として今回の軍事攻撃に対して国際秩序を遵守する立場から、ロシアがウクライナへの侵攻をした際に国際法違反と断じたのと同様に厳しい態度を国内外へ示し、国際社会と連携して事態の鎮静化と平和的解決に向けての積極的な外交努力を行うよう要請する。

以上、決議する。

令和８年３月18日。茨城県阿見町議会。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　質疑をさせていただきます。

本日、この決議案について、私、初めて知ったんですけれど、どうして今までこういう議論の機会がなく提案されたのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　皆さんのタブレットに既に提案をされて、共有していると思います。ぜひ共有しているものを確認していただいて、それで事前に、もう既に、今日突然皆様方に開示したわけではないので、その間、もし修正点などがあれば教えていただければありがたかったなと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　なるほど、分かりました。ちょっと議論する時間が欲しかったなと思うんですが、賛否についてはこの後の討論で明らかにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ほかに。

11番石引大介君。

○１１番（石引大介君）　お伺いしたいんですけれども、提案理由の中に、全ての当事国に対し直ちに軍事行動を停止することを求めるっていう記載がございます。こちらアメリカとイスラエルの攻撃に関して書かれているんですが、イランによるバーレーンやクウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヨルダンなどの攻撃に関しては国際法違反だというような記載がないんですけれども、こちらに関しては、このイランの行動に対して

も、アメリカとイスラエルと同じように捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　全ての当事国というのは、現在、中東地域で戦ってらっしゃるアメリカとイスラエルと、それからイランの報復ということも含めて書いてあるということで理解をしていただければありがたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第１号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと見て、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　私は、この決議案第１号に対して賛成の立場から討論させていただきます。

国連憲章第２条第４項において、すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないとされております。

また、第３項では、すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならないとも規定されております。

しかるに今般の中東情勢は、国連憲章の精神を危うくする状況が続いているものと思います。

日本は、日本国憲法第９条を有する平和国家であります。元内閣総理大臣安倍晋三氏が現職の総理大臣だった令和元年６月には、中東地域における、やはり同じようなアメリカとイランとの緊張が高まっている中で、安倍総理自らイラン・イスラム共和国を訪問され、直接、当時のハメネイ最高指導者に対し、緊張緩和と情勢の安定化について意を尽くして働きかけ、地域の緊張緩和に向けて会談をされたと。その後、御承知のように、これまでは緊張が緩和されていたわけでございます。

そういった経緯がありますので、今こそ日本が再び、イラン・イスラム共和国と平和的解決に向けた外交努力をすべきではないかと考えます。

以上のことから、本決議案に対して賛成いたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第１号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、決議案第１号は原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後２時45分といたします。

午後　２時３８分休憩

午後　２時４５分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第３、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では閉会中における事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは、命によりまして、令和６年度、７年度の総務常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について御報告いたします。

すいません。聞きづらいのは我慢してください。笑ってないで。

総務常任委員会においては、令和６年度、７年度の活動計画について、次のような計画を策定しました。

１、活動テーマとして、市制施行をめざした安心・快適なまちづくり。

２、活動テーマに沿った個別の調査事項として、防犯・防災に強いまちづくりについて、ごみ処理施設（災害ごみ）について、地域力の向上について、行政のよりよい仕組みについて、

以上の項目を調査事項として掲げました。

３、活動実績につきましては、９回の委員会開催、９回の所管事務調査を行いました。詳細につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

４、委員会としての成果ですが、委員会では、活動テーマを市制施行を目指した安心快適なまちづくりとして、令和６年度は、防犯・防災に強いまちづくりについてと、ごみ処理施設（災害ごみ）について、令和７年度は、地域力の向上について、行政のより良い仕組みについての４つの事項について、調査研究をする計画を立てました。

令和６年度は町内の設置や県外の自治体を中心に、先進地行政視察等積極的に実施した。当町においても消防団員数の減少傾向にあることから、消防団員の確保について、また、東日本大震災における災害廃棄物処理について経験をした各自治体から説明を受け、現状を把握するとともに意見交換を実施した。

令和７年度は町内の施設や県外の自治体を中心に、テーマに沿って先進地行政視察等を積極的に実施した。当町において業務委託を締結しているＮＰＯ法人マリッジクラブを訪問し、現在の取組の状況や課題などについて説明を受け、現状を把握した。

また、ごみの再資源化、電子町内会推進事業、結婚推進支援事業の取組について、先進自治体からの説明を受け、現状を把握するとともに意見交換を実施した。

それぞれの行政視察には、執行部から所管する部長も同行し、視察先における説明及び質疑応答を介して、今後の阿見町での課題について理解を深めました。

以上、総務常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（野口雅弘君）　次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは、命により、令和６年度、７年度の民生教育常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について報告をいたします。

民生教育常任委員会においては、令和６年度、７年度の活動計画について、次のような計画を策定しました。

１、活動テーマとして、誰一人取り残さない阿見町をつくるために。

２、活動テーマに沿った個別の調査事項として、給食費無償化を実現するための方策について、義務教育費無料化のために学用品や制服、教材費の実態について、君原小学校及び阿見第二小学校のトイレ問題について、給食食材の有機農産物活用について、障がい者福祉の現状と今後のあり方について、老老介護や独居高齢者等、高齢者福祉の現状と対策について、０歳から２歳児などの待機児童、保留児童問題及び学童保育待機児童の現状と今後の推移について、以上の項目を調査事項として掲げました。

３、活動実績につきましては、23回の委員会開催、８回の所管事務調査、１回の政策提言を行いました。詳細につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりです。

４、委員会としての成果ですが、委員会では、活動テーマ（重点調査事項）を「誰一人取り残さない阿見町をつくるために」とし、令和６年度は教育分野、令和７年度は福祉分野を調査研究する計画を立てました。

令和６年度は、学校給食費無償化、学用品無償化及び給食食材の有機農産物活用について、所管事務調査を実施したほか、義務教育無料化のために、学用品や制服、教材費の実態についてアンケート調査を実施しました。

方法は、小中学生を持つ保護者を対象に、学校と保護者間の連絡ツール、スクリレを利用して、アンケート調査を依頼しました。約40％の保護者から回答を得られ、学用品費の現状を知ることができました。

学校給食費無償化及び学用品無償化については、教育費の保護者負担の軽減に関する提言書として取りまとめた提言書を議長から町長に提出いたしました。

また、阿見第二小学校、君原小学校、朝日中学校、教育相談センターへの視察を実施し、実際の様子を見ることができました。

令和７年度は、待機児童問題、障がい者福祉、高齢者福祉等に焦点を当て、担当課へのヒアリングや町内施設及び先進地への行政視察を積極的に実施し、調査研究を行いました。

町内視察では、７か所の福祉施設で視察を行い、高齢者や障がい者への支援の現状を把握し、今後の課題を知ることができました。

また、先進地である兵庫県神戸市と明石市への行政視察を行い、認知症神戸モデルやあかしインクルーシブ条例等について説明を受けました。高齢者や障害者支援を含め、みんなが暮らしやすいまちづくり施策を推進する先進事例は、当町の第７次総合計画においての将来像、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、参考になりました。

以上をもちまして、民生教育常任委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは、命により、令和６年度、７年度の産業建設常任委員会、活動計画に基づく所管事務調査について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会においては、令和６年度、７年度の活動計画について、次のような計画を策定しました。

１、活動テーマとして、市制施行を支える都市開発・まちづくり。

２、活動テーマに沿った個別の調査事項として、荒川本郷地区周辺の都市開発・まちづくり、公共交通について、そして、牛久阿見インターチェンジ周辺及び上本郷・中根地区の都市開発・まちづくり、最後に、地域経済の活性化について、以上の項目を調査事項といたしました。

３、活動実績につきましては、17回の委員会開催、10回の所管事務調査、４回の現地調査を行いました。詳細につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

４、委員会としての成果ですが、委員会では、活動テーマ（重点調査事項）を市制施行を支える都市開発・まちづくりとし、活動テーマに沿った４つの個別調査事項を計画書に掲げるとともに、執行部への聞き取りや先進地行政視察、町内の現地調査を積極的に実施しました。

個別調査事項の荒川本郷地区周辺の都市開発・まちづくりについては、関係部署からのヒアリング回数を３回にわたって行うとともに、開発が進む荒川本郷地区中心エリアの視察や、都市開発・まちづくりを広く支える上水道施設・下水道施設の視察を行いました。

公共交通につきましては、主に県内外の行政視察を通じ、ＬＲＴや自動運転バスなどの先進事例について調査を行いました。

牛久阿見インターチェンジ周辺及び上本郷・中根区域の都市開発・まちづくりにつきましては、関係部署からの進捗状況ヒアリングを行った後、県内外の圏央道沿線で開発が進む先行地行政視察を実施しました。

地域経済の活性化につきましては、町内では商工会・清明川土地改良区事務所への視察、県内では地域ブランドの先行地視察を行い、県外ではふるさと納税、地域通貨の先行地行政視察を行いました。

それぞれの先進地行政視察には、執行部から所管部署の部課長も同行したため、各委員会の問題意識を共有するとともに、先進地の状況について理解を深めることにもつながりました。

産業建設常任委員会の所管事項は、長期的かつ多角的な視野に基づいて進めるべきものが多いですが、委員会の活動を通して執行部に対して行った様々な働きかけは、重点調査事項の進展を促すとともに、そのほかの事項についても執行部における検討を進める上での一助となったものと思います。

以上をもちまして、産業建設常任委員会からの報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

広聴広報特別委員会の報告について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第４、広聴広報特別委員会の報告についてを議題とします。

本案につきましては、広聴広報特別委員会に付議されている案件であります。委員長より委

員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

広聴広報特別委員会委員長筧田聡君、登壇願います。

〔広聴広報特別委員会委員長筧田聡君登壇〕

○広聴広報特別委員会委員長（筧田聡君）　それでは、命により、広聴広報特別委員会による調査結果について、報告書に沿って主なポイントを御報告申し上げます。

１、特別委員会設置に至る経緯。本委員会は、議員カフェ（素案）の具現化、議会モニター制度の的確な運用及び議会運営委員会の所管となっていた議会報告会の効果的な運営について、調査・研究を行うため、令和６年、第２回定例会における議会の議決により設置されました。

２、特別委員会の名称及び調査事項について。名称、広聴広報特別委員会。期間、令和６年６月４日から令和８年３月31まで。本日まで全29回の委員会を開催、先進事例調査として、栃木県高根沢町議会、埼玉県戸田市議会、長野県長野市議会への行政視察を行いました。

３、調査内容及び結果。まず、議会報告会の効果的な運営について。町民が集まり議員と交流・対話しやすい企画として、これまでの「報告を聞く場」から、「参加し、体験し、語り合う場」へと転換するため、開催方法を見直しました。具体的には、報告会の議場開催や議会ツアーの導入を行いました。また、イメージを刷新すべく、親しみやすい名称として、「あみトーク」を掲げ、常任委員会別トークやフリートークを行い、対話重視の姿勢を明確にしました。

次に、議員カフェ（素案）の具現化について。前委員会から引き継いだ構想を検討し、中学生、高校生を対象とした放課後議員カフェを企画。議員が学校を訪問する形としました。

また、「まちに出る議会」の可能性についても調査し、町内催事での実施につながる基礎資料をまとめました。

そして、議会モニター制度の的確な運用について、制度の実効性を高めるため、先進事例である埼玉県戸田市議会を視察し、制度を見直しました。

まず、制度として建設的な意見・提案を得やすくするため、意見対象を「議会運営に関すること」と明確にするとともに、傍聴のしやすさ、広報の分かりやすさなど、具体的な視点を提示しました。任期は１年とし、２年連続の就任はできないこととすることで、新陳代謝を促進する仕組みとしました。また、多様な視点を確保すべく、応募資格を町内への通勤・通学者などにも拡大、役割に「議会に関する情報発信」を追加するなど、より多くの人が参画しやすい制度へと転換しました。

４、主な成果。まず、議会報告会は令和６年11月17日「あみ議会報告会＆交流会‘24」を開催し、町民26名が参加しました。また、令和７年11月９日には「あみ議会報告会＆交流会‘25」を開催し、町民23名が参加しました。

次に、放課後議員カフェでは、令和７年７月に町内３中学校で、10月には霞ヶ浦高等学校で

実施し、若年層と議員が直接対話できる場を実現しました。生活環境で気になることから政策提案まで、様々な意見交換が行われました。アンケートを取った霞ヶ浦高校では、議員と直接話せて親近感が湧いたとの意見が多数寄せられ、全員が楽しかったと回答しています。

そして、議会モニターは改正した阿見町議会モニター設置要綱、新たに作成した運用基準に基づき、令和８年４月からの新制度運用に向けてモニター募集を行い、６名を選定しました。

５、総括。この２年間、本委員会には多くの新任議員が加わり、従来の枠にとらわれない柔軟な発想によって、開かれた議会の実現に大きく寄与しました。

議会報告会では、議会を身近に感じていただけるよう、全議員の連携によって実現した新しい形式は、アンケート結果においても高い満足度が示され、今後の議会報告会でも定着を図るべきだと考えます。

議員カフェでは、中学生、高校生と対話する機会として、放課後議員カフェを実施。意見聴取にとどまらず、若年層の参画促進や、主権者教育、キャリア教育の面からも意義ある取組となりました。

また、町内催事への出展など、今後の多角的な展開につながる基盤を整えました。

議会モニター制度については、本町の実情に即した制度として、より効果的な運用体制に転換しました。

今後、これらの取組をさらに継続、発展させ、より開かれた議会運営を実現していくことが重要だと考えております。

６、特別委員会調査報告書の提出。広聴広報特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなりましたので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和８年３月17日、議長宛て報告書を提出します。

７、資料。当特別委員会の委員は、報告書のとおりです。

以上、広聴広報特別委員……。

大変失礼しました。議会モニターの新制度運用に向けてモニター募集を行い、先ほど６名と言ってしまいましたが、９名を選出いたしました。失礼しました。

以上で、広聴広報特別委員会からの報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　なければ、討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

広聴広報特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、広聴広報特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第５、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君）　これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和８年第１回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後　３時０６分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　野　口　雅　弘

署　名　員　　吉　田　憲　市

署　名　員　　細　田　正　幸

参　考　資　料

令和８年第１回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第８号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内　総務常任委員会所管事項
	議案第21号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第６号	阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
	議案第７号	阿見町高齢者福祉基金条例の制定について
	議案第13号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第15号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町文化財保護審議会条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町文化芸術振興条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について

民生教育常任委員会	議案第21号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第22号	令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第23号	令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第24号	令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
	議案第33号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
産業建設常任委員会	議案第17号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
	議案第21号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第25号	令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第26号	令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第34号	公の施設の利用に関する協議について
予算決算特別委員会	議案第27号	令和８年度阿見町一般会計予算
	議案第28号	令和８年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第29号	令和８年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第30号	令和８年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第31号	令和８年度阿見町水道事業会計予算
	議案第32号	令和８年度阿見町下水道事業会計予算
	議案第35号	令和８年度阿見町一般会計予算

備考　議案第27号は令和８年３月16日に撤回されました。

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和７年12月～令和８年２月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	１月26日	全員協議会室	・第１回臨時会会期日程等について ・その他
	２月24日	全員協議会室	・第１回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・副議長選挙について ・産業建設常任委員会副委員長の互選について ・補欠議員について ・欠員に伴う各委員会委員の指名について ・その他
民生教育常任委員会	１月20日	兵庫県神戸市	・認知症「神戸モデル」の取り組みについて ・こうべオレンジカフェの取り組みについて
	１月21日	兵庫県明石市	・あかしインクルーシブ条例について ・認知症を支援する取り組みについて
産業建設常任委員会	１月21日	茨城県行方市	・なめがたブランド（サツマイモ）の状況について
広聴広報特別委員会	12月16日	全員協議会室	・阿見町議会モニター設置要綱の一部改正について ・その他

広聴広報特別委員会	２月12日	全員協議会室	・広聴広報特別委員会報告書について ・その他
議会だより編集委員会	１月13日	全員協議会室	・議会だより第187号の発行について ・その他
	１月19日	全員協議会室	・議会だより第187号の発行について ・その他
予算決算特別委員会	12月16日	全員協議会室	・予算決算特別委員会の運営の感想について ・３月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他
	１月13日	全員協議会室	・３月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・その他
	２月25日	全員協議会室	・令和８年度当初予算審査に伴う概要説明について ・その他
全員協議会	12月16日	全員協議会室	・消防団車両の売却について ・阿見町議会モニター設置要綱の一部改正について ・阿見町議会モニター設置要綱にかかる運用基準（案）について ・その他
	１月13日	全員協議会室	・地域気候変動適応計画の策定について

全員協議会	１月13日	全員協議会室	・阿見町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について ・その他
	１月26日	全員協議会室	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について ・「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」について ・その他
	２月３日	全員協議会室	・令和８年度阿見町予算内示について ・その他
	２月25日	全員協議会室	・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・組織機構の改正に伴う部署の新設等について ・「阿見町犯罪被害者等支援条例」及び「阿見町犯罪被害者等支援条例施行規則」の制定について ・阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について ・阿見町高齢者福祉基金条例の制定について ・あみ子育て支援センターの開館について ・つくば霞ヶ浦りんりんロード整備事業の進捗について

全 員 協 議 会	２月25日	全員協議会室	・新入生入学祝い品（ランドセル）支給事業について ・阿見町児童屋内体育施設条例の廃止について ・君原公民館大規模改修工事に伴う休館について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
龍ケ崎地方衛生組合	１月30日	全員協議会 ・令和８年第１回議会定例会提出予定案件について ・その他		吉田憲市 久保谷充
	２月９日	令和８年第１回定例会 ・龍ケ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・龍ケ崎地方衛生監査委員条例の一部を改正する条例について ・令和７年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第２号） ・令和８年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計予算	原案同意 原案可決 原案可決 原案可決	吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町斎場組合	２月２日	令和８年第１回定例会 ・令和７年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第２号） ・令和８年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	細田正幸 武藤次男 筧田　聡
茨城県後期高齢者医療広域連合	２月３日	全員協議会 ・令和８年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会における広域連合長提出予定議案の概略説明		野口雅弘

茨城県後期高齢者医療広域連合	２月３日	・議員提出予定議案の概略説明 ・令和８年第１回定例会開会までの日程等について ・その他		野口雅弘
稲敷地方広域市町村圏事務組合	１月28日	全員協議会 ・監査委員について ・令和８年第１回組合議会定例会提出議案について ・議員派遣の件について ・その他		海野　隆 栗原宜行 武井　浩
	２月10日	令和８年第１回定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について ・令和７年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第２号）	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	海野　隆 栗原宜行 武井　浩

稲敷地方広域市町村圏事務組合	２月10日	・令和７年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第１号） ・令和８年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・令和８年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算 ・議員派遣の件 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案可決 原案可決 原案可決 栗原宜行	海野　隆 栗原宜行 武井　浩

令和８年３月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会総務常任委員会
委　員　長　　久保谷　実

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和８年３月６日（月）午前１０時００分～午前１０時３５分

２．審査委員　　久保谷　実
紙井　和美
野口　雅弘
石引　大介
前田　一輝
筧田　聡

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第８号
議案第９号
議案第１０号
議案第１１号
議案第１２号
議案第１４号　内　総務常任委員会所管事項
議案第２１号　内　総務常任委員会所管事項

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和８年３月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会民生教育常任委員会
委　員　長　　海野　隆

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和８年３月６日（金）午後２時００分～午後３時２１分

２．審査委員　　海野　隆
細田　正幸
佐々木　芳江
武藤　次男
武井　浩
小川　秀和

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第６号
議案第７号
議案第１３号
議案第１４号　内　民生教育常任委員会所管事項
議案第１５号
議案第１６号
議案第１８号
議案第１９号
議案第２０号
議案第２１号　内　民生教育常任委員会所管事項
議案第２２号
議案第２３号
議案第２４号
議案第３３号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和８年３月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会産業建設常任委員会
委　員　長　　栗原　宜行

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和８年３月９日（月）午前１０時００分～午前１０時５０分

２．審査委員　　栗原　宜行
栗田　敏昌
吉田　憲市
久保谷　充
倉重　千晶

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第１７号
議案第２１号　内　産業建設常任委員会所管事項
議案第２５号
議案第２６号
議案第３４号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和８年３月１８日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会予算決算特別委員会
委　員　長　　落合　剛

予　算　決　算　特　別　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日

令和８年３月１６日（月）午後　２時００分～午後　４時５９分
令和８年３月１７日（火）午前１０時００分～午後　３時０１分
令和８年３月１８日（水）午前１０時００分～午前１１時４７分

２．審査委員　　１８名

落　合　　剛
栗　田　敏　昌
細　田　正　幸
吉　田　憲　市
久保谷　　実
紙　井　和　美
久保谷　　充
海　野　　隆
野　口　雅　弘
栗　原　宜　行
石　引　大　介
佐々木　芳　江
武　藤　次　男
武　井　　浩
小　川　秀　和
前　田　一　輝
筧　田　　聡
倉　重　千　晶

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第２８号
議案第２９号
議案第３０号
議案第３１号
議案第３２号
議案第３５号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

阿見町議会議長　野口　雅弘　殿

広聴広報特別委員会報告書

令和８年３月１８日

広聴広報特別委員会

委員長	筧田　聡
副委員長	栗原　宜行
委　員	紙井　和美
〃	栗田　敏昌
〃	落合　剛
〃	佐々木　芳江
〃	小川　秀和

【目次】

Ⅰ　特別委員会設置にいたる経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　特別委員会の名称及び調査事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅲ　調査内容及び結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅳ　主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅴ　総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅵ　特別委員会調査報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅶ　資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅰ　特別委員会設置にいたる経緯

阿見町議会は、令和４年第２回阿見町議会定例会において、令和６年３月31日までを調査期間とする広聴広報特別委員会（以下「旧委員会」という。）を設置し、議会モニターとの対話の企画、実施及び報告その他の調査研究を行ってきた。旧委員会の申送り事項である「議員カフェ」（素案）の具現化に資する検討や、議会モニター制度についての適確な運用、また、議会運営委員会の所管となっていた議会報告会の効果的な運営について調査研究を行うための組織について、令和６年３月の改選後の議員において協議し、令和６年第２回阿見町議会定例会において、地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条の規定に基づき、「阿見町議会広聴広報特別委員会の設置について」が議決され、広聴広報特別委員会を設置した。

Ⅱ　特別委員会の名称及び調査事項

１．名　　称：広聴広報特別委員会

２．設置根拠：地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第４条

３．目　　的：議会報告会の効果的な運営、議会モニター制度の適確な運用及び議員カフェ（素案）の具現化に資する検討について調査・研究を行うため、地方自治法第109条第４項の規定により、阿見町議会広聴広報特別委員会を設置するものとする。

４．委 員 数：７人

５．調査期間：令和６年６月４日から令和８年３月31日まで。閉会中も調査研究を行うことができる。

Ⅲ　調査内容及び結果

１.調査日時（委員会）

回数	調査日	調査内容
第１回	令和６年６月４日(火)	・委員長の互選について ・副委員長の互選について ・その他
第２回	令和６年６月18日(火)	・議会報告会について ・議会モニター制度について ・議員カフェ（素案）について ・その他
第３回	令和６年７月２日(火)	・今後の委員会の進め方について ・その他
第４回	令和６年７月22日(月)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第５回	令和６年８月５日(月)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第６回	令和６年８月26日(月)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第７回	令和６年９月13日(金)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第８回	令和６年10月２日(水)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第９回	令和６年10月29日(火)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第10回	令和６年11月12日(火)	・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・その他
第11回	令和６年11月26日(火)	・議会報告会の反省について ・その他

回数	調査日	調査内容
第12回	令和６年12月11日(水)	・今後の委員会の進め方について ・その他
第13回	令和６年12月23日(月)	・議員カフェについて ・所管事務調査について ・その他
第14回	令和７年１月20日(月)	・所管事務調査について ・議員カフェについて ・その他
第15回	令和７年２月７日(金)	・所管事務調査の反省について ・議員カフェについて ・その他
第16回	令和７年３月21日(金)	・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他
第17回	令和７年４月21日(月)	・年間スケジュール及び所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他
第18回	令和７年５月19日(月)	・所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会モニター制度について ・その他
第19回	令和７年６月23日(月)	・所管事務調査について ・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
第20回	令和７年７月11日(金)	・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
第21回	令和７年８月５日(火)	・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他

回数	調査日	調査内容
第22回	令和７年８月20日(水)	・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
第23回	令和７年９月22日(月)	・霞ヶ浦高等学校放課後議員カフェについて ・その他
第24回	令和７年10月17日(金)	・議員カフェについて ・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
第25回	令和７年10月28日(火)	・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
第26回	令和７年11月13日(木)	・議会報告会の反省について ・その他
第27回	令和７年12月16日(火)	・阿見町議会モニター設置要綱の一部改正について ・その他
第28回	令和８年２月12日(木)	・広聴広報特別委員会報告書について ・その他
第29回	令和８年３月11日(水)	・議会モニター選考について ・その他

２.調査日時（視察研修）

行先	調査日	調査内容
栃木県高根沢町議会	令和７年１月30日(木)	・カフェ・ド・ギカイの取組について
埼玉県戸田市議会	令和７年６月30日(月)	・議会モニター制度について
長野県長野市議会	令和７年７月１日(火)	・議員と話そうカフェトークについて

３．調査内容及び結果

（1） 議会報告会の効果的な運営

本委員会では、議会報告会を住民にとってより参加しやすく、親しみを感じられる場とするため、従来の対面中心型の形式を抜本的に見直し、住民参加型の手法へと転換した。「報告を聞く場」から「参加し、体験し、語り合う場」へのコンセプト刷新を行い、グループ単位での意見交換を充実させた結果、参加者から高い満足度を得ることができた。以下に、令和６年度および令和７年度の主な取り組みを記す。

【令和６年度：議場開放と「あみトーク」の実施】

令和６年11月17日、従来の公民館巡回型の開催方法を見直し、役場本庁舎の議場を主会場として開催した。日常的には立ち入りが制限されている議場を開放することで臨場感を高め、参加者に議員席・執行部席へ実際に着席してもらうことで、議会との物理的・心理的距離の縮小を図った。また、名称を親しみやすい「あみトーク」へ改め、対話重視の姿勢を明確にした。内容は、第１部「議会報告」、第２部「常任委員会別トーク」、第３部「フリートーク」で構成し、特にロビーでの車座トークは参加者から好評を得た。一方で、照明環境の不足や音声の干渉など、次年度に向けて改善すべき課題も確認された。

【令和７年度：体験型「議会ツアー」の導入】

令和７年11月９日の開催では、前年度の成果と課題を踏まえ、議会をさらに身近に感じてもらうことを目的として、議員が案内役を務める体験型企画「議会ツアー」を新たに導入した。議場のほか、正副議長室、委員会室、議員控室、図書室、事務局など、議会に関連する各室を順に巡り、配置された議員が役割や日常的な活動内容を説明する形式とした。これにより、議会活動の可視化と透明性の向上につながった。また、参加者を少人数グループに分け、３階・４階を別ルートで回遊させることで混雑を回避し、議員と参加者が近い距離で対話できる環境を整えた。その結果、アンケートでは「普段見られない場所を見学できてよかった」「議員と直接話す機会が持てて親近感が湧いた」など、全体として高い評価を得た。

(2)　議員カフェ（素案）の具現化に資する検討

前委員会から引き継いだ「議員カフェ（素案）」について、対象層を明確にした「放課後議員カフェ」と、町内イベントを活用する「催事型」の二つの方向性から検討を行い、実施可能性と効果について整理した。

【放課後議員カフェの実施】

主権者教育の観点から、次世代を担う若者との対話機会の創出を目的として実施した。

■中学校版（令和７年７月17日）

町内３中学校において、議員が学校へ出向く出前形式で実施した。これは、前年12月の定例会見学時に生徒と議員の交流機会が確保できなかったことを踏まえ、教育委員会へ企画提案し、学校側の調整により実現したものである。対象は生徒会役員およびクラス委員とし、通学路の安全対策、学校設備の改善など、日常生活に密接した意見が多数寄せられた。議員にとっても、学校現場の実情を把握できる貴重な機会となった。多くの生徒が「議員と交流するのは初めて」と回答しており、議会への関心が高まったとの意見が多く寄せられた。

■高校版（令和７年10月４日）

霞ヶ浦高等学校において、選挙権を有する、または取得を目前に控えた生徒を対象に実施した。生徒は事前に議会の仕組みを予習しており、政策的視点を含む発言も多く、質の高い意見交換が行われた。アイスブレイクとして「自分の推し」に関する話題を取り入れるなど、高校生が発言しやすい環境づくりに努めた結果、アンケートでは「とても楽しかった」との回答が100％となった。また、議員の志望動機や仕事内容に関する質問も寄せられ、キャリア教育としての効果も確認できた。

【催事型議員カフェの調査】

「町に出る」というコンセプトのもと、「あみさくらまつり」「あみスポーツフェスタ」「さわやかフェア」など、町内主要イベントでの実施可能性を調査した。各イベントの規約、政治的中立性の確保、議員の参加体制等を精査した結果、当年度の実施は見送る判断を行った。一方で、今後の実施に向けて、各催事の特性、参加条件、効果の想定を整理し、基礎資料として取りまとめた。これにより、次年度以降の催事型議員カフェの実現に向けた基盤を構築することができた。

(3)　議会モニター制度の適確な運用

議会モニター制度について、形骸化を防ぎ、より実効性の高い制度へ再構築することを目的として、先進事例である埼玉県戸田市議会を視察の上、制度の見直しを行った。視察結果を踏まえ、応募資格の拡大、要綱改正、職務の明確化、意見の取り扱いフローの整理など、制度全体の再定義を進めた。

【応募資格の拡大と要綱改正】

従来は「町内在住」の者のみを対象としていたが、「在勤者」「在学者」に加え、「町内で事業・活動を行う者」へと対象を拡大し、多様な視点を取り入れられる制度へ改めた。
任期については「１年」とし、「連続２期での任用は禁止するが、１期空ければ再任可能」とする規定を新設した。これにより、新陳代謝を確保しつつ、意欲ある者が継続的に関わる機会も担保できる仕組みとした。

【職務の明確化と運用基準の策定】

モニターの職務に「議会に関する情報発信」を追加し、役割の幅を明確化した。また、提出された意見の取り扱いについて、従来の「議長が必要に応じて」とする曖昧な規定を改め、「議会運営委員会が関係委員会へ報告し、協議を行う」と明記することで、意見反映のフローを明確にした。

あわせて、意見募集の対象範囲を「議会運営に関する事項」に重点化し、その具体例として「傍聴のしやすさ」「広報の分かりやすさ」などの視点を募集段階で提示した。これにより、制度として建設的な意見・提案を得やすい設計に改善した。

Ⅳ　主な成果

令和６年11月17日（日）	・あみ議会報告会＆交流会‘24 「知ろう、語ろう、進めよう!!みんなであみトーク」 第１部：議会活動の報告会 第２部：報告テーマで議員とトーク 第３部：議員とフリートーク 参加者数：町民26名、議員18名、計44名
令和７年７月17日(木)	・放課後議員カフェ（町立阿見中学校） 参加者数：生徒７名、議員４名、計11名 ・放課後議員カフェ（町立朝日中学校） 参加者数：生徒６名、議員６名、計12名 ・放課後議員カフェ（町立竹来中学校） 参加者数：生徒24名、議員８名、計32名
令和７年10月４日(土)	・放課後議員カフェ（私立霞ヶ浦高等学校） 参加者数：生徒13名、議員６名、計19名
令和７年11月９日(日)	・あみ議会報告会＆交流会‘25 「知ろう、語ろう、進めよう!!みんなであみトーク」 第１部：議会活動の報告会 第２部：議会ツアー 第３部：議員とフリートーク 参加者数：町民23名、議員18名、計41名
令和８年２月６日(金) ～３月６日(金)	・議会モニター募集 応募者数：９名

Ⅴ　総括

本委員会は、令和６年４月の設置以来約２年間、「開かれた議会」のさらなる深化と、町民の多様な意見を的確に把握し町政へ反映することを目的として、調査・研究活動を継続的に進めてきた。その成果は、議会報告会の刷新、若年層との新たな対話機会の創出、議会モニター制度の再構築、広報手法の戦略的見直しなど、多岐にわたって具体化した。

【議会報告会の刷新】

議会報告会では、従来の説明中心の形式から、住民が参加しやすく親しみを持てる形への転換を図り、名称も「あみトーク」へ刷新した。令和６年度および令和７年度の開催では、阿見町議会として初めて議場を会場としたほか、「議会ツアー（庁舎見学）」を実施した。普段は立ち入ることのできない議場を開放し、議員が案内役として庁舎内の各室を紹介する形式は、議会の透明性向上に寄与するとともに、議会との物理的・心理的距離を縮める効果を生んだ。アンケートでも「議員を身近に感じた」「議会の仕組みが理解できた」など高い評価が得られた。全議員が連携したこの方式は、今後の議会報告会の標準モデルとなり得る取り組みである。

【議員カフェの具現化】

前委員会から引き継いだ「議員カフェ（素案）」については、中学生・高校生を対象とした「放課後議員カフェ」として具体化した。議員が学校を訪問し、生徒と直接対話する形式を採用することで、単なる意見聴取にとどまらず、次世代への主権者教育としての役割も果たした。特に高校生との意見交換では、政策的視点を含む質の高い議論が展開され、若年層の政治への関心と参画意識の向上につながった。また、町内イベントでの実施可能性についても調査を行い、催事型の展開に向けた課題整理と基礎資料の作成を進め、次年度以降の多様な展開に向けた土台を整備した。

【議会モニター制度の再構築】

議会モニター制度については、埼玉県戸田市などの先進事例を視察した上で、本町の課題を踏まえ「阿見町モデル」として制度を再構築した。応募資格の拡大、任期の見直し、情報発信の役割付与など、より広範な住民参画を促す制度設計へ改めた。加えて、モニターから寄せられた意見の処理フローを明確化し、議会運営委員会を中心に関係委員会で協議できる体制を整備したことで、寄せられた意見が議会運営へ的確に反映される仕組みを構築した。

次期委員会への引継ぎ事項

本委員会は、約２年にわたる調査・研究活動の成果を踏まえ、次期委員会において特に検討・推進されるべき事項を以下の通り引き継ぐ。これらの取り組みを継続・発展させることで、阿見町議会のさらなる活性化を期待する。

１．議会報告会（あみトーク）の継続と改善

参加型・体験型の取組である「議会ツアー」や「車座トーク」は参加者の満足度が高く、引き続き継続すべきである。一方で、ロビーでの意見交換時の音響・照明環境の改善、役場と公共施設を交互に使用するなど会場選定の工夫によるマンネリ化防止、ＳＮＳ等を活用した広報の強化など、継続的な改善が必要である。これらを踏まえ、より対話しやすい環境整備と参加者層の拡大を図られたい。

２．「放課後議員カフェ」の定着と展開

中学校・高校との連携による「放課後議員カフェ」は、若年層の主権者教育として重要な意義を有することから、定例化に向けて継続されたい。参加対象を生徒会役員に限定せず、一般生徒へ拡大すること、さらに大学や各種団体との連携可能性を検討することが望ましい。併せて、町内イベント（あみスポーツフェスタ等）へのＰＲブース出展など、不特定多数と交流する「催事型」についても、調査結果に基づき検討を進められたい。また、議員側のファシリテーション力向上やアイスブレイク手法の工夫など、対話の質を高める取組も継続すべき課題である。さらに、教育委員会・学校側の協力に支えられていることを議会内で共有し、連携体制を維持することが不可欠である。

３．新たな「議会モニター制度」の運用開始と検証

要綱および運用基準の改正を踏まえ、令和８年度からの制度運用開始に向け、令和７年度中にモニター募集を実施している。特に、従来の町内居住者に加え、新たに対象となった「在勤者・在学者」への働きかけを強化し、多様な視点を議会運営に取り入れることが重要である。また、モニターによる情報発信の効果について検証を行い、制度が定着するよう継続的な運用改善を図られたい。

４．広報機能の強化と連携

情報発信手法の多様化が求められる中、「広報あみ」においては限られた紙面で効果的に伝達するため、写真・イラストの活用、キャッチコピーの工夫、ＱＲコードの積極活用等を検討されたい。併せて、議会だより、ホームページ、ＳＮＳとの連携を強化し、多角的な情報発信体制を構築する必要がある。今後も手法や運用ルールの精査を進め、より効果的な広報活動を継続されたい。

本委員会の活動期間中、多くの新任議員が加わったことは、従来の枠にとらわれない柔軟な発想をもたらし、各事業の進展に大きく寄与した。これまでに得られた成果と整備した運用ルールを次期委員会に確実に引き継ぐことで、阿見町議会が一層の透明性を高め、町民の負託に応え続ける議会として発展することを期待する。

以上をもって、本委員会の調査・研究が阿見町議会の発展と町民福祉の向上に寄与することを願い、総括とする。

Ⅵ　特別委員会調査報告書の提出

広聴広報特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなったので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和８年３月18日、議長あて報告書を提出する。

Ⅶ　資料

１．広聴広報特別委員会委員

職名	氏名	備考
委 員 長	筧田　聡	
副委員長	栗原　宜行	
委　　員	紙井　和美	
委　　員	高野　好央	令和８年２月５日まで
委　　員	栗田　敏昌	令和８年３月３日から
委　　員	落合　剛	
委　　員	佐々木　芳江	
委　　員	小川　秀和	